

目 次
第1号（6月12日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
議案第43号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第3号）	5
議案第44号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	5
議案第45号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）	5
議案第46号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第1号）	5
議案第47号 錦町子宝祝い金支給条例	20
議案第48号 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	20
議案第49号 錦町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第50号 錦町川辺川土地改良事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例	22
議案第51号 普通財産の無償貸付について	23
議案第52号 林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事請負契約について	25
議案第53号 町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（1期）請負変更契約について	26
議案第54号 町道路線の廃止について	27
議案第55号 町道路線の認定について	27
議案第56号 監査委員の選任について	28
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	29
発議第3号 錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	30
報告第1号 令和4年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書	31
報告第2号 令和4年度錦町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書	31
報告第3号 令和4年度錦町一般会計事故繰越し繰越計算書	31
報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について	33
休会の件	34
散 会	34

第2号（6月15日）

出席及び欠席議員	35
----------	----

職務のため議場に出席した者の職、氏名	35
説明のため出席した者の職、氏名	35
議事日程	36
本日の会議に付した事件	36
開 議	36
一般質問	36
8番 岡田 武志君	36
2番 丸小野聖一君	48
3番 梶原 誠二君	53
4番 早田 和彦君	64
6番 石松まゆ子君	73
散 会	83

第3号（6月16日）

出席及び欠席議員	85
職務のため議場に出席した者の職、氏名	85
説明のため出席した者の職、氏名	85
議事日程	86
本日の会議に付した事件	86
開 議	86
一般質問	86
5番 吉田 眞二君	86
10番 金山 民幸君	99
議案第43号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第3号）	107
議案第44号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	107
議案第45号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）	107
議案第46号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第1号）	107
議案第47号 錦町子宝祝い金支給条例	111
議員派遣の件について	111
委員会の閉会中の継続調査申し出について	112
閉 会	112
署 名	113

令和5年 第2回 錦町議会定例会議録 (第1号)

招集年月日	令和5年 6月12日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開会 令和5年 6月12日 散会 令和5年 6月12日	午前10時00分 午後 2時00分			
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳		
	3	〃 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一		
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	3	梶 原 誠 二	4 早 田 和 彦		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	山 園 琢 磨	農林振興課長	有 瀬 耕 二
副町長		保険政策課長	吉 田 誠 二	地域整備課長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課長	森 山 毅 宏	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第43号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第3号）
日程第5 議案第44号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第45号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第46号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第47号 錦町子宝祝い金支給条例
日程第9 議案第48号 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第49号 錦町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第50号 錦町川辺川土地改良事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
日程第12 議案第51号 普通財産の無償貸付について
日程第13 議案第52号 林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事請負契約について
日程第14 議案第53号 町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（1期）請負変更契約について
日程第15 議案第54号 町道路線の廃止について
日程第16 議案第55号 町道路線の認定について
日程第17 議案第56号 監査委員の選任について
日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第19 発議第3号 錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第20 報告第1号 令和4年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書
日程第21 報告第2号 令和4年度錦町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書
日程第22 報告第3号 令和4年度錦町一般会計事故繰越し繰越計算書
追加日程第1 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について
専第6号 和解及び損害賠償額の決定について
日程第23 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第43号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第3号）
日程第5 議案第44号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第45号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第46号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第47号 錦町子宝祝い金支給条例

- 日程第9 議案第48号 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第49号 錦町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第50号 錦町川辺川土地改良事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 日程第12 議案第51号 普通財産の無償貸付について
- 日程第13 議案第52号 林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事請負契約について
- 日程第14 議案第53号 町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（1期）請負変更契約について
- 日程第15 議案第54号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第55号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第56号 監査委員の選任について
- 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 発議第3号 錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 報告第1号 令和4年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第21 報告第2号 令和4年度錦町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第22 報告第3号 令和4年度錦町一般会計事故繰越し繰越計算書
- 追加日程第1 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について
- 専第6号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第23 休会の件

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第2回錦町議会定例会を開会し、直ちに開議いたします。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、3番、梶原誠二議員、4番、早田和彦議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、去る6月5日に議会運営委員会を開催し、御協議を願っております。結果について報告願います。議会運営委員長、岡田武志議員。

○議員（8番 岡田 武志君） おはようございます。議会運営委員長の岡田武志です。報告を行います。

去る6月5日に議会運営委員会を開催し、令和5年第2回錦町議会定例会の会期については、次のとおり協議しましたので報告します。

会期は、令和5年6月12日月曜日から6月16日金曜日までの5日間です。

12日月曜日は、本会議及び各常任委員会、13日火曜日から14日水曜日は各常任委員会、15日木曜日から

16日金曜日は本会議となります。なお、一般質問は15日木曜日と16日金曜日の午前中に行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から16日までの5日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から16日までの5日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お諮りします。報告の中で、字句、数字、その他文言整理を要するものがありましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、整理については、議長に委任することに決定しました。

まず、議長が報告します。諸般の報告。報告議員、荒川孝一。

1、組合等名、球磨郡議長会。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

（1）4月定例郡議長会議、日時、4月13日（木曜）午後3時、場所、球磨地域振興局。

協議事項。①令和5年度全国町村議会議長副議長研修会開催について。

（2）5月定例郡議長会議、日時、5月12日（金曜）午後4時、場所、錦町役場。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、②本会役員改選について、③令和5年度全国町村議会議長副議長研修会開催について、④令和5年度熊本県町村議会議長研修会及び臨時総会の開催について、⑤県庁織月会の開催について。ちなみに会長には、相原村議長、黒木議長、副会長に五木村議長、岡本議長、湯前議長、金子議長、監事に多良木町の宇佐議長、そして私が監事を務めることになりました。

（3）熊本県町村議会議長会臨時総会、日時6月2日（木曜）午後3時20分、場所、熊本県市町村自治会会館。

議事日程。第1、会議録署名人の指名、第2、選挙第1号選挙役員（会長1名、副会長2名、監事2名）、ちなみに会長には、下益城郡美里町の議長である上田孝議長がなられました。またこの総会において臨時議長を務めてまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、人吉球磨広域行政組合議員。早田和彦議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（早田 和彦君） おはようございます。諸般の報告をいたします。報告議員、早田和彦。

1、組合等名、人吉球磨広域行政組合。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

（1）令和5年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会、日時、令和5年3月27日（月曜）午前10時、場所、人吉球磨クリーンプラザ大会議室。

議事日程。日程第1、議案第2号人吉球磨広域行政組合個人情報保護法施行条例の制定について、日程第2、議案第3号人吉球磨広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、日程第3、議案第8号令和5年度

人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第4、議案第9号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、日程第5、委員会の閉会中の継続調査について。

(2) 令和5年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会、日時、令和5年5月30日(火曜)午前10時、場所、人吉球磨クリーンプラザ大会議室。

議事日程。日程第1、仮議席の指定、日程第2、議長の選挙、議長には五木村選出の西村議員が議長になられております。追加日程第1、議席の指定、追加日程第2、会議録署名議員の指名、追加日程第3、会期の決定、追加日程第4、副議長の選挙、副議長には人吉市選出の田中議員が副議長になられております。追加日程第5、議会運営委員会委員の選出について、追加日程第6、報告第1号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、追加日程第7、同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについて、追加日程第8、議員の派遣について。

以上で、人吉球磨広域行政組合報告を終わります。

○議長(荒川 孝一君) 次に、人吉下球磨消防組合議員、竹田農利人議員。7番、竹田議員。

○人吉下球磨消防組合議員(竹田農利人君) おはようございます。諸般の報告をいたします。諸般の報告。報告議員、竹田農利人。

1、組合等名、人吉下球磨消防組合。2、報告件名、令和5年5月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会。3、開催日及び場所、日時、令和5年5月22日午後2時より、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。4、内容(要点)。

議事日程。日程第1、仮議席の指定、日程第2、議長の選挙について、議長につきましては、相良村議会選出の永田博人議員がなられました。日程第3、副議長の選挙について、副議長につきましては人吉市議会より選出されておられます村上恵一議員がなりました。日程第4、議席の指定、日程第5、会期の決定、日程第6、議事録署名議員の指名、日程第7、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、日程第8、議案第2号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、日程第9、議案第3号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算(第1号)について、日程第10、議案第4号人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、日程第11、報告第1号令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第12、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長報告。

以上であります。

○議長(荒川 孝一君) これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第43号

日程第5. 議案第44号

日程第6. 議案第45号

日程第7. 議案第46号

○議長(荒川 孝一君) 日程第4、議案第43号令和5年度錦町一般会計補正予算(第3号)から日程第7、議案第46号令和5年度錦町下水道特別会計補正予算(第1号)についての4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長(森本 完一君) おはようございます。

本日、令和5年第2回錦町議会定例会に当たり、議長より発言の許可をいただきましたので、所信の一端を申し述

べます。

私は、先の錦町長選挙において、町民多数の御支持をいただき、栄えある第19代錦町長として引き続き務めをさせていただくことになり、その任の重さをひしひしと感じております。5期目においても、これまで同様、人の和を大切に、老いても安心して暮らせる町。若人に夢と希望が持てる町をまちづくりの基本とし、共に支え助け合う、暮らしやすい社会の実現を目標に町政の運営に当たってまいります。

さて、本年度の地方財政を取り巻く状況につきましては、内閣府が発表する月例経済報告によれば、景気は緩やかに回復しているとされています。景気の先行きについては、雇用や所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかに回復していることが期待されるものの、消費者物価は上昇しており、国が進める物価高克服、経済再生実現のための総合経済対策やエネルギー、食料品等に関する追加策と連動した対応が必要となります。

総務省は、2020年の国勢調査結果を発表しましたが、本町を除く人吉球磨管内では8.8%の減少であり、本町と比較すると倍ほどの減少幅であります。さらに人吉球磨の中心である人吉市の過疎指定が追加公示され、本町を除く人吉球磨全市町村が過疎地域となったことは、この地域の現状を示しており、同時にこれから一層進む少子高齢化、人口減少社会における地方創生の方向性の難しさ、厳しさを浮き彫りにしました。

そのように急速に進む少子化により、今後社会機能を維持できるのか瀬戸際の状況にあり、国においても子ども子育て政策は最重要施策と位置づけ異次元の少子化対策に取り組むこととしています。

一方、本町の財政状況については、これまで経常経費の抑制や健全な財政運営の推進などの取組から一定の成果を上げてきましたが、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨による大規模災害等への対応から、令和2年、3年度の歳出決算は90億円を超えるこれまでに経験したことがない規模となりました。令和4年度も前年度に比べ縮小しているものの影響は残っており、3月専決時点で予算額は85億円規模となっています。

本定例会においては、政策的経費を含んだ補正予算を提案いたしますが、起債残高は約60億円に上っており、財政指標の上昇は避けられない状況にあります。今年も財源の確保、経常経費削減、事業の選択と集中を行いながら、豪雨災害、新型コロナウイルス感染症、物価上昇で停滞した地域の活力を取り戻す取り組み、住民生活の安全安心の確保等のための施策を講じてまいります。

豪雨災害については、町内事業者等の御協力により、整備は確実に進んでおりますので、残る被災箇所について引き続き復旧に向け事業を進めてまいります。ただ、今年はエルニーニョ現象の発生が予想され、それに伴い異常気象の発生する確率も高くなることから、町民の皆様へ御協力をいただきながら、防災、危機管理対応力を強化し皆様の生命財産をしっかりと守ってまいります。

新型コロナウイルス感染症については、5月から5類感染症に移行となるなど対応に大きな変化が出てきています。3年にわたるコロナウイルス禍によって日常の行動が強く制限され、働き方やコミュニケーションなど生活様式の変化もあり、その対応も図っていかねばならないと認識をしております。

先にありましたように、国も子ども子育て政策を最重要施策としておりますので、本町においても国の施策と連動しながら子宝祝い金の支給や給食費補助、医療費無償化などを実施し、子育て支援の充実を図ってまいります。また、令和2年3月に総合戦略や人口ビジョンを網羅した総合計画を策定しておりますが、今年度は総合計画、総合戦略見直しの年でございますので、現状を踏まえ各種施策を計画的に織り込みながら、活力あるまちづくりを進めてまいります。

その他、新年度においては、告知放送システム更新、役場庁舎の大規模改修、プレミアム付商品券事業、小中学生への入学費用、修学旅行補助、4年ぶりのふるさと祭り実施に向けた予算などを計上しております。

また、介護保険をめぐっては、ここ数年、認知数が50人ほど増加しており、それに合わせて給付費用も著しい伸びを示しています。現在第8期錦町高齢者福祉計画・介護保険事業計画により、各高齢施策に取り組んでおります。今年度は新型コロナの影響により、思うような活動ができていませんでしたが、新型コロナも5類感染症に移行となるなど対応も変化していることから、感染状況を考慮しながら活動を本格化してまいります。

以下、重点施策ごとに御説明を申し上げます。

まず、本町の基幹産業であります農業の振興について申し上げます。

近年の社会情勢等による影響で、資材・燃料は高騰し、農業をめぐる情勢は厳しいものとなっております。

令和4年度においては、特に深刻な畜産農家の負担緩和に向けた支援施策を行ってきたところではありますが、依然として経営環境が厳しく長期化している状況を踏まえ、令和5年度においても、畜産農家に限らず農家、農業者全般の経営環境を注視し、必要に応じて負担軽減に取り組んだ対策を講じてまいります。

また、本町の特産品である梨、桃、栗等の果樹振興のため、乗用モア・栗のイガ剥き機を導入支援するなど各種事業を有効に活用し、地場産品の競争力強化、生産基盤強化を図りながら、持続可能な強い農林業の構築に努めてまいります。

認定農業者を中心とする担い手の確保につきましては、これまでどおり新規就農者への支援をはじめとして、新たに目指す農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を進め、多様な担い手の育成、確保に取り組んでまいります。

また、高収益作物への転換による農家所得の向上やスマート農業の推進など労働力の軽減や低コスト化による魅力ある農業の確立を進めてまいります。

畜産については、和牛子牛の価格が弱含みで推移しておりますが、畜産は地域循環型農業の要であり、今後とも関係機関と協力して飼養管理技術の向上、低コストで高品質な子牛生産に努めるとともに、優良子牛の自家保留牛助成事業や肥育素牛導入事業など、飼養頭数の増頭及び優良子牛を確保できるよう、国の施策を活用しながら、畜産農家の育成と経営の安定を図ってまいります。

次に、林業の振興について申し上げます。

林業は様々な恩恵をもたらしてくれる不可欠な資源です。林道の早期復旧を進めるとともに、森林組合と連携のもと森林経営管理制度を活用した適正管理、森林環境譲与税を活用した森林及びライフラインの整備、また本年8月稼働予定の誘致企業である錦バイオマス発電所における未利用材の再利用に努めてまいります。

商工業の振興、企業誘致、移住定住の促進について申し上げます。

商工業の振興については、一昨年度創設した商工業後継者支援制度等により後継者の育成に努めるとともに、起業者等に対する補助等を継続し、活性化を進めてまいります。

次に、誘致企業につきましては、既存誘致企業の活動支援を引き続き行い、残り1室となった就業センター内サテライトオフィスの活用をPRしてまいります。また、世界最大級の半導体製造会社が来年度県央で稼働予定であることから、人材の流出が懸念されますので、人材の確保の観点からも誘致活動を強化し、誘致目標達成に向けて展開してまいります。

さらに、移住定住の促進につきましては、3月にリニューアルしたホームページなどを通じて周知を図るとともに、昨年10月に開始しましたふるさと住民票制度を活用し、交流イベント「にしき会」を開催することにより、町の魅力発信等を行いながら、関係人口の創出に取り組めます。

ふるさと納税については、本町の振興のための貴重な財源であることから、今年度も取り組みを継続しながら、寄附額の確保に努めるとともに、企業版ふるさと納税についても取り組んでまいります。

観光面につきましては、人吉海軍航空基地資料館が一昨年3月にリニューアルオープンし、周辺の環境整備を進めてまいりましたが、昨年度、松根油乾溜作業所を完成させ、更には資料館周辺に建設されておりますゼンカイミート、錦バイオマス発電所も秋頃には稼働する予定であることから、連携を強化し、修学旅行や団体旅行の誘致につながるよう、また、平和についての学びの拠点及び観光拠点として役割を果たしてまいります。

福祉施策の推進について申し上げます。

全国的に進む少子高齢化は、医療や介護、年金といった持続可能な社会保障制度を確立していく上で、極めて重要な問題となっています。本町でも子育て世帯への支援は最も重要な行政課題であり、子宝祝い金制度、子ども医療費助成、幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の無償化等を継続し、子どもを安心して育てられる環境づくりを進めてまいります。

障がい者福祉施策は、錦町障がい福祉計画等に基づき、地元地域で自立した生活を送ることができるよう支援を図ってまいります。

高齢者施策については、生涯を通じて元気で自立した生活を送り、心身ともに健康でいられるよう、基幹型介護予防拠点施設ひだまり館を活用した介護予防教室や、いきいき百歳体操をプログラムとした地域での通いの場等を充実させ、認定者数の増加を抑制できるよう介護予防事業を展開してまいります。

健康の保持増進について申し上げます。

本町の国保医療費及び介護サービス費は依然として増加傾向にあります。その要因は、生活習慣病の重症化による入院費等の増によるものです。生活習慣病の早期発見、予防には健診が重要であり、健診を継続的に受けていただくことが、健康の保持増進の第一歩と考えますので、健診未受診者の受診勧奨を行うとともに、健診後の保健指導を徹底します。

高齢者の保健指導と介護予防事業の一体的実施事業によるフレイル予防や訪問指導を充実させるとともに、休日健診や施設健診など健診機会の拡充や、中学生健診、19歳からの基本健診の取組により、より多くの町民の皆様を受診していただける体制づくりに努めてまいります。

また、食生活改善推進協議会や健康推進協議会などの健康づくりを推進する地域活動と連携し、白だしレシピも活用した食生活における減塩や野菜摂取の普及を進めてまいります。

今後も町民一人ひとりが、自分の健康は自分で守るという意識を持つことが大事でありますので、町民の健康意識の醸成を図ってまいります。

教育の振興について申し上げます。

まず、学校教育についてであります。

子どもは未来を担う地域の宝であり、地域創生の活力の源でもあることから、地域に誇りを持ち心豊かにたくましく育てるため、外国語教育と伝統や文化に関するふるさと教育の充実に努めているところです。

平成29年度から、中学生を対象に英語検定補助を実施しておりますが、小学校も対象に加え、利用者は年々増加しております。

今年度からは、時間的、金銭的な子育て世帯の負担軽減を図り、より多くの子どもたちに学習環境を提供するため、町営塾にしき未来塾を開設し、政府目標の中学生英検3級、50%以上を達成するため、英語力の向上、学習の習慣化に努めてまいります。

また、令和4年度から外国語指導助手を4人体制にし、日常会話を中心としたコミュニケーション能力の向上を図っており、継続してこれからの国際化社会に対応できる人材の育成に努めてまいります。

GIGAスクール事業におきまして、一人1台の整備が完了したことから、積極的な活用を図り、子ども達の学力向上に取り組んでおり、本年度もプログラミング教室を進めてまいります。

小中学校全児童生徒を対象とした給食費補助は、これまでの半額補助から全額を補助する無償化とします。

従来から実施しております就学援助費助成に加え、今年度からは新たに入学祝い金として、小学入学時2万円、中学入学時3万円を補助し、修学旅行の費用についても、小中学生の必要経費の半額を補助することとし、子育て支援及び保護者の負担軽減を強化しています。今後においても子育て支援についてはより一層力を入れ、実施してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

町民すべてが人の和を大切にし、老いても安心して暮らせる町、若人に夢と希望が持てる町を目指して、生涯学習を推進しながら、人権教育の充実と更なる啓発を図ってまいります。

町図書館につきましては、少子高齢化が進み利用対象者が減少する中ではありますが、一昨年車両を更新し、巡回箇所を増加して運用してまいります。

今後も移動図書の新なる利用啓発に努め、住民サービスを図ってまいります。

社会体育については、高齢化や少子化に伴い、近年参加が難しい分館もあることに鑑み、町民体育祭をはじめ町内の各種スポーツ行事を工夫改善しながら、シニアスポーツを取り入れながら地域の連携と生涯スポーツの推進に努めてまいります。

消防・防災体制の整備について申し上げます。

町の地域防災計画に基づき、消防本部、消防団、自主防災組織など関係機関と連携し、災害時における的確な避難行動等できるようにするため、昨年度、3年ぶりに合同訓練を実施しました。内容は、小型ポンプの中継訓練、消防ヘリコプターを活用した救出訓練、ヘリへの給水訓練、自主防災組織と連携した炊き出し訓練等でしたが、現地を行うことで洗い出される課題もあり、今後も訓練を実施しながら、災害時における各団体との連携、協力体制を構築してまいります。

また、地域防災の要である消防団につきましては、人口の減少に伴い入団する若年層の減少は避けられない現実にあります。本年度は、女性消防団員3名の方に入団いただきました。今後も機能別消防団員、女性消防団員の募集を継続するとともに、団員の身分補償の充実も図ってまいります。

さらに、本年度、告知放送システムに係る更新業務が行われますので、更新後の円滑な防災情報等の提供に向け検討を進めてまいります。

防犯灯については毎年各区より要望がっておりますので、今後も整備を継続してまいります。

社会資本の整備について申し上げます。

令和2年7月の豪雨災害から約3年が経過し、町内各所で発生した被害も水無川橋復旧を残し、概ね完了し安堵しております。日常生活が回復した今後においても、道路については整備効果を検証しつつ事業を計画的、効率的に進め、橋梁については近接目視による点検結果に基づき、補強・修繕を計画的に行い、社会インフラの機能保全と維持管理の徹底に努めてまいります。また、国の代行業業となった球磨大橋架設については、一日でも早く完成し開通できますよう、引き続き国・県に要望してまいります。

近年問題となっている児童生徒が通学途中に車に撒きこまれる悲惨な事故が全国で多発していることを受け、本町においても交通弱者である児童生徒や高齢者の安全確保に向けた取り組みを関係機関と連携を取りながら進めてまいります。

水道事業については、一昨年実施した料金改定の状況を注視しながら、独立採算の原則に基づき、アセットマネジメントを策定し合理的かつ持続可能な経営ができるよう経費の節減と料金収入確保に努めます。また、今後の施設更新を見据えた基金の確保にも、適正な料金体制の確立に努め、より安定的な経営体制の整備を進めます。

下水道事業についても一昨年実施した料金改定を基本とし、経営安定化のための企業会計の導入や施設の長寿命化計画の策定など、体制整備に努めてまいります。

下水道区域外においては、浄化槽設置への取組を積極的に行い、生活排水環境の整備を図ってまいります。

公営住宅につきましては、建築から40年が経過した住宅が多数あることから、令和3年度に策定した長寿命化計画に基づき、屋上排水など住宅の維持管理、改善事業を計画的に進め、住環境の整備を図ってまいります。

また、大王原公園仮設団地利活用の検討を進めてまいります。

住宅リフォーム補助制度については、地域経済の活性化と居住環境の向上に大きく寄与しており、引き続き実施してまいります。

以上、所信を述べました。

今後も、国難というべき少子高齢化、人口減少は一段と進む中で、政府の経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）の原案で「平時に戻す」と明記し、コロナ禍関連の基金や地方自治体向け交付金を見直す方針を示しました。このことにより、本町の財政運営はさらに厳しさを増すものと思いますので、職責の重要性を再度認識し、職員と共に全力を捧げてまいる所存でございます。どうか議員各位並びに町民の皆様のさらなる御理解と御支援を心よりお願い申し上げます。

それでは、提案しております議案について理由を説明申し上げます。

議案第43号令和5年度錦町一般会計補正予算（第3号）、議案第44号令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第45号令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第46号令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第1号）、以上4議案につきましては、令和5年度各会計の補正予算に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第3号）は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,729万9,000円を追加し、予算の総額を69億3,293万1,000円とする案件でございます。骨格予算として編成していただきました当初予算に加え、政策的な施策などの肉づけ予算の計上となります。

補正の主なものは、子宝祝い金、学校給食費補助金、今回新たに小学校への入学祝い金と修学旅行補助金を加えた少子、子育て支援対策、農業、商業の振興を目的とした担い手支援給付金、住宅リフォーム補助金等の各種補助金、そのほかIP告知放送システム更新業務、庁舎改修工事、道路改良事業と地方債の補正でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加し、予算の総額を13億1,674万6,000円とする案件でございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第1号）は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、予算の総額を12億3,667万4,000円とする案件でございます。

次に、下水道特別会計補正予算（第1号）は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万3,000円を追加し、予算の総額を2億5,090万3,000円とする案件と地方債の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。まして提案による説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、議案つづりの6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正追加が3件です。

まず1番目から、起債の目的は緊急浚渫推進事業（緊急浚渫推進事業債）ですが、限度額は1,400万円、一武地区汁谷川ほか3河川の浚渫工事費用に充てるものです。

次に、緊急自然災害防止事業（緊急自然災害防止対策事業債）ですが、限度額は6,770万円、西地区風月野線法面対策工事、木上地区目郎第一線の排水対策工事費用に充てるものです。

次に、道路側溝改修舗装復旧事業（公共施設等適正管理推進事業債）ですが、限度額は3,890万円、久保昭和線側溝や、尾町福島線舗装復旧工事等の費用に充てるものです。

以上3件の起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとなっております。

以上で、第2表地方債補正について説明を終わります。

それでは、一般会計の歳入から申し上げますが、5万円未満の補正については、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、総務課関係になります。議案つづり14、15ページをお願いいたします。

一番下の欄になります。

19款繰入金ですが、いずれも今回の6月補正予算所要額の財源として計上をするものです。

まず、19款2項1目1節財政調整基金繰入金1億9,383万5,000円は、一般財源として繰り入れるもので、繰入れ後の基金残高については、13億800万円程度を見込んでおります。

次に、2目1節公共施設整備基金繰入金1億4,499万9,000円は、庁舎改修等の財源として繰り入れるもので、繰入れ後の基金残高については、8億6,600万円程度を見込んでおります。

次に、3目1節ふるさと錦ゆかり基金繰入金4,400万円は、子宝祝い金、担い手支援事業等に繰り入れるもので、繰入れ後の基金残高については、3億4,200万円程度を見込んでおります。

次に、10目1節にしき・まち・ひと・しごと創生推進基金繰入金690万円は、人吉海軍航空基地跡活用事業等に繰り入れるもので、繰入れ後の基金残高については、860万円程度を見込んでおります。

11目1節川辺川土地改良事業基金繰入金6万1,000円は、川辺川土地改良事業に繰り入れるもので、繰入れ後の基金残高はゼロ円となります。

次のページをお願いいたします。

一番上です。

13目1節錦町情報通信施設整備基金繰入金5,200万円は、告知放送システム更新業務に繰り入れるもので、繰入れ後の基金残高については、99万9,000円を見込んでおります。

次に、14目1節減債基金繰入金23万2,000円は、公債費に繰り入れるもので、繰入れ後の基金残高については、5億2,100万円程度を見込んでおります。

次に、1番下の欄、22款町債は、地方債補正で御説明をしたとおりです。

次に、歳出です。

20ページ、21ページをお願いいたします。

まず、全般的なことを申し上げますと、人件費の補正については、扶養手当、児童手当などの職員手当や共済費について調整を行っておりますので、それに係る説明は割愛させていただきます。

また、会計年度任用職員の社会保険料等についても調整を行っておりますので、同様に説明を割愛させていただきます。

ます。

併せて歳入と同様、5万円未満の補正についても、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承をお願いいたします。

下の欄になります。

2款1項1目一般管理費12節委託料179万6,000円は、職員の定年延長に係る人事給与システムの改修委託料となります。

18節負担金補助及び交付金240万5,000円は、球磨郡町村会が主催する新規採用職員の研修負担金として12万円、くま川鉄道株式会社に対する電気、燃料等の価格高騰支援分として68万3,000円、乗合タクシー事業補助分として160万2,000円増額をするものです。

次のページをお願いいたします。

一番上の欄になります。

2目電算管理費13節使用料及び賃借料44万6,000円は、外部接続用パソコン10台分の利用料、17節備品購入費6万6,000円は、外部接続用パソコン購入費用の単価上昇分を計上しております。

次に、3つ目の欄になります。

5目財産管理費10節需用費154万円は、高圧気中開閉器取替えアース修繕料として、12節委託料264万円は、庁舎大規模改修に係る監理委託料を計上しております。14節工事請負費9,451万2,000円のうち、説明欄の右側になりますけれども、役場庁舎改修工事から電気自動車充電設備工事までは、庁舎の大規模改修に係る工事となります。そのほか、就業センター前の舗装工事に370万円、一武町有地の整地工事として110万8,000円計上しております。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。

一番上の欄になります。

3款3項1目災害救助費7節報償費50万円は、災害見舞金5件分を計上しております。

続きまして、42、43ページをお願いします。

上から3つ目の欄になります。

9款1項4目防災費17節備品購入費523万円は、電気自動車1台分の購入費となります。

総務課関係は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 住民福祉課関係を御説明いたします。

まず、歳入です。

16、17ページをお開きください。

3段目です。

21款4項2目過年度収入1節過年度収入13万6,000円は、令和4年度災害救助費負担金精算金で台風14号に係る負担金です。

次に、歳出です。

24、25ページをお開きください。

3段目です。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費935万9,000円のうち、12節委託料908万1,000円は、戸籍システ

ムクラウド導入業務委託料で、5年度末でリース契約が終了するため、リース更新の時期を捉えクラウド化を実施するものです。

次に、26、27ページをお開きください。

下段です。

3款1項1目社会福祉総務費1,694万9,000円のうち、7節報償費1,660万円は、781子宝祝い金交付事業の子宝祝い金で、第1子15万円、第2子20万円、第3子以降25万円、81人分を計上しております。

22節償還金利子及び割引料12万4,000円は、133一般事務費の令和4年度県市町村自殺対策推進事業補助金返還金です。

28、29ページをお開きください。

3款1項6目給付金支給事業3,202万8,000円は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業で、3節職員手当等20万円は、時間外勤務手当、10節需用費20万円は、消耗品、印刷製本費、11節役務費30万8,000円は、通信運搬費振込手数料、12節委託料130万円は、システム改修業務委託料、18節負担金補助及び交付金3,000万円は、給付金1世帯当たり3万円、1,000世帯分を計上しております。町民税均等割非課税世帯が支給対象です。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 企画観光課関係を御説明いたします。

歳入です。

議案つづり、12ページ、13ページをお開きください。

2段目です。

15款2項1目総務費国庫補助金21節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,068万2,000円です。内訳としましては、まず、事業者支援生活者支援分3,568万円は、学校給食費補助事業をはじめ3事業分です。

次に、価格高騰重点支援分2,500万2,000円は、低所得世帯支援事業分です。

次に、22節デジタル田園都市国家構想推進交付金1億362万3,000円です。内訳としましては、まず、デジタル実装タイプ1億377万2,000円は、平成23年度から運用しておりますあいねっと放送、IP告知端末が、令和6年度で保守及び生産が終了となることから更新するものです。

次に、地方創生推進タイプ減額の14万9,000円は、交付額確定に伴う減額です。

次のページをお開きください。

2段目です。

18款1項6目1節地方創生応援税制寄附金90万円は、1社から100万円の企業版ふるさと納税があったことにより、現予算額に不足する額を予算計上するものです。

次のページをお開きください。

下から2段目です。

21款4項1目1節雑入350万円は、コミュニティ助成金を活用して、21分館及び5分館上井手のロ公民館の備品整備を行うものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。

22、23ページをお開きください。

一番下の段です。

2款1項23目にしき・まち・ひと・しごと創生推進基金費7節報償費6万2,000円は、企業版ふるさと納税で寄附をされた企業に対する記念品代の計上です。

次に、11節役務費19万3,000円、12節委託料88万円、13節使用料及び賃借料77万4,000円は、企業版ふるさと納税の寄附に伴う収納代行決済手数料、企業版ふるさと納税支援サービス業務委託料、ポータルサイト使用料で、昨年度実績ベースでの予算計上です。

次に、24節積立金90万円は、歳入でもございました1社分の寄附額を積み立てるものです。

次のページをお開きください。

一番下の段です。

2款7項1目企画費12節委託料90万5,000円です。

次のページをお開きください。

内容は、今年度末に発刊予定の町勢要覧ページデザイン政策業務委託料となります。

次に、負担金補助及び交付金350万円は、歳入でございました2分館の備品購入補助金です。

次に、5目錦ネット通信事業費12節委託料2億50万8,000円、13節使用料及び賃借料23万1,000円です。内容としましては、歳入でございましたデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、現在使用しておりますあいねっと放送のIP告知端末をタブレットもしくはスマートフォンを利用するものに更新するIP告知放送システム更新業務委託料1億9,481万円と、その更新に伴いますIP告知放送システム設定変更等支援業務委託料569万8,000円、またこれまでの放送システムサーバーがクラウドに変更になりますことから、告知放送用インターネット回線利用料を計上しております。

次に、36、37ページをお開きください。

2段目です。

7款1項1目商工総務費12節委託料、減額の294万8,000円は歳入でございましたデジタル田園都市国家構想推進交付金地方創生推進タイプの交付額確定に伴い、教育旅行プログラム作成業務委託料の減額です。

次に、負担金補助及び交付金1,250万円です。内訳としましては、4年ぶりに実施予定のふるさと祭りに伴います実行委員会補助金700万円、商工会から実施要望があっておりますプレミアム付商品券事業補助金550万円です。1冊当たり10%のプレミアム分を合わせまして、1万1,000円を5,000冊発行予定の計上となります。

次に、2目観光費10節需用費10万円は、本年度ロアツ熊本との連携によります火の国もりあげ隊事業でタウンデーイベントを予定しており、その際に配布しますノベルティ購入予算を計上するものです。

次に、12節委託料211万4,000円です。内訳としましては、まず松根油乾留作業所跡除草業務委託料7万円です。次に、物産・観光総合推進業務委託料減額の50万円は、空がつなぐまち人づくり推進協議会の合同事業で、2年後の戦後80周年事業に向け実施予定しております絵画展の準備業務となります。以前寄贈いただきました絵画に傷みが見られることからその修復にかかる業務です。

次に、ひみつ基地ミュージアムPR促進業務委託料250万円は、以前作成しましたストーリーブックと図録の増冊と修学旅行で入館されます児童生徒用のフィールドワーク学習ノートを新規で作成する業務となります。

次に、18節負担金補助及び交付金148万8,000円です。内訳としましては、人吉球磨観光地域づくり協議

会人件費負担金54万円、同協議会夏目友人帳15周年企画事業負担金94万8,000円です。

次に、3目公園等管理費14節工事請負費66万円は、木上蔵城公園内北側の水はけが悪いことから排水対策工事を実施するものです。

次のページをお開きください。

2段目です。

5目商工業振興費18節負担金補助及び交付金20万円は、商工業後継者支援給付金です。現在申請はございませんが、あった場合速やかに対応できるよう計上するものです。企画観光課関係は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） ここで10分ほど休憩します。休憩後は11時10分より会議します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 保険政策課関係を説明いたします。

まず、一般会計の歳出です。

26ページ、27ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金5万1,000円、次のページをお願いいたします、2目老人福祉費27節繰出金6万3,000円は、いずれも人件費等の補正による国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への繰出金の補正となります。

一般会計は以上です。

次に、国民健康保険特別会計の歳入です。

66ページ、67ページをお開きください。

6款1項1目一般会計繰入金4節職員給与費等繰入金5万1,000円は、人件費の増に伴う補正となります。

次のページをお開きください。

1款1項1目一般管理費5万1,000円は、職員及び会計年度任用職員の共済費の補正になります。

国民健康保険特別会計については以上です。

次に、介護保険特別会計の歳入です。

80ページ、81ページをお開きください。

6款1項4目その他一般会計繰入金6万3,000円、内訳として、1節職員給与費等繰入金14万5,000円は共済費等の増、2節事務費繰入金、減額8万2,000円は介護認定審査会負担金の減などに伴うものです。

次のページをお開きください。

歳出です。

1款3項2目介護認定審査会費、減額12万円は介護認定審査会負担金で、審査会の人件費の減に伴うものです。

以上で、保険政策課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 森山健康増進課長。

○健康増進課長（森山 毅宏君） 健康増進課関係の説明をいたします。

議案つづりは30、31ページをお開きください。中ほどになります。

4款1項2目予防費12節委託料16万3,000円です。これは、子宮頸がんワクチンに9価ワクチンが追加されたことによる健康管理システムの改修業務委託料です。

以上で、健康増進課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 農林振興課関係を説明いたします。

歳入からです。

議案つづり14ページ、15ページをお願いします。

上段からです。

16款2項4目1節農業費補助金53万7,000円は、攻めの園芸生産対策事業補助金で、唐芋収穫作業管理機導入に対する補助金です。補助率は3分の1になります。

次に、歳出です。

議案つづり32ページ、33ページをお願いします。

上からになります。

6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金2,296万8,000円のうち、説明欄上からになります、再生協議会運営補助金15万円は、錦町農業再生協議会の運営補助及びJAくま青壮年部が行う小学校の食育活動に対する補助金になります。次に、茶業振興事業補助金30万円は、茶部会錦支部に対する運営補助金です。次に、果樹高品質化施設導入事業補助金1,210万1,000円は、スピードスプレーヤー、ロボット草刈り機、乗用モア、栗いがむき機等の果樹施設の導入に対する補助金です。次に、攻めの園芸生産対策事業補助金53万7,000円は、球磨からいも生産組合に対する収穫作業管理機導入に対する補助金です。次に、農業担い手支援給付事業補助金900万円は、町独自の新規就農給付事業で、現在採択されておられます10名分と新規採択者2名を見込んで計上しております。次に、農業用ドローンオペレーター養成事業補助金60万円は、ドローンオペレーター資格取得に対する補助金で、4人分を見込んで計上しております。次に、特産品生産スマート化展開事業補助金8万円は、ロボット草刈り機、アシストスーツ等の実証実験を行っております錦町スマート農業推進協議会に対する事務費補助金です。次に、農業用防草シート購入事業補助金20万円は、道路、水路等に隣接した農地の法面に設置する農業用防草シートの購入費用に対する補助金です。

次に、4目畜産業費18節負担金補助及び交付金858万円のうち、酪農振興対策事業補助金130万円は、町酪農協議会運営補助金10万円、乳用牛保留事業補助金120万円になります。次に、畜産振興対策事業補助金445万円は、子牛注射代補助金95万円、繁殖牛・肥育素牛導入事業補助金350万円になります。次に、酪農ヘルパー補助金100万円は、錦町酪農ヘルパー利用組合に対するヘルパー利用補助金になります。次に、畜舎消毒事業補助金33万円は、畜産農家に対する畜舎消毒用の薬品購入に対する補助金になります。次に、優良子牛保留事業補助金150万円は、黒牛の自家保留に対する補助金となります。

次のページをお願いします。

上からです。

5目農地費18節負担金補助及び交付金6万7,000円は、土地改良事業団体連合会特別賦課金になります。令和4年度の土地改良事業、農道整備等の事業実績に応じて負担するものです。

1つ飛びまして、7目農村婦人の家費17節備品購入費61万6,000円は、みそ作りに使用する業務用圧力鍋4器の購入費です。

次に、11目川辺川総合土地改良費18節負担金補助及び交付金37万3,000円は、川辺川総合土地改良事業の地元負担金で、全体の9割相当分は令和4年度において繰上償還しておりますが、事業の完了に伴い、残り1割分の金額の確定により増額するものです。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 地域整備課関係を御説明します。

12ページ、13ページをお開きください。

上段です。

13款2項2目土木費負担金1節道路橋梁費負担金320万円は、木綿葉大橋補修補強事業に係る相良村負担分です。工事費増に伴い、補正するものです。2分の1の負担となります。

次に、歳出になります。

38、39ページをお開きください。

下段です。

8款1項1目土木総務費7,950万2,000円のうち、14節工事請負費6,782万円は緊急自然災害防止事業分で、町道風月野線法面对策工事及び町道目郎第一線排水対策工事の2事業分となります。

16節公有財産購入費281万9,000円は、熊本県が事業を進めております国道219号JA西スタンド交差点改良事業に伴い、道路に係る雑種地1筆分の用地代となります。

18節負担金補助及び交付金810万円は、住宅リフォーム補助金で、今後の申請増を見込み増額補正するものです。

次のページをお開きください。

上段から。

2項1目道路維持費2,468万8,000円のうち、12節委託料631万1,000円は、町道錦南部線ほか2路線の側溝清掃に係る業務委託料です。

14節工事請負費1,837万7,000円は、町道無田ノ原線ほか6ヶ所のブロック積み復旧、防草シート工、舗装打ち替えなど、道路維持に係る工事費です。

次に、2目道路新設改良費1億245万円のうち、12節委託料417万6,000円は、町道高原線安全対策事業に係る未登記分の用地測量設計業務委託料217万6,000円のほか、4路線分の排水対策及び離合箇所検討業務委託料です。

14節工事請負費9,680万8,000円は、11路線13ヶ所分の道路側溝改修・舗装復旧事業、道路改良事業及び橋梁長寿命化計画事業に係る工事費となります。

16節公有財産購入費170万円は、町道松里永野線道路改良事業に係る2筆分の用地購入費で、歳出残が見込まれます建築移転に伴う補償補填及び賠償金から組み替えるものです。

21節補償補填及び賠償金、減額23万4,000円は、先ほどの町道松里永野線分の公有財産購入費への予算組替のほか、町道佐土原知敷原線道路改良事業に係る農作物補償費を計上するものです。

次に、3項2目河川管理費1,695万2,000円のうち、12節委託料150万6,000円は河川管理委託料で、河川内の支障木伐採及び除草等に係る委託料を追加または増額補正するものです。

次に、14節工事請負費1,544万6,000円は、汁谷川ほか4河川排水路等の浚渫及び柳田川管理道路整備に

係る工事費を計上するものです。

次のページをお開きください。

2段目です。

5項1目住宅管理費14節工事請負費1,789万7,000円は、主なものとしまして、白坂団地11号棟、13号棟の屋上補修及び野間住宅の法面防草に係る工事費です。

一般会計は以上です。

次に、下水道特別会計について御説明します。

90ページをお開きください。

まずは、第2表、地方債補正の変更です。起債の目的が、資本費平準化債です。限度額を4,350万円から10万円減額し、4,340万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。資本費平準化債の再算定に伴い、起債予定額を減額するものです。

次に、事項別明細の歳入です。

94、95ページをお開きください。

上段から。

2款1項1目下水道使用料1節現年度分32万3,000円は、人件費の増額に伴う財源調整です。

次の5款1項1目1節前年度繰越金10万円は、次の町債、先ほど地方債補正で申しました資本費平準化債の減額に伴う財源調整となります。

以上で、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 教育振興課関係を御説明します。

歳入です。

12、13ページをお開きください。

15款2項5目教育費国庫補助金4節学校保健特別対策事業費補助金202万5,000円は、コロナ感染症対策に係る消毒薬等の消耗品や備品等の購入費用に対する補助金です。1校当たり小学校45万円、中学校67万5,000円の2分の1の補助金となります。

次は歳出です。

42、43ページをお開きください。

10款1項2目事務局費598万9,000円のうち、8節旅費11万1,000円は、次のページお開きください、一般事務費における講師旅費などです。8月開催予定の町内教職員の合同研修会の講師として、北海道大学教授を招いて実施するものです。

次に、18節負担金補助及び交付金531万円は、子育て支援、保護者の負担軽減策として実施する入学祝い金です。小学入学時2万円、中学入学時3万円を補助するものです。令和5年度対象者は、小学校93人、中学校115人となります。

次に、2項1目学校管理費928万5,000円です。

10節需用費、消耗品費169万5,000円、11節役務費18万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する小学校3校の消毒液等の購入やカーテンクリーニング料などの対策費用となります。

13節使用料及び賃借料300万7,000円は、一般事務費における校務用シンククライアント端末利用料になり

ます。教職員71台分、9月から3月までの7ヶ月分になります。

14節工事請負費253万円は、特別支援学級カーテン設置工事ほか3件分の施設整備工事となります。

17節備品購入費187万2,000円は、西小学校における特別支援学級の増加に伴う校舎の改修により必要となった黒板やパーティションなどの備品購入101万8,000円と、コロナ感染症対策として取り組む給食配膳台やサーモカメラなどの備品購入85万4,000円の2件分です。

次に、同項2目教育振興費141万円のうち、18節負担金補助及び交付金132万円は、入学祝い金と同様に子育て支援、保護者の負担軽減策として実施する、修学旅行費用に対する補助金です。必要経費の半額を交付するものです。令和5年度、6年生110人が対象となります。

次のページをお開きください。

3項1目学校管理費1,198万4,000円です。

10節需用費183万8,000円は、一般事務費における修繕料53万円と、コロナ感染症対策として実施する消毒液等の消耗品費130万8,000円の2件分です。

13節使用料及び賃借料169万4,000円は、校務用シンクライアント端末利用料で、教職員40台分の7ヶ月分となります。

14節工事請負費840万円は、学校施設整備事業として取り組む駐車場新設工事400万円及びグラウンド南側フェンス改修工事ほか1件分の工事になります。

17節備品購入費5万2,000円は、コロナ感染症対策としての備品購入費です。

次に、同項2目教育振興費18節負担金補助及び交付金350万円は、小学校費でも御説明した修学旅行費用の必要経費の半額を補助するものです。令和5年度、2年生100人が対象となります。

次に、4項1目社会教育総務費408万6,000円のうち、7節報償費12万円は、生涯学習事業におけるいきいき大学講座2部門の追加による講師謝金の増額になります。

11節役務費7万8,000円は、次のページをお開きください、972番、地域学校協働本部事業における携帯電話料になります。

前のページにお戻りください。12節委託料168万3,000円、14節工事請負費50万円は、次のページをお開きください、説明欄543番の文化財保護事業における西上大鶴地区の宇佐八幡宮樹木伐採業務委託料と、一武土屋観音堂手摺取付け工事になります。

前のページにお戻りください。17節備品購入費30万円は、卓球台購入3台分になります。西、木上コミュニティセンターと青年会館に配置する予定です。

次のページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金117万6,000円は、町婦人会、青年団、文化協会への補助金95万4,000円と、郷土芸能継承保存育成団体6団体と「ふるさと祭り」出場団体2団体への補助金22万2,000円の5件分です。

次に、2つ飛びまして、5項1目保健体育総務費18節負担金補助及び交付金88万円は、兵法タイ捨流興流450周年記念行事補助金61万円ほか2件分の補助金と城南地区柔道選手権大会負担金4万円の4件分になります。

次のページをお開きください。

次に、同項2目体育施設費10節需用費50万円は、国体記念運動公園の高圧気中開閉器更新修繕料になります。

次に、6項1目学校給食センター費18節負担金補助及び交付金3,312万7,000円は、学校給食費補助金で、

7月からの給食費全額補助による8ヶ月分を追加計上するものです。対象児童617人、生徒317人、合計934人分の補助金となり、年間4,599万1,000円を見込んでおります。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑、採決は16日に行います。

日程第8. 議案第47号

○議長（荒川 孝一君） 日程第8、議案第47号錦町子宝祝い金支給条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第47号錦町子宝祝い金支給条例でございます。

本案件につきましては、現行の祝い金支給条例が令和5年3月31日をもって終了したため、今後も継続して事業を行うに当たり、新たに制定し直すものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 錦町子宝祝い金支給条例について説明します。

平成10年に施行された条例が令和5年3月31日までの出産について適用されていたことから、この祝い金を子育て支援策として継続支給するため、条例を提案するものです。

第1条では目的を定め、第2条では支給対象者を、第3条では祝い金の額は「別に定める」としております。

支給金額については、条例の公布と同時に施行規則を公布し、令和3年から支給している金額で、第1子15万円、第2子20万円、第3子以降25万円とするものです。

第4条から第6条では、申請、決定、返還について定めております。

附則で、「この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から令和9年3月31日までに支給の要件を満たす者に適用する」こと、平成10年の子宝祝い金条例については廃止することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑、採決は16日に行います。

日程第9. 議案第48号

○議長（荒川 孝一君） 日程第9、議案第48号錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第48号錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、政府によるこども家庭庁の新設に伴い所管替えが行われたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されたため、関係条例の改正を行います。今回提案の2条例については、主務大臣に関わる改正です。

なお、この条例は、公布の日から施行します。

新旧対照表で説明します。

1ページをお開きください。

錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中、第15条及び第44条中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。

2ページをお開きください。

錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中、第25条中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第48号錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10. 議案第49号

○議長（荒川 孝一君） 日程第10、議案第49号錦町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第49号錦町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、県の制度改正に準じ、重度心身障がい者への医療費助成について、自己負担の軽減を図る

ものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 錦町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この医療費助成は、1つの医療機関当たり、自己負担の上限を一月当たり通院1,020円、入院2,040円として、残りの自己負担分を熊本県と町で負担しております。難病医療や小児がん医療など、公費負担医療の自己負担分が助成対象となっていないことから、公費負担医療の受診者の自己負担を軽減するため、今回の改正を行うものです。なお、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以降に行われた診療に適用します。

新旧対照表で説明いたします。

3ページをお開きください。

錦町重度心身障がい者医療費助成に関する条例中、第2条の表中、「一部負担金」、これは助成対象医療費のことであり、他の公費負担医療がある場合も助成対象となるように改正します。改正前では（1）から（3）の公費負担医療が助成対象として限定されておりましたが、全ての公費負担医療がある場合も助成対象となるよう、限定項目を削除する形で条例改正をするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第49号錦町重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11. 議案第50号

○議長（荒川 孝一君） 日程第11、議案第50号錦町川辺川土地改良事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第50号錦町川辺川土地改良事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例でございます。

本案件につきましては、改良事業に係る地元負担金の清算を今年9月に行うため、今後、基金の活用をする必要がなくなったため、廃止をするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 議案第50号錦町川辺川土地改良事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、説明いたします。

錦町川辺川土地改良事業基金につきましては、国営川辺川総合土地改良事業の地元負担金へ充てるために設置したものでありますが、令和4年度に事業が完了し、地元負担金につきましては、基金を一部財源としまして、令和4年度において全体の9割相当分について繰上償還しております。また、残り1割分につきましても本年9月に全額を償還しますが、それに伴い、当該基金につきましても全額を取り崩すこととしており、目的が達成され、今後、基金の活用の機会はないため、廃止するものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第50号錦町川辺川土地改良事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12. 議案第51号

○議長（荒川 孝一君） 日程第12、議案第51号普通財産の無償貸付についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第51号普通財産の無償貸付についてでございます。

本案件につきましては、普通財産の貸付けに関する案件でございまして、適正な対価なく普通財産を貸し付ける場合は地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 議案つづり105ページをお開きください。

議案第51号普通財産の無償貸付について御説明いたします。

誘致企業に対し、就業センター2階サテライトオフィスの1室を無償貸付けする案件でございます。

就業センターは、昭和54年に整備し、平成30年度に2階部分をサテライトオフィスとして共有スペース1室と、貸付用として3室、整備しております。今回貸し付ける物件は、貸付用3室のうちの1室となります。

まず、土地につきましては、就業センターの敷地面積668.36平米に対し貸付面積を基に案分して算出しており、その面積が51.88平米となります。

建物につきましては、貸し付ける室の床面積24.75平米となります。

次に、貸付料ですが、通常は固定資産評価額を基に、土地、建物、それぞれの率で算出されます。ただ、サテライトオフィスへの誘致は多くの自治体で取り組まれており、他自治体も誘致に向け優遇措置を準備しているため、競争の状況であり、そこから誘致につなげるには、企業側に有利な条件を提示することが必須であります。このことから、貸付料を3年間無償とさせていただきたく、今回提案するものです。

ただし、土地、建物につきましては無償としておりますが、電気料、水道料、下水道料などの共益費につきましては貸付面積を基に案分して請求しますので、町の維持管理費の減少にもつながります。

貸付期間は令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間としており、貸付けの相手方は、ふるさと納税関連事業を全国的に展開され、本町も平成30年度から代行業務を委託しておりますレッドホースコーポレーション株式会社です。

業務の内容としましては、3本柱がございまして、まず、ふるさと納税協力新規事業者及び新規返礼品の開拓、2つ目が、既存事業者様への返礼品の改善・見直し提案、3つ目が、新規返礼品の開発をされる予定です。地元から3名程度の雇用を見込んでおられます。

以上のことから、貸付物件について無償貸付けとさせていただきたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、提案するものです。

議案第51号の説明は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。8番、岡田武志議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。

この無償貸付けは結構、誘致の面で理解できるんですけども、実際、この3年間の有償で貸し付けた場合の金額というのはどの程度なのか、お教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

1年度、1年で9万1,200円、3年間で27万3,600円となります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第51号普通財産の無償貸付については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13. 議案第52号

○議長（荒川 孝一君） 日程第13、議案第52号林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第52号林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事請負契約についてでございます。

本案件につきましては、請負契約に関する案件でございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに錦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格5,000万円以上の工事請負契約については議会の議決を求めることとなっておりますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 議案第52号林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事請負契約について、説明いたします。

1、契約の目的、林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、一金7,260万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額660万円。4、契約の相手方、住所、熊本県球磨郡錦町大字一武2192番地33。商号又は名称、株式会社興陽建設、代表者指名、代表取締役吉本陽一。

この工事につきましては、令和2年7月豪雨及び令和4年台風14号により被災しました林道志戸内線路肩崩壊箇所総延長143メートルの災害復旧工事になります。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田秀晴議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。ちょっとお尋ねします。

1号・2号という箇所ですけれども、これは距離的にどのくらい離れているんですか、1号と2号の間隔は。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

ちょっと、箇所ごとの間の距離というのはちょっと今現在把握しておりませんが、第1号箇所が復旧延長が59メートル、第2号箇所が復旧延長が84メートルとなっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田秀晴議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。

何でお尋ねしたかといいますと、これ1号と2号、別々にですね、入札かけられなかったのか。もし1号と2号がガッチャンしたら、隣接扱いで経費が下がると思うんですよ。そういうふうな計算になっているんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

発注方法としましては、一番最善の方法を選んであると思いますので、今議員言われたような格好になっているか
と思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田秀晴議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） なっているかもしれませんがということですけども、要するに、1号と2号を別々にし
た場合は経費が上がってくるんですね、諸経費が。すると、合算したときに、1号と2号は計算をしていると思う
んですよ、経費まで。そうしたときに、もし、6,600万円ですから、5,000万円と4,000万円ぐらいにな
ったときに、その割合で経費が下がってくる可能性も出てくるものですから、そういう計算されているのかというこ
とをお尋ねしたかったんです。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

今、質問議員おっしゃいますように、これは令和2年とそれから昨年の災害復旧でございまして、隣接をしている
ところですよ。したがって、下のほうから工事をしていかないと上のほうにもつながらないということ、それから、
今おっしゃいました隣接工事扱いで合算することによって経費も下がるということで、査定を受けるところでござ
います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第52号林道志戸内線第1・2号箇所災害復旧工事請負契約については、原案のとおり可決す
ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定いたしまし
た。

日程第14. 議案第53号

○議長（荒川 孝一君） 日程第14、議案第53号町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（1期）請負変
更契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第53号町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事第1期の請負変更契約につい
てでございます。

本案件につきましては、令和4年第3回臨時議会において工事請負契約に際しての議決を頂いているところでござ

いますが、契約金額の変更が生じたため、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 議案つづりは107ページになります。

議案第53号町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（1期）請負変更契約について、御説明します。

1、契約の目的、町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（1期）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、変更前、一金8,404万円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額764万円、変更後、一金9,841万8,633円、うち取引に係る消費税額及び地方消費税額894万7,148円。4、契約の相手方、住所、熊本県人吉市西間上町810番地1。商号又は名称、三和建設株式会社、代表者氏名、代表取締役佐藤圭。

契約金額1,437万8,633円を増額する変更契約となります。変更の主な内容につきましては、仮設工において、設計時点と比較し河川内の土量が増加したことや、湧水による水替え工の追加及び事故対策防止のための交通誘導員の追加などが増額要因となります。

工期につきましては、令和5年6月16日を予定しております。

なお、令和2年度から実施しております木綿葉大橋に係る一連の補修補強事業については、その事業費の2分の1が相良村負担分となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第53号町道山江錦線（木綿葉大橋）下部工補修補強工事（1期）請負変更契約については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時半から会議します。

午後0時04分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第15. 議案第54号

日程第16. 議案第55号

○議長（荒川 孝一君） 日程第15、議案第54号町道路線の廃止についてと、日程第16、議案第55号町道路線の認定についての2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第54号町道路線の廃止について、議案第55号町道路線の認定について、以上2議案につきましては、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、町道路線を廃止し認定しようとするものは議会の議決が必要となっておりますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 議案つづりは108、109ページになります。

議案第54号町道路線の廃止について及び議案第55号町道路線の認定についてです。

本日お配りしました資料のほうを御覧ください。

町道下大鶴線の道路改良に伴います、現路線の廃止と新路線の認定となります。黒線で示しております国道219号の「にしき春日斎場」横を起点としまして大鶴公民館（大鶴いきいき福遊館）前を終点とします現路線を廃止しまして、赤線で示しておりますように、起点側を現在改良中の旧床屋裏に変更して、新たに認定するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第54号町道路線の廃止については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。議案第55号町道路線の認定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17. 議案第56号

○議長（荒川 孝一君） 日程第17、議案第56号監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第56号監査委員の選任についてでございます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て行うことになっております。今回、監査委員の古里道明氏から地方自治法第198条の規定による辞職願が提出されましたので、その後任として、新たに、錦町大字西1939番地2にお住まいの宮田弘氏を選任いたしたく、提案するものでござい

ます。

宮田氏は、令和5年3月、定年により人吉球磨広域行政組合を退職されるまで、人吉球磨広域行政組合総務課長、事務局次長、事務局長等の要職に就かれ、長年にわたり広域行政の運営に携わり、行政事務に精通されておられます。人格、識見共に高く、監査委員として最適任者であります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

議案第56号監査委員の選任については、原案のとおりに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり同意されました。

日程第18. 諮問第1号

○議長（荒川 孝一君） 日程第18、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員候補者を法務大臣に推薦するに当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を聞いて、推薦することになっております。

今回推薦します錦町大字西2899番地4にお住まいの徳田由紀子氏は、同委員として1期3年の実績があり、長年、本町の教育支援委員として生徒の人権教育にも熱心に取り組んでこられ、現在、手話サークルなどのボランティア活動に積極的に参加されております。人格、識見とも高く、同委員として最適任者であります。

また、錦町大字西737番地6にお住まいの柳瀬みどり氏は、長年、保育士として園児の人権教育に熱心に取り組んでこられ、議会議員を2期8年務められるなど、住民に広く信頼されるとともに、ボランティア活動にも積極的に参加されておられます。人格、識見とも高く、同委員として最適任者であります。

よろしく御審議の上、御意見賜りますようよろしくお願い申し上げます。推薦理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

日程第19. 発議第3号

○議長（荒川 孝一君） 日程第19、発議第3号錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番、岡田武志議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 提案理由の説明を行います。発議第3号錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。

本条例の改正につきましては、さきに行われました錦町議会議員一般選挙のように、選挙の期日が地方公共団体の議会の議員及び町の選挙期日等の臨時特例に関する法律により定められた場合に生じる在職期間の除算期間、つまり任期満了日から選挙日までの空白期間について、期末手当の算出基準に影響がないよう改正するものです。

新旧対照表を御覧ください。

まず、「ただし」の次に、「議員の任期満了の日又は議会の解散により任期が終了した日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による一般選挙により再び議員となった者に対し支給する期末手当に係る在職期間については、引き続き議員の職にあったものとみなし」を加えます。

次に、「第19条第4項」を「第19条第5項」に改めます。これは、過去の関係条例改正により生じていた関係条例のずれにつきまして、今回の修正を行うものです。

以上2ヶ所の改正を行うものですが、特に議員の在職期間に関するただし書については、今後においても統一地方選挙の枠組みで選挙期日等の特例の運用が見込まれることを踏まえ、改正するものです。

なお、解散に生じる在職期間の除算期間についても、同等に扱うとしております。総じて、議員報酬や期末手当の支給要件等を最大限確保することも、議員の成り手不足解消の一助となるものと考え、本案を提出するものです。

最後に、附則としまして、施行日を公布の日と定めています。適用日は、期末手当の算出基準日を考慮し、令和5年6月1日としております。

以上、提案理由の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。発議第3号錦町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20. 報告第1号

日程第21. 報告第2号

日程第22. 報告第3号

○議長（荒川 孝一君） 日程第20、報告第1号令和4年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書から、日程第22、報告第3号令和4年度錦町一般会計事故繰越し繰越計算書についての3報告を一括議題とします。

提出者からの報告を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第1号令和4年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第2号令和4年度錦町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書、報告第3号令和4年度錦町一般会計事故繰越し繰越計算書。

本案件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

内容については、担当課長が説明申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 議案つづりの112ページ、113ページをお願いいたします。

報告第1号令和4年度錦町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

主な事業を、款、項、事業名、翌年度繰越額、財源内訳の順に読み上げて、説明に代えさせていただきます。

まず1番目の2款1項総務管理費、錦町くま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧費）2,891万9,000円は、令和2年7月豪雨で被災したくま川鉄道、球磨川第四橋梁建設工事に伴う補助金で、主な財源は地方債2,880万円となります。

次に、3番目です。3款1項社会福祉費、地域介護・福祉空間整備事業1,197万2,000円は、介護予防拠点施設の新設工事で、主な財源は国県支出金891万円です。

次に、真ん中あたりになります。8款1項土木管理費、緊急自然災害防止事業2,657万3,000円は、町道風月野線法面対策工事で、主な財源は地方債の2,400万円となります。

次に、同款2項道路橋梁費、町道下大鶴線道路改良事業2,721万円は、歩道新設、車道拡幅工事で、主な財源は国県支出金1,320万3,000円、地方債880万円となります。

次に、同款同項町道松里永野線道路改良事業5,720万7,000円は、歩道新設、車道拡幅を行う工事で、主な財源は国県支出金2,917万円、地方債1,940万円となります。

次に、同款同項町道一丸久保線道路改良事業2,395万9,000円は、通学路の安全対策工事で、主な財源は国県支出金1,262万2,000円、地方債840万円です。

1つ飛びまして、同款同項町道百太郎線道路改良事業1,688万6,367円は、歩道新設と車道拡幅工事で、財源は全て一般財源となります。

次に、同款同項橋梁長寿命化計画事業（橋梁点検及び木綿葉大橋）6,031万円は、木綿葉大橋下部工補修工事で、主な財源は国県支出金867万2,000円、地方債530万円、その他で相良村からの負担金2,952万円となります。

1つ飛びまして、同款同項町道平野線道路改良事業2,687万2,000円は、町道平野線の道路拡幅事業で、主な財源は国県支出金1,319万2,000円、地方債1,090万円です。

次に、一番下になります。同款同項町道佐土原知敷原線道路改良事業1,740万4,000円は、ゼンカイミート移転に伴う道路改良事業で、主な財源は国県支出金863万2,000円、地方債700万円となります。

次のページをお願いいたします。

一番上です。同款3項河川費、河川等災害関連事業1億8,212万4,000円は、水無川橋の災害復旧工事で、主な財源は国県支出金1億3,349万8,000円、地方債4,030万円となります。

次に、11款1項農業用施設災害復旧費1億7,444万8,000円は、台風14号により被災した農業用施設の災害復旧工事で、主な財源は国県支出金1億7,057万1,000円となります。

次に、同款同項林業施設災害復旧費2億766万2,000円は、台風14号により被災した林業施設の災害復旧工事で、主な財源は国県支出金1億9,891万9,000円、地方債480万円です。

次に、同款同項農地災害復旧費1,489万2,000円は、こちらも台風14号により被災した農地の災害復旧工事で、主な財源は国県支出金1,379万2,000円です。

次に、同款2項公共土木施設災害復旧費、現年災害復旧費3,550万円は、主に台風14号により被災した一武小鶴川の災害復旧工事で、主な財源は国県支出金1,964万5,000円、地方債980万円です。

最後ですが、同款同項過年災害復旧費1億5,692万5,000円は、主に水無川橋の災害復旧工事で、主な財源は国県支出金1億2,835万円、地方債2,040万円となります。

次に、114ページをお願いいたします。

報告第2号令和4年度錦町下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

款、項、事業名、翌年度繰越額、財源内訳の順に読み上げて、説明に代えさせていただきます。

1款1項下水道整備費、指杉地区第42号汚水枝線管渠築造工事590万円は、町道百太郎線道路改良工事と同時施工の下水道工事で、主な財源は地方債590万円となります。

次に、115ページをお願いいたします。

報告第3号令和4年度錦町一般会計事故繰越し繰越計算書について御説明いたします。

款、項、事業名、翌年度繰越額、財源内訳の順に読み上げます。

一番上から、11款1項農林水産業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費7,490万9,603円の主な財源は、国県支出金7,281万円、地方債180万円です。こちらは、令和2年7月豪雨による林道被災箇所復旧工事が昨年の台風14号による被災の影響で遅延をしたものです。

次に、同款2項公共土木施設災害復旧費、町道一丸第二線災害復旧事業1,642万9,542円の主な財源は、国県支出金973万8,000円、地方債480万円です。台風14号で被災した県管理河川（小さで川・高柱川）の災害対応等により、作業員不足が生じ、工事が遅延したものです。

次に、同款同項町道一丸第二線災害復旧事業110万円の財源は、全て一般財源となります。先ほどの町道一丸第二線災害復旧事業の繰越予算の事故繰越しに伴い、現年の予算も併せて事故繰越しをするものです。

以上で、報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 報告が終わりましたので、質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

お諮りします。先ほど森本町長から、報告第4号議会の委任による専決処分の報告についての議案が提出されましたので、報告第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、報告第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程配付のため、暫時休憩します。

午後1時57分休憩

午後1時58分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

追加日程第1. 報告第4号

○議長（荒川 孝一君） 追加日程第1、報告第4号議会の委任による専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第4号議会の委任による専決処分の報告について、専第6号和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

本案件につきましては、議会の委任による町長の専決処分に関する条例第2条の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 追加の議案つづりの2ページをお願いいたします。

専第6号和解及び損害賠償額の決定について御説明いたします。

内容につきましては、第三者への損害に関し、損害賠償の額を定め、和解をするものです。

まず、和解の相手方は、あさぎり町上南にお住まいの方です。

和解の内容は、（1）本件事故における過失割合は本町を100%とし、相手方に対する損害賠償の額を61万3,149円とするものです。（2）で、今後、本件事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わないこととしております。

事故の概要ですが、事故の発生日は、令和5年4月2日、日曜日の午前8時10分。事故の発生場所は、錦町西久保の町道錦中央線です。事故の状況ですが、相手方が町道錦中央線を南に走行中、地区の町道手入れ作業中の飛び石により運転手側のサイドガラスが破損し、負傷をさせたものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田秀晴議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。

この刈り払い機のですよ、ひもでやられたのか、普通の、何ですか、刃でやったのか。

普通、ひもですと、どうしても石が飛ぶのですよ。やっぱり、町道手入れのときに、今後のこういう事故がないためには、やっぱり刃でやるような作業を徹底したほうがいいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員、答弁要りますか。

深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） すみません、刈り払い機の機種については、ひものタイプか刃のタイプかというのはいちよつと今、報告書の中では確認はできないんですけども、作業者の方も十分に注意をされながら作業はされているのですが、やはりどうしても、この飛び石という状況はどうしても起こるものですから、近くの方と注意し合いながら、今後もこういった作業については気をつけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。

今、あぜを切るとき、手入れをしていく機械があるんですけど、木上の迫の方が、遠くから見とったら、石が飛んできて失明寸前だというような事故があっているんですよ。

ですから、ひもですると、どうしてもですね、飛ぶんです。やっぱり町道手入れ、これだけ61万3,000円の損害賠償が出ているということは、今後、分館長通じて、やっぱり刈り払い機の刃ですするような形のほうが、私は、適正な方法じゃないかなと思いますので、徹底していただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） よろしいですか。

上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 補足で説明いたします。

4月のこの事故を受けまして、5月の区長会において注意喚起のほうをさせていただいております。その内容としては、車が通行する際は作業をやめるとか、そういったところを一応、注意ということで申し上げているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第23. 休会の件

○議長（荒川 孝一君） 日程第23、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日13日から14日までを各常任委員会のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、明日13日から14日までは休会とすることに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和5年第2回錦町議会定例会1日目の会議を散会します。

午後2時00分散会

令和5年 第2回 錦町議会定例会議録 (第2号)

招集年月日	令和5年6月12日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開議 散会	令和5年6月15日 令和5年6月15日	午前10時00分 午後 4時33分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳		
	3	〃 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一		
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	3	梶 原 誠 二	4 早 田 和 彦		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	山 園 琢 磨	農林振興課長	有 瀬 耕 二
副町長		保険政策課長	吉 田 誠 二	地域整備課長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課長	森 山 毅 宏	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第2回錦町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

質問の順序は抽選により決定しております。

8番、岡田武志議員、2番、丸小野聖一議員、3番、梶原誠二議員、4番、早田和彦議員、6番、石松まゆ子議員、5番、吉田眞二議員、10番、金山民幸議員の順となっております。

本日は、8番、岡田武志議員、2番、丸小野聖一議員、3番、梶原誠二議員、4番、早田和彦議員、6番、石松まゆ子議員の予定です。

8番、岡田武志議員の一般質問を許可します。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） おはようございます。8番議員の岡田武志です。ただ今、議長のお許しが出ましたので、これより令和5年第2回錦町議会定例会一般質問を行います。

その前に、一言御挨拶を申し上げます。

ただ今、緊急放送がありましたが、本当に昨今の世の中、いつ何が起こってもおかしくない世の中だと改めて思った次第でございます。4月の錦町議会選挙により、今回3期目の議会に送っていただき、誠にありがたく思っております。町民の方々の安心安全で豊かな生活、まちづくりを目指して一生懸命頑張っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、一般質問の事項1、学校給食事業の現在の課題と問題点について。

質問の要旨①、現在、給食費は無償化されている。今後はどうなる。

あとの質問は質問席より行います。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

学校給食費の無償化、今後はどうなるについてお答えいたします。

学校給食費は昨年10月から全額補助、無償化となり、今年度においても6月までの3ヶ月分は無償化となっております。この6月補正予算において、今後の対応分として予算計上しておりますとおり、全額補助、無償化ということをお願いしているところでございます。

町長の5期目のマニフェストにも掲載されているとおり、少子・子育て支援対策として必要と判断し、昨年同様に継続したいと考えておりますし、国の異次元の少子化対策としても給食費の無償化について取組が検討されている状

況もあるようですので、今後の国の状況を注視しつつ、財源確保に努めてまいりたいと思います。議員各位の御理解を頂ければと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。ただ今、課長の答弁がありましたように、錦町は、ただ今、給食費は無償化されております。国のほうも、こども未来戦略会議ということで、次元の異なる少子化対策ということで児童手当の拡充や所得制限の撤廃、色々な方針を示しているわけです。その中で錦町は、ほかの町村よりも先に給食の無償化に踏み切ったという点ではかなり評価ができるというふうに思っております。

ただ、この学校給食費、よく給食費と言われますが、これはあくまでも食材費であります。もともと学校給食法という法律がありまして、給食の食材費は保護者が負担する、その他の経費、事業費は、その他の自治体が負担するというふうに国で定められております。そのことから、学校給食法の改正案が3月29日に衆議院に提出されております。提出されておりますが、具体的な実施期間は決まっておられません。全国には、そもそも給食の事業を行っていない自治体もたくさんあるわけです。そういったことから、この無償化が政府が踏み切るというのが、はっきり言っていつからとは明確化されておられませんので、それまでの財源というのはどこから町は捻出するのかお聞きします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

昨年から取り組んでおります給食費の無償化に関しましては、令和2年に発生したコロナ感染症対策として、国から臨時給付金が支給されております。その一部を、この給食費の無償化の財源とさせていただいているというのが現状でございます。

あわせて、今後においては、ふるさと納税の子育て支援対策という項目があるようですので、そちらにたくさんの寄附が集まるようであれば、そういったものも今後は財源として活用させていただけないだろうかというふうには考えているところでございます。

以上になります。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） この給食の無償化というのは、前々から色々議論がされてきた課題ではございます。

ここ10年ぐらい、本当に子育てに関する政策が大変変わってきたなというふうに思っております。私の子どもが、今、一番下は24歳ですが、その子が、10年ぐらい前だったら中学生やったわけですね。その頃は当然給食も、例えば半分補助とかもなかったし、医療費とか修学旅行の助成とか、そういうのは全くなかったわけです。ここ本当に10年ぐらいで子育てに対する政策が非常に変わってきた、政府も本腰っていうか、もうこれは本当大変なことになるばいということで取り組んできたんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、その中で、例えばウクライナの問題、ウクライナの戦争が今起こっておりますが、農業大国でもありましたし、日本に小麦が入ってこないとか、あと、ロシアの関係でいろんな天然ガスが入ってこないとか、経路が変わって金額が上がるとか、円安になって非常に経費がかかるとか、いろんな問題で物価高騰が続いております。

その中で、当然この食材費も上がるわけです。食材費は、最終的には国が面倒見てくれるかなとは思いますが、錦町が行っている給食センターの運営する事業、その中のいろんな施設や人件費も当然上がっていくわけです。ですから、この給食事業自体、給食には限りませんが、ほぼいろんなものが上がっていくというのは避けられない状況であります。

今回の質問要旨②としまして、給食費（食材費）は無償化されるものの、その他の事業費は増えるのではないかと
いうことについて御質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

御指摘のありますとおり、コロナ禍やウクライナ侵攻などの影響による物価高騰は続いており、燃油や食料品の高騰は給食の運営にも少なからず影響している状況です。令和4年度の決算を参考に前年度の比較を行った場合、A重油等の燃料代や電気代等の光熱水費が顕著に増額となっております。施設の修繕や光熱水費等の維持管理、業務委託等の運営経費である経常経費全体と比較すると、令和4年度、約5,640万円に対し、令和3年度が5,530万円、令和2年度が5,030万円であり、年々増加している状況にあります。

今後においても経済状況等の影響により、経常経費の増加は見込まれるものと思われまので、給食センター全体の運営の中で経費の節減に努めていくということも必要だというふうに考えております。

以上になります。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。本当にいろんな事業に対するお金というのがかかる世の中になっていくんじゃないかというふうに思っております。子育て支援であったり少子化対策というのは、例えば子どもが生まれて18歳、今18歳が成人扱いですかね、最低でも18年以上、19年以上、これはかかるのかなというふうに考えます。ということ、成果が見えるのは最低でも19年か20年後ぐらいに成果が検証できるのかなという感じになってくるのかなと。

それまで、どんどん今のように子どもさんたちが、日本で今年生まれた、去年ですか、87万人ぐらいだったんですね。ですから、今の人口が1億2,000万ぐらいですから、単純に100年掛けたら8,700万ですから、100年でも8,700万しか人間維持できないと、今の現状では、そういうことで、当然人口も減っていくんだろうなというふうに非常に危惧をしていくわけです。

それでは、次の質問要旨③に移ります。できる限り地産地消を行うべきだが、問題点は何か、と御質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

これまでにも、質問議員の令和3年12月一般質問や、5番議員の令和元年12月一般質問など、地元産の米や野菜、果物を利用した地産地消や食育の推進について御質問を頂いているところです。

地産地消については、できるものからということで既に取り組んでおり、米や野菜、果物を利用している状況です。お手元に資料をお配りしておりますけれども、昨年、質問議員からの御提案を受けて、地産地消だよりのチラシも年2回から3回発行し、地元産や熊本県内で生産される食材の利用状況等を児童生徒を通じて保護者に配布し、理解を得よう努めているところです。

また、給食のレシピや食育のための情報発信も毎月行っているというのが現状でございます。

先ほど御質問がありました地産地消における問題点についてですが、やはり量の確保と安定供給が一番だと考えているところです。野菜は、特に季節により収穫時期が異なるとともに長期保存が可能なものが限定されるなど、年間を通して利用する食材をどのように確保するかという点に関しては、非常に苦慮するところですので、今現在、納入を行っていただいている3社の業者様から安定的に納入いただいている点は非常にありがたいところです。

また、毎日納入される食材は、栄養士や調理員が検品することで安全性の確保も行っていることから、農家の皆様

が丹精込めて作られた農産物をできる限り利用したいという思いはあっても、安全で安心なおいしい給食の提供を行う必要があることを考えると、できたものを「何でもどうぞ」というわけにはいかないという点もあり、大変難しい問題であると考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 私も農業生産者の一人として、今、課長の答弁にあったように、給食事業は1日1,000食ですかね、その辺を作りますので、単純に一つのを1人に供給すると1,000個以上の準備が必要になるわけですから、それを、例えばこっちの品物は良かったけど、途中から品物の質が落ちたり大きさが異なったりするのは非常に問題があるのかな、味にばらつきがあってもいけない。そういうことで、安定供給の量の確保というのが非常に大事なのかなというふうに思っております。

当然、町民の方から、「今こういう野菜のあるとばってん、こういう収穫があるとばってん、何で使ってくれんとかね」という要望たくさんあるんですけども、実際、それをきちっと枠内に収めるというか、乗せるというのが非常に難しいのが現状であって、それを納入業者さんの方が一生懸命調整を行っているというのが今の現状ではないかなというふうに思っております。

ただ、例を挙げますと、例えば野菜であったりとかブロッコリーとか、そういうものが錦町も栽培されておりますが、一番それが出回っている時期が錦町の旬っていうんですか、そういう時期で、一番品質も良く量も確保できる時期、よく言うと値段も安定した時期でございます。

ただ、生鮮野菜というのは、順調に生育しても台風が来たり、霜があったり、いろんな天候不順とか、計画どおりに出荷ができるかできないかというのはなかなか難しいところがあって、その結果、農産物の物すごく高い時期とか非常に安い時期とかの波が激しい、これが今の生鮮野菜の問題点かなというふうに思っております。

ですから、錦町の中でいろんな野菜や果物とか穀物が生産されますけども、その中の一番供給量が安定している時期というのは大体分かっているんですよ。来月はこういうものが出てまいります、そういうものは納めることができますよという情報はあると思うんですよ。そういったものをきちっと業者さんと給食センターのほうで管理をしながら産地地消をより進めていただきたいというふうに思っております。

それと、納める品目の中で、野菜によっては、例えば皮をむいたり、種を取ったりとか、そういう手間がかかるわけですけども、給食センターの事業を行っている調理師さんの中の人数というのは、いろんな野菜とかいろんな食材に、今の状態で十分対応できているのかできていないのか。例えば、これをいっぱい取っても、調理師さんがその調理に間に合わないとか、そういう事例とか事態は発生していないのかお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

令和5年度におきましては、調理と配送業務をする業者様を今年度から3年間委託したわけですが、これまでの業者様から新たな業者様に替わりました。その際の契約条件の中に、雇用人員ということでの調理員さんの配置人数を調整させていただいて、これまで正社員、パートも含め13人で対応していただいたものを、今回からは最低でも14人必要ということで依頼をしたところです。そういうことで、今の業者様におかれましては、できる限り15名を確保して、ローテーションしながら最低でも14人は配置できるようにということで体制は整備していただいております。

そういったところで、今現在の業務に関する人員の確保に関してはどうにか間に合っているというか、調理の加工

処理に関する業務に関しては今現在、どうにかぎりぎり間に合っているという状況を聞いたところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。ただ今、その委託業者が替わったと、3年間、新しく変わって、その業者さんのほうが前よりも調理師さんの人数を確保していただいているというふうに伺いました。それは、私はありがたいなというふうに思っております。

先ほども述べたように、やはり安定した、安くて安全でおいしい給食を提供するためには、材料を提供する生産者もなんでも業者さんも、それを調理する給食センター、管理する給食センターさんとか、それをまた企画というか献立、栄養価を考えていただいている栄養士さんの方々、いろんな方々の努力であって、この給食事業は成り立っているわけでありますので、その3者といえますか連絡を密に取って、お互いに、要は子どもたちのためでありますので連絡は密に取っていただいて、より良い給食事業を行っていただきたいというふうに思っております。

今の質問事項の1は、これで終わりたいと思います。

次の質問事項の2、大鶴遊泳場周辺の現状と今後の利用計画についてお尋ねをします。

質問の要旨①周辺には2ヶ所の農業用水の取入口がある。復旧状況についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、曲谷地区の復旧につきましては、取水口のスライドゲートと及び河川上流部から用水路の浚渫を今年5月に完了しております。もう1ヶ所につきましては災害復旧の対象とはなっておりませんが、令和2年7月豪雨、令和4年台風14号の際には土砂撤去や倒木について、災害応急工事や農地・水・環境保全で対応したところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） ありがとうございます。

今回、写真等を提出します。ここに写っているのが大鶴遊泳場であったとが、今の真ん中の水路は高柱川なんですけども、左側の谷が曲谷川ですね、正面にまっすぐ行くのが大鶴の高柱川になります。そして、その右側のほうに、元は大鶴遊泳場といった形で憩いの場というか下り口があって、いろんな人たちが、子どもたちや家族連れがにぎわっていた場所があったわけです。手前のほうに砂防堰堤があります。右側が高柱川、左側は曲谷というふうになります。（「下流から」と呼ぶ者あり）下流から撮っていますね。

で、これが災害復旧を終えた状態の写真であります。当然、災害復旧というのは現況復旧といいますが、元どおりにはなかなか戻すのは難しいわけです。前と比べれば、かなり風景も一変しました。大量の土砂が流れ込んで、これでもかなりの土砂を撤去してあるんですね。

次の写真をお願いします。これが砂防堰堤の下にある大鶴地区のほうの用水の取入口なんですよ。これを見ますと、あの青いのがゲートなんですけども、右側にちょっと水が落ちているように見えるところがありますが、あれが堰になりますね。堰になって、あそこに板をはめて、水を止めて、あっちに流すというような状態だったんですよ。それが豪雨災害で大量の土砂が来まして、これは土砂を撤去した状態です。撤去して、この状態です。前は全然埋まってしまって、今は見て分かるように、通常時は、あのゲートから水がちゃんと入ってきて、田んぼのほうに水を引ける状態になっています。

ただ、この状態では、次の写真よかですかね、これは今、堰のほうから砂防堰堤を見た状態ですね。昔は、今、水

が落ちているところから下はものすごい水深があって、子どもたちがあの上からドボンと飛び込んで遊んでいて、わいわいがやがややっていた場所なんですよ。今は完全に埋まっています。ですから、これを元どおりに掘ってくれとは言いませんけども、今のこの状態を見ますと砂利等がかなりありますので、上にもありますので、大雨が1回降ると上からまた落ちてきて、多分ここもすぐ埋まってしまうのかなって思うんですよ。だけ、今はよいですよ。ただ大雨が来たときに、一体どうなるのかなってという心配をしております。

次の写真よかですかね。先ほどの写真をちょっと角度を変えてみますと、これは一武切原野のほうからの道路を上がってきたとこなんですよ。左側に一武のほうから来た道があって、そのほうから大鶴方向を写しています。こう見ると、まだ土砂が大量に残っているようにも見えるわけです。かなりの量の土砂が入っておりますので、なかなか撤去も大変だったんだろうなとは思いますが、今の状態でいきますと、この次の写真よかですかね。これは曲谷の取入口です。ここも完全に埋まっておりましたが復旧工事をしていただいて、壊れた擁壁であったり、石積をまた積み直してもらったり、いろんな補修をしてきれいになっております。もう1枚いいですかね。これは取入口ですね。このように復旧をしております。

その次の写真もよかですか。これが曲谷のほうから水を引いて、この右側がよく見ると、分かりにくいんですけども、あの高い部分が、右側の白い部分が今の大鶴の元遊泳場跡なんですよ。ですから、これを見ると、当然、大雨が降ったら、この用水路は多分埋まってしまうんじゃないかなって思うんですよ。

私が言いたいのは、災害復旧は行われております。ただ、これからの大雨に対する対策は講じられていないのかなというふうに感じているんです。地元の地権者の方も「今はよかばってん、1回雨が降ったらどぎゃんなっ」というふうに質問されたときに返す言葉っていうか、大丈夫ですよとも当然言えませんし、今の曲谷大鶴遊泳場周辺の、もう1枚めくってもらってよかかですかね。これが、今の水道を上から見た写真なんですよ。この右側の道が一武切原野から上がってくる道になっております。こう見ますと左側川が少し見えますが、これが大雨になった場合、この用水路はまず埋まってしまうと思うんですよ。そうすると、やはりもう少し上の段階の土砂を撤去して、川の流域面積っていうんですかね、その体積を取らないと、この砂防堰堤から下に大量の土砂が落ちていくんじゃないかなろうかと思っているんですが、担当課の課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

まず、高柱川につきましては砂防指定地となっております、浚渫に関しては県が行うということになっております。

曲谷については錦町のほうで行っておりますが、どうしても、浚渫を行うに当たりまして高柱川の土砂の面ですか、そこよりも掘り下げることができないということで、今までもそれより越えた部分についての土砂のほうを撤去しております。令和3年、令和4年と2ヶ年実施しております、事業費も浚渫事業の中では一番高額となっております、令和3年でも1,000万円、令和4年度においても1,550万円程度かかっております。令和5年度においても今回予算化しております。今後の雨についても土砂が堆積した場合には、浚渫をしないとイケないと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今の課長の答弁を聞きますと、いろんな制約、決まり事があって、今のできるところをやっている。また、これから堆積した場合には、その対応策は、一応5年度も浚渫を計画しているという答弁でよ

ろしいんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） はい、そのとおりでございます。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） この大鶴遊泳場周辺というのは、担当課で地域整備課長が答弁をしましたが、用水路は農林振興課のほうですよ。遊泳場というもともとあったところは、たしか企画観光課だったと思います。そういう形でいろんな部署が関わっている場所なんですよ。

実際、今コロナ禍でいろんな行事がなくなって、キャンプとかブームなんですよ。行くと、1人キャンプであったり2人キャンプとか、こちらの人じゃなくて、多分ほかの地域から来られた方がキャンプしている人が結構いるんですよ。ですからそういう人たちを規制する、止めるということがなかなかできないので、最低限の道の下り口であったり、これを見ますと、今のこの道路もかなり欠けているんですよ。ですから用心しないと、ちょっと大きな車は脱輪というか落ちる可能性があって、もう少し道の整備を、これから下のほうは今かなり整備が行われて、見てきたんですけども工事がしてあります。よくしてあるなと思っておりますが、まだこの周辺が、もう少しここは整備が要るんじゃないかというふうに思っております。

それでは、遊泳場の管理についての企画観光課の考え方は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほど地域整備課長が答弁しましたとおり、その区域というのは県の管理、砂防指定地ということになっております。砂防指定地の管理は都道府県知事が行うこととされているところで、何らかの整備を行う場合には都道府県知事の許可が必要となっているところです。

大鶴遊泳場につきましては、令和2年7月豪雨で被災しまして河川敷への進入口が崩壊したために、ただ今、質問議員もおっしゃいますような閉鎖されたような状態となっております。

遊泳場の復旧計画等につきましては、ここ数年の気象状況下において、毎年のように全国各地で大災害をもたらしていることや復旧に要する浚渫等の費用、また、今後の維持管理等も鑑みますと、以前のような遊泳場に復旧することに関して慎重に協議を進める必要があると考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。今答弁を聞きますと、確かに未曾有の豪雨災害だったわけですよ。ですから川も一変しました。高柱川だけじゃなくて、当然、球磨川も、川辺川もですけども、大平川もですが、大きな災害を受けております。その中でコロナ禍もあって、世の中が非常に、特に球磨地域、人吉地域はいろんな面で変わったのかなというふうに感じております。

確かに、今言われたように何も起こらなければ、今までどおりにみんなの憩いの場だったんですよ。それが想定以上の大災害が起きて、ああいった状態に陥ったということなんです。それを元どおりにするというのは非常に難しいわけですよ。また、町単位でそれをやっていくということもなかなかできないことかなというふうに思っているんです。

今回、私は元どおりにしてくださいとは言いませんが、先ほど言いましたようにキャンプとか、いろんなアウトドアのブームがありますので、あそこは南回り農道、もうすぐ開通しますが、あと2年ぐらいすれば開通するとい

う予定なんですけども、あれが開通すると非常に交通の便がよくなって、ほかのいろんなところから人が来られるんじゃないかなと思うんです。ですから、あそこを整備するんじゃなくて少なくともあの辺りの道とか危険箇所があるのならば、最低限その道の整備はしていただきたい。そして、川も例えば人が頻繁に行くところでも、ちょっとした下り口ぐらいは整備しとったほうが、何かあったときのために、あとは自己責任ですので、町が責任を取るわけにはいきませんので、そういった形で最低限の整備とかはしておいたほうが、あとは個人の判断に任せるとというのが私はいいのかなというふうに思っております。

その中で、一つ私が提案があるのは、今、錦町の中で個人でキャンプ場を造ろうとかドッグランを造ろうとして頑張っている個人の事業者が何名かおられるんですよ。これ一武地区だと思えますよ。例えばキャンプ場にしても、町がぐらんど公園にキャンプしていただきっていても、やはり個人事業者のほうがいろんなノウハウもありますし、そういった整備もやってもらえていいキャンプ場ができれば、それに越したことはないわけですよ。よそから人がいっぱい来たらもらえればありがたい限りであって、ドッグランにしても、昔は犬の放し飼いができたけれども、今はとても放し飼いができませんから、そういった形で犬を放せる場所ってというのが、そういった場所も、今は犬を飼っている家庭は非常に多いですから、やはり首輪を外せる場所っていうんですかね、檻から出せる場所、そういう場所の確保をするのも、町民の幸せといえますか、安心安全のためにも必要なかな。そういった考えを持った町民の方がいらっしゃいますので、そういった方が町に相談に来ていただければ、町もできるだけバックアップをしていただければありがたいというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問事項の3、鳥獣害対策について質問いたします。

質問の要旨として、最近、特に鹿が多く目撃されています。町としての対応はということでお伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） ただ今の御質問にお答えします。

鹿による作物被害につきましては、把握できている被害額だけを見れば減少傾向にあります。実施隊による捕獲頭数は令和3年度の370頭に対し、令和4年度では478頭と約100頭の増加となっていることから、頭数は増えていると感じるところです。被害額がそれほど増えていないのは、実施隊の方たちの駆除活動に合わせて、町の有害鳥獣侵入防止対策事業補助金を活用して、自ら侵入防止ネットを設置される方が増えてきておりますので、その効果もあるかなと思います。

町では、大型の囲いわなを地域の要望などにより4ヶ所設置しておりますが、より機動力のあるくくりわなや、くくりわなを作製するための資材を毎年購入し、実施隊の方々に活用していただいているところです。引き続き資材の確保と、実施隊の方々が活動しやすい環境づくりに努めていきたいと思っております。

また、侵入防止ネットについても、地域で取り組まれる場合などは町の有害鳥獣対策協議会で支援も行っておりますので、相談いただければと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 鳥獣害については、過去に私も二、三回質問しております。鳥獣害といいますが、実際は猿、鹿、イノシシ、アナグマ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、こういったものが特に害をもたらす鳥獣害ではないかなというふうに思っております。

もともと、鹿の目撃情報というのは前々からあったわけなんですけども、ここ最近で、鹿って夜行性なんですけども、昼間もよく見かけるんですね。これが錦町ほぼ全域。山間部とか町の中心部とか関係なく、こんなところにも出

没するののかというところに目撃情報、私自体も見ておりますし、当然、人間を恐れませんので、あまり逃げもしません。この結果、鹿と衝突して、車が大破して駄目になったとこういう事案も聞きますし、私の知り合いも軽トラでぶつかって、その軽トラが使用不能になったというふうに聞いております。車は修理したり買い替えれば何とかありますが、人間のほうはなかなかそういうわけにもいきませんので。

ただ、今回、鹿について特に質問したのは、私の家は下大鶴とって国道から意外と近いところにありますが、朝6時半ぐらいに見回りしとったら、50メートルぐらい先に赤い大きな生き物がおったんですよ。赤牛かなと思って、よう見たら赤い鹿やったですよ。非常に色が赤かったもんですから、あれ、鹿ってこんなに赤いのかなって、角も立派でした。それを見て逃げなくて、反対側を見たら小学生がもう通学しているんですよ、わいわいがやがやって通学していました。道は違う道だったんですけども、ああいった形で、もし同じ道に鹿が出没した場合に、鹿は人間は襲わないと思うんですけども、例えば道に出てきたら、車がスピードを出して来たら、車がぶつかる、もしくは車が避ける、避けた拍子に子どもの列に突っ込んだりとか、そういう事案がこれからは錦町の中でも起こり得るというふうに危惧しております。

そういった形で、今回、鹿の捕獲に対して一般質問をしたわけです。

資料の写真がありますので見ていただければと思います。これは私の家の畑なんですけども、右側が隣の梨園ですね。だから右側には梨の柵があります。この左側にはトウモロコシを栽培するためにこうして畝を造って、そして分かるように鉄のフェンスですね。このフェンスは町からの補助をもらって、メーターの300円の補助を頂いて設置しております。でも、この金網だけでは防げなくて、その金網にネットをかけます。そして下をよく見ると右側のほうに50センチぐらい、ずうっと、あれは防草シートを張っているんですよ。これは草を生やさないためじゃなくて、アナグマに根元を掘られないようにするために防草シートを張っているんですよ。これは、ある一人の人が役場におられる職員の方なんですけども、その人が自分の家でそういう対策をされて、こうすれば結構アナグマは防げるよという話だったので、すぐ実行に移したという経緯があります。

これで一安心をしておりましたが、この梨園のほうから鹿が来てこの柵を飛び越えるわけですよ。私の身長ぐらいだったら簡単に飛び越えますので、飛び込んだ後は、左側の黒いのが足跡なんですけども結構大きいんですよ。こんな穴なんです。だけん、大きな鹿なんですけども、鹿っていうのは同じ道を通る習性がありますので、また戻ってくるわけです。また大きな穴がどんどん空くわけです。まあ、穴が空く分には大したことはないなと思っていたんですけど、帰りに飛び越えようと思ったら梨園の柵があったんですよ。で、飛び越えれなくて、別の方向へ飛び越えた次の写真があるとこんな感じなんです。で、このフェンスって非常に頑丈なんです。我々が、大人がこうしても簡単には曲がりません。それがあめのようにぐにゃって曲がっておりました。やっぱり獣の力っていうのは侮れないなというふうに感じたわけです。

そういった形で、この鳥獣害対策として町が今行っている対策はどのような対策があるのかということをお聞きしたいのですが、よろしいですか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

鹿による被害があった場合には、住民の方から農林振興課のほうへ連絡があったりするんですけども、その際には、先ほど申しました、これまでの全体的な対策と併せまして、職員が直接行って、わなを仕掛けたりしております。これまでも年間五、六頭は捕れている状況なんですけども、その際、最終的な処分といいますか絞めることは、まだ職員のほうではできておりませんので、猟友会の方に協力していただいている状況です。こういったことを

行っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今、課長答弁にあったように、役場の職員の方も、わなの免許取って自分で捕獲している、努力なさっている。確かに、そうして実際に鹿を捕っていらっしゃるところを見たこともありますし、ありがたいというふうに感謝もしております。私自身も、例えば趣味で魚釣りをして魚をさばいたりはできるんですけども、じゃあ、鹿を獲って鹿がさばけるかという、とてもじゃないけど私にはできないなというふうに思っております。やっぱりこういうのって誰でもができるわけではありません。

実際、駆除隊の方が捕って、後は処分なり、いろんなしてもらえらるうなと思うんですが、この駆除隊の実数と年齢構成とは分かかりますか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

年齢については、ちょっと把握はしていないんですけども、人数で約40名、年齢的には、推測ですけども、やはり60代近くにはなっているのかなと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 私も分かるんですけども、鳥獣害対策をする方たちは簡単に結果が、その数字が上がるかという、決してそうではなくて、捕まえようと思ってもなかなか捕まらないんですよ。そのためには自分も勉強しなければならないし、自分の捕獲スキルというんですかね、そういうのを上げないと、敵もさるものっていうか、向こうも学習能力があるので、去年まではこれで捕まっていたけど、今年はこれで捕まらない、わなの改良をしましょうとか、いろんなことをやっていかないと、その数字を上げることすらできないと思うんですよ。

前の一般質問の中で私がお願いしたのは、今までは6月に、この錦町の中で捕獲わなの試験、講習が行われていましたね。ちょうど議会中だったものですから、なかなか受けることができなかったわけです。それで、球磨郡は何でいつも6月なんですかと課長にお聞きしたら7月にずらされていたということをお聞きました。そういった要望があったのかもしれないんですけども。前、私が言ったそのときの提案っていうのは、例えばたばこ耕作者、たばこを作っているとたばこの畝を鹿が踏み散らすわけですよ。その防止をするために、耕作者にもわなとか捕獲のスキルを身に付けてもらうためには、まず資格が要るわけですよ。その資格を取るためには2万円ですかね。金額的に分かかりますか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

講習の受講料が1万1,000円ほどで、実際は免許を取るときに6,000円程度の費用がかかっているということです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） これは、町からの補助っていうのは、

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

初任者講習の費用の1万1,000円のうちの1万円を現在補助している状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 私は前のときに提案したのは、たばこ部会とか果樹部会とか、そういう人たちで、例えば10人なら20人でまとまっていたら、会場が天草であったり宇城であったり、ほかの地区であったり、県庁であったりとしても、マイクロバスを仕立てて一回に試験を受けていただければ、10人なり20人なりの捕獲資格者を育成することができると。そういった事業をしてくださというふうに要望したんですよ。

ただ、コロナ禍で、なかなかそういうことができなかったというのもあったんですよ。だからそういうことが実施できなかったのかなというふうに考えておりますが、ここの最近の状態を見ますと、1万円補助しますから免許取ってくださいとか、そういう状態ではなくて、例えば、毎年10人なら10人、20人なら20人を必ず免許を取っていただくという形で、そのくらいの予算はつけないと、勝手に捕れないんですよ。わなは勝手にやったら違法です。資格者がいないとできない。ただ、資格は持つとしても、そのスキルがないと捕獲することもできないわけですから、10人が捕獲の免許を取ったとしても、その中で捕獲できるスキルを身に付けられる人は1人か2人ぐらいしかいないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

ですから、そういった意味で、先ほどの子どもたちの異次元の少子化対策じゃありませんけども、毎年10人なら10人、20人、そういう人たちを育成していかないと、これから先、駆除隊も編成とか維持もできないんじゃないかなと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

有害鳥獣の件に関しましては、先ほど担当課長が話しましたように駆除隊の方がいらっしゃるしまして、町といたしましても年間1,200万円ほどの補助金を出して駆除をしていただいております。

質問議員おっしゃいますように、鹿の頭数の増え方というのは、今まで山奥でおりましたけども、里場っていいですかね、そちらのほうにも出てくるというような状況です。実際、我が家の周りにも出てきてまして、うちの職員がわなをかけまして、既に2頭ほど捕りました。

今おっしゃいましたように駆除隊も高齢化になってきておりますし、できるだけ、今おっしゃったように、みんなで集まってできるというような方法を担当課に検討させたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今、町長が答弁されたように町長のお宅は人はたくさん住んでいるところでは、ちょっと言葉は悪いんですけど、人家はそれほど多くないは地域であります。錦町の中心であります。その中心でも、そういった形で鹿が出てくるというのが現状でありますので、これは大変な数が既にあると。

ですから、今回は鹿にちょっと特化した質問になっておりますが、昨日ですかね、1番議員の谷口議員が言っておられました。木上地区では猿が問題になっているということです。その猿が人に危害を加えたり、勝手に住居に侵入していると、子どもたちの通学に非常に不安があると、猿を何とかしてほしいというふうに訴えられておりました。

私はちょうど鳥獣害の質問をしますので、一遍に言いますけども、その地区地区でいろんな害が出てきておるのもあって、錦町は昔はそういうことはあんまりなかったんですよ、はっきり言って。ただ、今、現実には、そういった形で大きな被害とか事故が起きてからでは大変ですので、そしてこれを対策を講じていったとしても、増えるのを防

げるかどうかというのは分からないんですよね。ですから、何としても早急な対策が必要だと、切に動くということが求められると思います。

また、この、猿、鹿、アナグマ、これは3分館の果樹園を営んでいる方なんですけども、その方が夜に街灯の見回りで梨園に行くと、そしたらアナグマが2頭おったと、追いかかおうと思って棒でしようと思ったら逆に向かってきて、恐ろしい目に遭ったとあって、怖いって。アナグマって非常に狂暴なんですよ。

ですから、見た目はかわいい、鳥獣害は、見た目はかわいいですよ。でも、持っている能力というか、それはすごいものがあるわけです。子どもたちにしても、むやみに触ったり石を投げたりすると、逆に襲われる可能性も十分ありますので、やはり本当にこういった対策は講じていかなければ早急な問題ということで、今回の私の鳥獣害の一般質問は、そういう趣旨で質問をいたしました。

それでは、次の質問事項の4、自動車運転免許返納者の町としての対応はということで、これは去年の暮れも私が質問をしたことです。

今、行っている対応策はどのようなものがあるのか、今後の計画について御質問いたします。よろしく願います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

運転免許証返納者の方への今行っている対応策といたしましては、まず、乗合タクシー事業が挙げられるかと思えます。乗合タクシー事業は、バスや鉄道などの公共交通機関の空白地域を補うため、また、高齢者の方や運転免許をお持ちでない方などの交通手段を確保するため事業を運営しております。特に80歳以上の方、身体障害者手帳をお持ちの方や運転免許証返納者の方については、片道料金が通常200円のところを50円安く、150円で料金設定をしております。これまでの制度見直しの効果で、令和4年度におきましては、最も御利用が多かった平成31年度を上回りまして、延べ2,600人以上の方に御利用を頂いております。

事業をお願いしております中央タクシーさんに伺いましたところ、割引対象者はほとんど80歳以上の方で、運転免許の返納者で割引を受けた方はほとんどおられないということでしたけれども、80歳以上の方の中には一定数は返納者の方がおられるのではないかと考えております。また、利用者の中には様々な御要望があるということを中央タクシーさんから伺っておりますので、今年度事業の拡充について検討していきたいと考えております。

また、そのほか高齢者タクシーの料金助成事業もございますので、それには要件を満たすことで、対象者1人当たり500円の利用券が年間24枚発行される、そういった事業もございますので、そういったことで対応していると考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今、課長の答弁にあったように、錦町も色々な対策を講じてきているわけです。乗合タクシー事業を一番初めに立ち上げた頃にも、いろんな内容の変更があったり改善をして取り組んでいるというのは分かっております。

ただ、町長が普段言います、老いても明るく楽しい町をつくるというふうに、町長の政治姿勢のモットーと申しますか、いつもそういうふうに言われておりますが、この自動車返納というのは当然高齢者が多いわけですから、高齢者のドライバーも当然多いわけですよ。そうすると返納者も当然多くなるというのが分かりますよね。ただ、実際は家から出ない、車の免許がないとなかなか家から出れない人もたくさん出てくると思うんですよね。やはり車って

いうのは足ですけども、ちょっとした距離間を歩くってのは、みんな車で行くわけですから、その免許証を返納された方っていうのは急に家の中に閉じ籠もったり、行動力がなくなったり、その結果、体力や気力が落ちてしまう。その結果、健康寿命っていうんですかね、その分が失われていくのではないかとこのように考えているんです。

ですから、6番議員もシニアカーについての質問をされると思いますが、私も以前したことがあるんですよ。シニアカーっていうのは、例えば足腰が弱くても、元気な人はあれに乗っていくと、例えば大鶴からこの役場までも十分来れるんですよ。ただ、あれは三十数万円、40万円ぐらいするんですよ。そうすると、あとは自転車にしても、今はほとんどの自転車っていうのは電動アシストがついております。あれは大変楽です。私も買って、本当に違うなと、全く違うなと思って、これやったら自転車に乗られる高齢者にしても楽ですし、行動半径が広がるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、これからはシニアカーとか電動アシスト自転車の、高齢者の返納者に対する助成なり保険金の助成であってもいいし、いろんな助成もあっていいと思います。ある意味は、例えばシニアカーのリース事業とか、そういったものを町の自転車とか扱う業者さんが起こしていただければ、いろんな意味で助かるんじゃないかなって思うんです。

ただ、あさぎりのほうの業者さんに聞いたんですけども、電動シニアカーっていうのは、そんなに何十年も乗るものじゃないと。人間が高齢化して、自分が体力が落ちて足腰が弱って、電動カーを購入して活動されるけども、そんなに5年も10年も使う人はあんまりいないですよという形で、ですから、そんなにみんながみんな電動シニアカーに乗るといような風景にはならないって思うんですよ。

そういった形で錦町も、老いても明るく元気に住める町にするためには、老いても明るく、そういった意味での優しい町、国も少子化対策で子どもたちには、いろんな施策を講じておりますので、でも、多いのは高齢者が多いわけですから、その高齢者に対してもできる施策はやっていかなければならないというふうに思っておりますので、どうか明るく住みよい町にするために高齢者にも温かい目を向けてやる必要があるのではないかと私は思ったので、今回の一般質問をいたしました。

時間が参りましたので、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田武志議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は11時10分から開議します。

午前11時03分休憩

午前11時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

2番、丸小野聖一議員の一般質問を許可します。

2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） おはようございます。2番議員の丸小野でございます。議長のお許しが出ましたので、発言させていただきます。

令和5年第2回錦町議会定例会一般質問を行います。

まず最初に、私が町議会議員となりました経緯を簡単に申し上げます。

私は、錦町立錦中学校卒業以来、錦町を離れて約40年間ほかの地域で生活してまいりました。約3年前に錦町に

戻り、約1年前から実家でタイ料理のレストランを開業させていただきました。

私は3年前に民間企業を退職して錦町に戻りまして、いろんなことが起こったんですが、今回、町議会議員に立候補を表明いたしましたのは、私の金融機関での約30年間の経験、それから、先ほど申し上げました40年間の他地区での生活、これが何か錦町の町政にお役に立てないかと、生まれ故郷に恩返しができないかというふうに考えて立候補に至りました。

本日は3つの質問をさせていただきます。

私の政治信条でございます、希望、創生、伝統、これに絡みまして、今回、錦町を隔々回らせていただいて、いろんな町民の方にいろんな御意見を頂きました。その中で考えた3つの事項でございます。

挨拶の最後になりますが、議員になりまして約2ヶ月、議長、副議長をはじめ、議員の諸先輩方、町長をはじめ各部門の町職員の方々、そして事務局の方、何も知らない私に、新人に、色々教えていただき、本当に感謝申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。本日は3つの質問をさせていただきます。

農業従事者の後継者について、2つ目が地方移住者への取組、3つ目が木上地区の木質バイオマス発電所近辺の構想、これについて質問させていただきます。

それでは、ちょっと質問席に移らせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番、丸小野です。

質問事項1、農業従事者の後継者について質問させていただきます。

私は金融機関に30年、籍を置いておりました。その中で、中小企業、大企業に限らず経営者の方の大きな課題は後継者問題でございました。

金融機関においてはM&Aとか、会社の売却、全国でのイントラネットが、インフラが整備されておりまして、ここ金融機関におきましては、私も何事案か成立させましたが、かなり大きなフィービジネスとなっているのが現状でございます。

これが農業の後継者問題と直接つながるとは思えないです。規模も、私がやりましたのが何億円とか何十億円という規模のもので、直接はつながらないと思います。

町の主幹産業の後継者について、今後の施策、それから国全体の施策があれば教えてください。お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

全国的に農業従事者の高齢化と後継者不足などによる農業の衰退や、耕作放棄地の増加が懸念される中、新たな農業の担い手を確保するために、国及び地方において様々な施策が展開されているところです。

幾つかを申し上げますと、まず、新規就農者の確保対策として、就農初期の経営確立を支援するため、国の新規就農者給付金が平成24年度にスタートし、錦町でもこれまで35経営体、43人の方が給付を受けられております。また、国の制度に該当しない親元就農者への支援として、町独自の給付金事業を平成30年度からスタートして、これまで18人の方が受給されております。

次に、県の取組としまして、令和3年に熊本農業経営継承支援センターが設立され、経営移譲を希望する農業者と第三者を含む経営継承希望者とのマッチングを行い、土地、機械、設備等の経営資産の円滑な継承の支援を行っており、まだ数は少ないですが、移譲希望資産がデータベース化され、ホームページ上で公開されております。これによ

り広く後継者候補を求めることができ、身近に後継者がいない場合などに外部人材等へ経営を移譲することができ、継承者にとっても初期投資が抑えられるメリットや、居抜きでゼロから農業を始められる可能性が出てきました。

さらに、県、市町村、農業団体等が出資して設立されております農地中間管理機構、いわゆる農地バンクでは、後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を農地バンクが借り受け、認定農業者等の担い手に貸付けを行い、農地の集積、集約化を行っております。

また、農地の保全としましては、生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続し、耕作放棄地の発生防止等に取り組む中山間地域等直接支払制度や、地域の協働活動により水路、農道等を保全管理する多面的機能支払交付金制度があり、各地域の耕作放棄地の発生防止に向けた取組を支援しているところです。

最後に、今回の農業経営基盤強化促進法の改正により、先ほど申しました農地バンクの事業を一層推進することなどを目的に、地域の話合いに基づき地域の中心的な役割を果たす農業者や、農業の在り方を明確化するひと農地プランが地域計画として法定化され、農地1筆ごとに5年後、10年後に誰が担うのかを明確化した目標地図の作製や、農地取得の要件緩和による多様な担い手の確保、農業場の利用を行っていく区域と、努力してもなお農業場の利用が困難である農地の保全を進める区域の整備などを行っていくこととしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番、丸小野です。ありがとうございます。

今お話しいただいた、国や県の制度、町独自の制度があって、さらに県、市町村、農業団体等出資の農地バンクの仕組み、または、農地保全の施策、そして農業経営基盤強化促進法の改正によるひと農地プランがあり、様々な施策があることが分かりました。

ポイントは、各農業従事者が様々な報告を御理解いただいて、従事者の方が、この今様々なことを言われたことを御理解いただきながらこの仕組みを使っていたら、そして町の主幹産業である農業を未来につなげる極めて重要な事案であるというふうにも考えますので、今後注意してまいります。どうもありがとうございました。

それでは、2つ目続けて御質問させていただきます。

地方移住者の取組について御質問させていただきます。

昭和30年から昭和45年、大阪万博、東京オリンピック、私は43年生まれですが、45年、いわゆる地方から大都市、主に東京、大阪になるんですが、500万人が移動しました。今現在、大都市での超高齢化が既に危急の課題であります。

私の住んでました東京地区、ちょっと離れたベッドタウンはもうゴーストタウンになっているというような状況で、後継ぎもほかの地区に行ったりという土地がたくさんあります。

地方移住の選択肢として、球磨人吉、錦町を選んでいただけるようなアピールを、どういうアピールを行っているのか教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

移住を考える方々に本町を選択していただくためには、この自然環境や豊富で新鮮な農畜産物等、町の魅力及び暮らしやすさについての情報発信と共に、受入れに向けた各種対策を行う必要があると考えます。そのため、本町におきましては、令和2年度から改定されました総合戦略に基づき、移住定住につながるための関係人口創出に向けた取組を実施しております。

令和3年度には、料理に焦点を当てたオンラインイベント、また、昨年10月には、本町と様々な形で関わりを持つ町外の方々と継続的につながりを持てるよう、ふるさと住民票制度を導入し、先月末時点で106名の申込みがあったところです。

今後の方針といたしましては、ふるさと住民票制度を継続していくことで、関係人口をさらに増加させつながりを保っていくことと共に、町の活性化にも関わっていただくなど、関係強化を目指していきます。

具体的には、今年度、改定作業を予定しております町の総合計画に対する意見聴取をアンケートにより実施するというものです。また、関係人口の創出におきましては、コロナ禍でのオンラインイベント実施等を経まして、顔が見える関係というのがものすごく大事であるということを改めて認識できましたことから、昨年度、コロナ禍の影響により中止いたしました本町にゆかりのある方々と交流を行います「にしき会」を本年度、熊本市内及び東京都内で実施することで、都市部の関係人口の増加を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番、丸小野です。ありがとうございました。

ふるさと住民票を基とした関係構築をさらに進めていただきたいです。

ここで2点、私のほうからお話をさせていただきます。

今、岩尾課長のほうからありましたことがベースになると思うんですが、まずは1点、JOIN日本移住交流ナビというのがございます。JOINというのはJ、O、I、N。これはネットで引くとすぐ出てまいります。

これは日本政府が始動しているものでして、移住版ぐるナビ、ぐるナビも御存じだと思いますが、日本移住交流ナビというのができてまして、私も結構時間をかけて見ないと、ああ、いろんなところがあるんだな、これ、錦町も飛びます、錦町のサイトにも飛びます。恐らくこれは様々な検索をすることができて、自治体がコミットするかしないかで、その飛んだところの自治体の内容が変わってきます。

おすすめ十都市、十市町村っていうのもありまして、熊本県ではございませんでしたが、沖縄から北海道まで、ここはいいですよっていうふうな、ま、ナビゲートができたページでございます。これぜひ皆さんに見ていただいて、えてして若者だったり女性っていうのは、ここから飛んできて見てみようというふうな方は非常にこれから多くなると思います。ぐるナビがそうだと思うんですけど、こういう新しい、これ、できてそんなに期間はたっていないんですけど、是非コミットいただいて、錦町をアピールいただければというふうに思います。

次に2点目は、これは私の主観が非常に強いところで、「何だ、それ」という話になるかもしれませんが、私は先ほど、民間企業に勤めておりましたというお話させていただいたんですけど、主に関東、それから県でいうと奈良県、高知県、石川県、それぞれ5年ぐらいおりました。四国、関西、北陸ということで、まあ、東北のほうはちょっと勤務してございませんでしたが、その中で5年間、様々な方と接点を持ってお話をしました。

この経験を基に、この球磨人吉の方々は何といても人がいいと、これは私の主観でございますけど、いうふうに感じております。北陸の方とは、真逆とは言いませんけど、なかなかちょっと入りにくいとか、関西は1回入ってみたらすごい浸透できるとか、いろんな特徴があるんですけど、何といても人がよいというふうに私は思っております。

そして、私がこちらに帰ってまいりまして一番驚いたのが、講金の浸透度でございます。いわゆる頼母子講と言われてるものなんですが、これだけ講金が増んに行われているところは、私がいました地区、で、私のやっていますレストランには他県でしたり他地区からいらっしゃる方も多くて、その都度ごとにこの講金について説明をして、御存

じですかって聞くんですけど、近くのえびの市でしたり、芦北、水俣、熊本市だったり、福岡、いろんなところからいらっしやった、何、それ、みたいな、御高齢の方は「ああ、あれ」っていうふうには回答されるんですけど、ほとんど知らない方が多くて、この講金については私の個人的な友人は5個から10個は入っているというぐらい盛んだなと、これだけ盛んに今また行われている地区はないのかなというふうには考えています。

講金も以前の総合銀行とかお金を融資するっていう趣よりも、むしろ近所の仲間内での食事であったり、趣味のチームであったり、積立てをして旅行に行ったり、そういうアットホームな団体というか講金はあるんですけど、そういうふうにつながっているというふうには考えますのは、先ほど申し上げました、みんな仲よくとか、何といっても人がいいってところにつながるんですけど、やはり地方のほうから移住をされて、近所付き合いだったり、町だったり地区だったり分館だったりのイベントになかなか参加されなくて交わりができないとか、いろんなネットだったりユーチューブだったり見るとそういうのが出てくるのはあるんですが、是非、もし移住された後、やっぱり後が大事だと思いますので、そういう移住された後の取組は、是非自信を持ってこの自治体の方私も含めて進めていただければというふうには思います。

これが、やはり、私のおじいさんも、ひいおじいさんもそうなんですけど、大分のほうから明治生まれの方が18歳で移住してきたんですよ。ある文献を読むと、移住してきた人が非常に多い地区、明治、大正の時代に移住をして開拓をしてっていうこの地区柄というか、それと先ほどの人のよさ、是非、移住を進めるのが、移住が必要かどうかっていうのもあるんですけど、移住は私はどんどん進めていただきたいし、私もいろんな提言をさせていただきたいというふうには思ってるんですけど、あとですね、是非皆さんが、講金に入ることは難しいかもしれませんが、皆さんがというか、町民の方が他地区からいらっしやった方に温かく、支援というか、コミュニケーションを取っていただくっていうのが一番のポイントじゃないかと私は考えてますので、この質問の答えとしてこの2点お話をさせていただきます。

それでは、3つ目の質問にそのまま移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） はい。

○議員（2番 丸小野聖一君） 木上地区の発電事業開始が間近に迫っております。バイオマス発電近辺の土地、風景を、私こちらに戻ってまいりまして見ました。あの土地を見たときに、これは本当に、これ心底思ったんですけど、未来があるなど、まず最初にそう思いました。

これ再生可能エネルギーが建設されて、それがどんどんどんどん広がってというためだけではなくて、その土地に非常に未来を感じた次第です。

その構想、中長期で結構ですが、言える範囲であれば教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

木質バイオマス発電所に関しましては、今のところ秋ごろまでには操業を開始する見込みとなっております。また、同地区に、令和2年7月豪雨で被災されましたゼンカイミート株式会社様におかれましても、同時期頃に稼働を開始される見込みとなっております。

質問議員が言われます再生可能エネルギー等やその周辺における中長期的な構想につきましては、今のところ明確なものはありませんが、その2事業所が稼働を開始されることで、人吉海軍航空基地資料館の集客等につなげる取組を行っているところです。

具体的に申しますと、平和学習コンテンツ、環境学習コンテンツ、食の学習コンテンツ、この3つを組み合わせま

した学習プログラムを構築し、児童及び生徒さんが主体的に学習できるような教育力を、各相談会等で売り込んでいくというものです。

木上地区の木質バイオマス発電所周辺に関しましては、これまでも様々な御提案を頂いているところですので、一つ一つ精査していきながら町の発展に貢献できるような、また、町民の皆様にご理解を頂けるような整備を検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 丸小野です。

今見えています3つの事業所がコラボすることによって、さらなる発展につながるがよく分かりました。

この広大な土地、地域で、町民や、また、他地区、県外、ひいては海外からの集客が私は見込めるんじゃないかと、今後の構想によってはそういうふうを考え、質問させていただきました。どうもありがとうございました。

予定時間を大幅に短縮してこれは終わりたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野聖一議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時34分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

3番、梶原誠二議員の一般質問を許可します。3番。

○議員（3番 梶原 誠二君） 皆様、お疲れさまです。3番議員の梶原誠二です。ただ今議長より質問の許可を頂きましたので、令和5年第2回錦町議会定例会一般質問を行います。今回、議員にさせていただき、初めての質問となります。8年前は反対のほうから答弁していましたが、今回初めて質問をさせていただきます。

令和5年度に入り、コロナから少しずつ解放され、行事等も少しずつ通常どおり開催されるようになってきました。

コロナ禍において人と会話したり、食事をしたり、旅行に行ったりなど、当たり前の日常ができなく、それまで当たり前にしていたことが、尊さを感じさせる状況だったというふうに思います。そのような状況下において、各種事業で人と人とのコミュニケーションを介することについては制限され、計画どおりにはできなかったことと思います。

このコロナ禍を含めて一般質問は、質問事項1、マニフェストの基本理念の「老いても安心して暮らせる町」について、質問要旨1、基本理念のこのフレーズに係る具体的な取組について、まずお尋ねします。あとは質問席より行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の基本理念のこのフレーズに係る今までの具体的な取組についてお答えいたします。

今までの具体的な取組としましては、高齢者の方が生き生きと暮らしていけるよう、平成26年度において整備した基幹型介護予防拠点施設ひだまり館を活用して、元気が出る学校や元気クラブなどの介護予防事業に取り組んでおりますし、地域においては相互に見守りを行いながら、いきいきサロンや地域の縁側事業に取り組んでいただいております。

ります。

地域での介護予防拠点となる地域介護空間整備事業で、公民館の新築8ヶ所、改修事業33ヶ所の実績もあっております。独り暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等の要援護者世帯については、社協、消防署東分署と情報の共有を行い、救急搬送がなされたときには地域包括センターへの担当者へ連絡が届くようになっております。

また、台風等の災害が見込まれる場合などにも、行政区を通じて避難所への誘導等を行っていただくこととしております。

生活を営んでいく上で必要なものに、日用生活品、食料品などの買物がありますが、高齢者の買物支援対策として平成28年から、イスマ錦店においては国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用して導入された買いモノの運行をしていただいております。高齢者の移動手段の確保、支援として高齢者タクシー利用券を発行し、高齢者の経済的負担の軽減と移動手段の確保を図っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） はい、3番です。

私も8年前は、その当時の現場にいましたので、それから多彩なメニューを展開されています。それぞれのメニューについて、評価といいますか、出来栄はどのようなふうに捉えていますか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） これまで行ってきた様々な取組に関しては、おおむね良好であったと思っております。

令和3年9月末の数字にはなりますけれども、要介護認定率が14.3%と県平均の19.7%を大きく下回っております。これは、県下45市町村一番低い認定率であります。また、第8期の介護保険料の標準保険料が5,600円と、県内で45市町村43番目ということで、下から3番目という数字も出ておりますので、これまでの介護予防事業の成果が出ているのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） はい、3番。

介護保険の標準から見れば、要介護認定率の低さと介護保険料の低さということでその方面から見れば大丈夫と思えますけれども、今からですね、費用の面についても上昇傾向にあるというようなことを町長の所信表明の中にもありましたので、今後ますます充実された介護予防に係る事業の展開をお願いしたいと思います。

いろんな事業について、新しいことを始めることでなく今あるものをアレンジすることも必要かなと思います。

例えば、高齢者の交流事業とされている、いきいきサロンですね、これ、現在、社協から聞いたんですけども、26行政区のうち23行政区そして36ヶ所の箇所ですね、毎月1回程度実施されていると聞きます。

今後はその場を活用して、いろんな相談窓口も、役場のほうで待つ相談窓口じゃなく、現場に出かけていくような、出前相談窓口みたいなものを実施するなど、それを社協とか居宅介護支援事業所とタイアップするなどの方法で実施されてはどうかと思います。

いろんなもの、メニューをつくるもいいんですけども、今までやってきたことをさらにアレンジしたりとかブラッシュアップしたりとかして、することもいいことかなと思っております。

1番目についてはですね、これで終わりたいと思いますけれども。

次に、質問事項1、質問要旨の2、令和6年度からの第9期介護保険事業計画及び第6期総合計画・後期計画について、取組む予定についてお尋ねをしたいと思います。

なお、質問の中に出てくる高齢化率等は熊本県高齢者関係資料集令和4年度版から用いた数字になります。

私ごと、先ほどの挨拶で申しましたように、約8年前は今回の質問対象である福祉保険業務の担当でございました。その時点で少し先の問題だと考えておりました2025年問題が、コロナ問題に振り回されているうちに僅か2年前時期に迫っております。

2025年問題とは、皆さんも御承知のことと思いますけれども、団塊世代が75歳以上の高齢者になることで起こる社会保障費不足の問題であります。2025年は、全国ベースで65歳以上高齢者30%、75歳以上高齢者17.3%、県ベースで65歳以上高齢者33.2%、75歳以上高齢者19.1%と推計されております。質問の計画には2025年が含まれていますが、そして本年度はその策定の年です。計画の基本方針もまだ定めていない状況かと思っておりますが、現時点でのその計画における取組予定についてお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） はい、お答えいたします。

これまで事業計画を立ててまいりました第8期の介護保険事業計画で、取組を継続しながら第9期の介護事業保険計画においても、高齢者が住み慣れた地域で在宅での暮らしを継続できる地域包括ケアシステム、これのさらなる推進を目指した計画になろうかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） はい、3番。

地域包括ケアシステムを重点的に取組むということですが、それについてまたお尋ねしたいと思います。8期の継続ということですが、その8期の介護保険事業計画について、問題点とかそういったことはなかったでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） はい、お答えいたします。

特に問題点というところはなかったと思いますが、地域包括ケアシステムですね、こちらの推進も第8期でもうたっておりましたけれども、なかなか進まないというような状況が問題点といえば問題点かなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） そうですね、地域包括ケアシステム、そういった掛け声あっても、なかなか全国的に実現できないのが現状のようです。

次に質問ですが、先ほども課長のほうから申されましたように、要介護認定率ですね、14.3%で非常に低いということで、県下でも一番低いということですが、これはちょっと繰り返しになりますけど、所信表明の中でも介護サービス料が増加しているということで書いてありましたけど、その要因についてお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

本町の要介護認定率は低い状況ではありますけれども、介護給付費が伸びている要因には要介護4、要介護5の重度

な方の割合が比較的高い傾向にあるのではないかと考えております。特に最近の特徴としまして、終末期の方が初回の認定を受けられて重度の認定となる方があったり、家族での介護が厳しい面があったり、高齢者のみの世帯であるなど、介護サービスを限度額いっぱいまで利用する方が増えてきているのが一つの要因ではないかと考えております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 今答えられた方たちは、在宅サービス利用者ということと申したけども、その在宅サービス利用者の要介護度というのがありまして、1から2が軽度、3が中度、4、5が重度ですけれども、要介護3以上は施設対象者になりますが、その要介護認定者の中で要介護3以上を占める割合は何%ですか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） はい、お答えいたします。

要介護3以上の割合は63.3%という状況となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） はい、3番。

在宅でも60%を超えるという、まあ、重度者が多いということですけども、その重度者の中に、ほとんどの方が認知症だと思いますけども、その認知症高齢者の対策についてはどういうふうにされていますか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） はい、お答えいたします。

地域包括支援センターのほうで、在宅の方は見回りといいますか、見守りといいますか、訪問に行っていていただく状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） はい、3番。

ちょっと要請的になりますけども、今日の新聞に認知症の基本法が14日に国ベースで成立されたということが出ておりました。

主な取組としましては、認知症の人の社会復帰の確保とか、相談体制の確保、理解の促進ということでこれは実際に錦町のほうではこの相談体制の整備というのは私のときからやっていたんですけども、物忘れ相談とか具体的にやっておられると思います。

それと、理解の促進につきましては、認知症サポーター養成講座ということでかなりの方の養成がされておりますけれども、そういったことを継続的にやっていくことが認知症対策になるというふうに思っております。

介護保険制度は、創設以来22年を経過し、全国ベースで65歳以上が1.7倍、創設当時と比較してですね。サービス利用者が3.5倍に全国ベースで増加しているように言われております。

錦町における高齢化率は、65歳以上で33.6%、75歳以上は16.5%で、65歳以上及び75歳以上共に、県内が45市町村ありますけれども下から数えて非常に低いということで、上から数えれば37番目という非常に低い位置にあるということになります。

また、先ほど課長が言われたように、介護保険料月額はずね、5,600円ということで43番目、非常に低い位置にあります。介護保険財政運用的には、非常に健全な運用をされている状況かと思っております。ただ、サービス費用

が増加傾向にあるということは、十分内容を分析されて、その分の対策も具体的な対策をお願いしたいと思います。

次に、地域包括ケアシステムについて、私のほうからちょっとお話して、後お尋ねをしたいと思います。

令和5年度中に策定予定の第9期介護保険事業計画において、厚生労働省は地域包括ケアシステムのバージョンアップ、進化、推進に向けた取組を提唱されております。

この地域包括ケアシステムは、平成27年度からの第6期介護保険事業計画から構築へに向けた取組が提唱されております。

地域包括システムとは、厚生労働省が2025年をめどに構築を目指しているものであります。簡単に言いますと、高齢者に対して、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防を包括的に提供するための仕組みということです。

この地域包括システムが実現すれば、高齢者は重度な要介護状態になっても、最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することが可能となるというものです。これはまさに、マニフェストの基本理念の「老いても安心して暮らせる町」ということではないでしょうか。

地域包括システムが求められる背景には、急激な少子高齢化と高齢化社会を支える社会保障費等の財源の不足です。これ、先ほども述べましたが、特に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、後期高齢者の人口が総人口の約20%近くを占めると言われております。そういった対策のツールとして、この地域包括システムが挙げられております。

この地域包括システムがもたらすメリットには大きく分けて4つあると言われております。

まず1つ目に、高齢者の社会参加が活発になる。支援の必要のない高齢者には積極的な社会参加、社会復帰を促して、生きがいの場を創出するとともに、介護予防につなげることができ、高齢者の社会参加は高齢者本人の介護予防になると共に高齢者支援ボランティアとしての見込めるということになっております。

2つ目が、ニーズに適したサービスの選択ができるということです。

3つ目に、医療ケアが必要な高齢者の自宅で過ごせるということになります。

4つ目に、認知症の高齢者と家族の暮らしをサポートできると。

非常にいいことが言われておりますけれども、ただ、この地域包括システム構築についてはかなり多くの課題があるようです。

まず、認知度が低いということで、地域包括システムは高齢者や家族に加えてシステムに関わる医療機関、介護事業所、地域住民等の理解の上になり立つ仕組みです。しかし現状では、あまり知られていないのが事実です。システム構築には高齢者や地域住民などに対する普及啓蒙や協力依頼を行うことが必要となっております。

2つ目に、人手不足ということです。

地域包括システムの運用には、医療、介護サービスなどの担い手の確保が必要です。しかし、人員不足等もあり、これもボランティア等の活用ということでボランティアに依存することが挙げられております。

それと3つ目に、医療、介護の連携が不十分ということです。

地域包括システムでは、医療、介護の関係機関の連携が重要ですが、現状では医療、介護分野の間には連携が取れていないのが現状あります。今後は連携を強固にし、在宅医療、在宅介護サービスをより充実させていく必要があると思います。

この課題については、市町村連携の対応も必要かと思っております。この中に、在宅医療のことを今話しましたが、現状の在宅医療というのはどのような状況でしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） はい、お答えいたします。

コロナ禍の中にありまして、なかなか、医療機関、介護施設、面会ができないという状況があったことから、在宅での看取り、これが多くなったということは聞いております。ただ、なかなか周知のほうがまだうまくできていないのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 3番。看取りの対応はされている事実があったということですが、昔から言われている、その、何と申しますかね、応診といいますか、在宅でも医療提供が受けられる体制は現実ありますでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） はい、お答えをいたします。

一応、その体制はできておりますが、なかなか、医師不足、訪問医療する医師が不足しているという話は聞いております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） この地域包括システムは、介護だけでなく医療も非常に重要なこととなりますけども、今後、行政としてもそういった在宅医療の機関の確保といいますか、それについても町単独でなくて連携できるものを連携して、町村でそういった在宅医療の確保をぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

次に、地域包括ケアシステムの構築のための取組として、次の2つのことが必要と思っております。

まず1つ目に、課題の把握、社会資源の発掘ということで、適切なサービスを提供するには、高齢者が抱える課題の洗い出しと把握が必要になります。そのため、支援が必要な人数や、求められている支援の内容の具体化、既に実施されている事業に対する検証などを行う必要があると思っております。

先ほども何度か述べましたけれども、事業については洗い直しとそれに対する、見直しですかね、検証、そしてさらにバージョンアップするような、そういった感じで進められてはいいかなと思います。

また、医療介護サービスをサポートするボランティア等の発掘、人材確保もこのシステムの中で非常に重要な要素となると思っております。

それと、2つ目に、会議等での対応策の検討も、是非この6期の策定期間中にお願ひできればと思っております。

既存の地域ケア会議などを活用されて、さらに、できれば医療事業者関係を加えての会議の拡充といいますか、そういうものをされて問題の明確化やアイデアの創出、施策の優先順位などを行うことが必要かなと思っております。

以前、過去の介護保険事業計画策定のとき、もちろん策定委員というのもありますけれども、最終的な決定機関でありまして、その前段階でいろんな各種事業者を集めてワークショップをして、ラフな会議の中でいろんな課題を出してもらって、それをまた計画に結びつけるということもやっていた経緯がありますので、是非そういった感じをその地域ケア会議等を活用されてお願ひできればと思っております。

今、この地域ケア会議というのを申しましたけれども、この地域ケア会議の現状、活動状況ですね、それについてもちょっとお尋ねしてよろしいですか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） はい。地域ケア会議の現状ということでお答えをいたします。

現状はですね、住宅改修、福祉用具の貸与、通所型サービス利用状況等に関する個別の検討会議が主な会議となっております。これには、保健師を含む行政職員、地域包括支援センターの職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員等ですね、その都度事例によってメンバーは替わっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 地域ケア会議、いわば個別ケース検討会みたいな感じで運営されてということですけども、できれば、この計画策定期間中は、それをもう少しこのバージョンアップといいますか、できれば、その中で出てくる課題とか、そういったものをいろんな計画、メニュー策定ですね、生かせればなと思いますので、そういった会議の運営の仕方というか、会議を活用したやり方ですね、それもお願いできればと思います。

地域包括ケアシステムは、公助や共助だけではなく、自助、互助も取り入れて、これからの高齢化社会を支えるシステムということになっております。地域包括ケアシステムは、介護予防や医療、生活支援などのサービスを地域で一体となって提供し、高齢者の生活を包括的かつ継続的にサポートするものだと思います。それが実現すれば、高齢者は在宅で様々なサービスを受けやすくなり、住み慣れた地域での生活を継続しやすくなると言われております。これこそが「老いても安心して暮らせる町」の実現ではないでしょうか。

第9期介護保険事業計画においては、計画期間中はこの地域包括システム構築の基盤づくりというスタンスで、先ほども課長も申し上げられましたけれども、そういったスタンスでぜひ進めてもらいたいと思います。

また、このシステムの基盤となる地域包括支援センターにおいても、機能の強化とタイムリーな地域課題の把握のための、ランチセンターといいますか、ランチとは枝とか支店とかいう意味なんですけれども、その設置をぜひ提案したいと思います。

地域包括支援センターの前身である在宅介護支援センターというのがありましたけれども、そのときには直営の基幹型在宅介護支援センター1ヶ所と、事業者委託の地域型在宅介護支援センター2ヶ所を設置し、個別訪問を活発に実施し、タイムリーな地域課題を把握したことがあります。

「老いても安心して暮らせる町」の具体的な施策として、第9期介護保険事業計画中に地域包括ケアシステムを構築されることと、地域包括支援センターの枝となるランチセンターの設置を提案したいと思います。

特に第9期については、地域包括ケアシステムを重点的に取り組んでいくこととありましたけれども、もう一つ、基幹となる地域包括支援センターのランチセンター、この設置について提案しますけれども、それに対するお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） はい、お答えいたします。

ただ今頂きました地域包括ランチセンター、こちらはまだ全然検討もしておりませんでしたので、これから検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 組織の創設ということで、運営の仕方によっては費用もかからないと思いますけれども、例えば社会福祉法人というのは利益を追求する団体ではないですので、そういった場面に委託するとか、そういったことで、これは組織の問題でありますので、こういった地域包括支援センターがさらに細かな動きができるような仕組みとして、このランチセンターの設置について、これについて町長にお伺いしたいと思います。よろしくお

願います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今質問議員に質問をしていただいております事項をしっかりと聞かせていただきました。

先ほど担当課長も言いましたように、認定率が14%ということで、熊本県でナンバーワンといいますが、認定率の低さということでございます。それは、質問議員が職員時代につくってこられましたこのシステムが動いて、そのような認定率の低さにつながっているのかなと思っております。非常にありがたく思っております。

先週ですか、11日の日曜日でございます、認知症の講演会がございました。講演会に行ってみましたところ、70名か80名の方が参加していらっしゃいまして、映画かなんかの話じゃあったんですけども、そういう勉強を一生懸命されておりました。その前に、熊本県の、認知症のボランティアの数が県下で発表がございまして、認定するボランティアが一番多いところが、町村が山江村、その次が山鹿、その次が菊池、その次が、まあ新聞には載っておりませんでしたけれども、錦町は4番目でございます。

以前はトップに立ったこともありますけれども、常に錦町はそういう認定者率といえますかね、そのボランティア率、それも高うございますので、先ほど言いました14%の、そういう低い認定率にあるということでもありますので、これは地域全体として、錦町の皆さん方、町民の皆さん方がそういう認識の中で、やはりこの介護事業に携わっていただいているんじゃないかなと、私は町民の皆さん方に感謝を申し上げたいと思っております。

今回、第9期目と、それから総合計画6期目の後半が本年度策定するわけですけども、私もこの2つの策定は非常にこの町の将来にとって重要な計画になろうと思っております。したがって、その策定する方法につきましても、単純な考え方じゃなくて、いろんな人から意見を聴きながら、或いは会議を重ねながら、錦町の将来の計画、あるいは錦町の将来の介護の計画、これをしっかりとつくり上げていく必要があると思っております。

質問議員おっしゃいましたように、2025の問題はもう既に始まっております。ここでしっかりとした対応策をしていかなければ、大きなまた、この介護保険料とも上がってまいりますので、ここを皆さんと共に策定をしていこうと思っておりますし、今、提案していただきました介護ランチセンターですか、ボランティアセンター、そういうのをしっかりと検討しながら進めていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 3番。

町長の答弁の中で、計画についての重要性を認識されているということで確認できました。

町長からも言われましたように、策定委員会ばかりじゃなくて、いろんな業種、或いはいろんな方から意見を聴く会、そういった会議を、できればワークショップとか、そういった、意見が出しやすいようなシステムを使ってお願いできればと思います。さらに、地域の課題をより密に習得できるような地域包括支援センター、ランチセンターの設置も、ぜひこの計画期間中にお願ひできればと思います。

質問事項1については、非常に前向きな意見を頂き、ありがとうございます。質問事項1については、これで終わりたいと思います。

次に質問事項2、人事評価等人材育成について、質問趣旨、町づくり政策とは、町長がストーリーを語り、職員はそれを形にすること、そのためには職員のキャリアアップも必要かと思ひます。その手法としての行政版キャリアパスの検討について質問を申し上げます。まず担当課からの現在の人事評価についての状況を、答弁お願ひしたいと思ひます。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただいまの御質問の、現在行っております人事評価の状況についてお答えいたします。

現在、町で実施しております人事評価は、地方公務員法に基づきまして、能力実績による人事管理と組織全体の士気高揚、公務能力の向上を目的に、平成28年度に制度化をいたしまして、平成29年度から運用を開始しております。

評価におきましては、職務上の行動等を通じて発揮した能力を把握する能力評価と、職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握する業績評価の2本立てで実施しております。

能力評価につきましては、課長、係長、係員の役職に応じて評価項目に違いがございますが、倫理や課題対応、協調性、業務改善、業務遂行、知識、技術など、12から15の項目がございます。業績評価につきましては、担当業務に対して目標を設定し、その達成状況を自己申告し、評価を受けるような制度となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 3番。

現況の人事評価についてお答えいただきました。

その人事評価の出来栄えといえますか、そういった状況と、それについて問題点とかはありませんでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の出来栄え等についてお答えいたします。

この人事評価の出来栄えということでございますが、人事評価については平成29年度から本格的に運用を開始しておりますけれども、当初は被評価者側にとっても評価者にとっても、試行錯誤の中、取り組んできたような状況でございました。

被評価者側にとっては自分の評価に対する理解や納得、評価する側にとっても適正に、また他の評価者とばらつきなく評価できるのが重要でございます。

やはり評価につきましては、いかに適正に行うか、また他の評価者とのばらつきを平準化するかが課題、問題点と考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 人事評価は非常に難しいものでありますけれども、今の答弁の内容では、評価の仕方が、他と比べる、まあ、相対評価といいますが、そういった評価の仕方をされているんですが、私が今から提案していくキャリアパスというのは、その人を見る、絶対評価といいますが、そういった方式を取っていますので、現在やっている方策、相対評価なのか絶対評価なのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

基本的には、その被評価者を見る絶対評価ではございますけれども、ただ、どうしても評価者によってその評価のばらつきが生じやすいということもあって、若干相対的な評価の部分も入れているということでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） この評価については、平成29年から始められたということで、例えば、被評価者の

職員についても、現在ではスムーズに理解できているほうですか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

被評価者のほうは、能力評価、業績評価の2本立てで、自分の能力を、係員でありましたら、12項目の項目で自己評価、自己申告いたします。また、業績評価については、自分の担当業務の業務目標を設定して、いかにその業務を達成できたかという形で申告しておりますので、今のところは、そういった形で、当初に比べますと円滑にしているかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 人事評価は非常に難しいことじゃありますけれども、できる限り点数化をしたりとか、分かりやすく、皆さんが見える化といいますか、皆さんが納得できるような評価方法も必要かと思えます。

今回提案申し上げたのは、キャリアパス制度といいますけれども、結果的には職員の成長を促すということで、その評価のシステムの中で目的意識が生まれ、自分が目指す職位やレベルに達するために、スキルの習得や今やっている業務に意欲的に取り組むようになるというふうに思います。個人個人の成長は結果として、組織全体の成長につながるようになります。また、キャリアパス制度を職員一人一人の成長につなげるには、上司と部下の信頼関係に基づいた職場環境を整えることが重要になってきます。

実際に、介護事業所で実施していたキャリアパスの概要をお話したいと思います。これは採用するかどうかは別として、実際にやっていることをちょっとお話したいと思います。

評価は、1次評価、2次評価、最終評価という3段階で実施しております。

そして、キャリアパスシートは、9区分20項目があります。そのシートを各部署の責任者、役場で言えば課長級の立場になりますけれども、その方が各職員にまず配付します。次に、職員はキャリアパスシートに自己評価をします。期間は10日程度取って、自己評価で基準以上の評点をつけたときには、その根拠となる職務行動記録簿、業務改善提案書を提出するようになっております。

次に、各部署の責任者はキャリアパスシートを基に職員一人一人を面接し、1次評価を行います。キャリアパスシートを作成し、そして提出いたします。期間は30日程度を設定しております。

次に、キャリアパス評価シートを基に各部署、責任者会議で、責任者、役場で言えば課長全員で、全職員の2次評価を行います。1人の目だけじゃなくて、全員の目でその方を評価していくことになります。

次に、2次評価を基に経営幹部で最終評価を行うということにしております。

次に、最終評価を基に、各部署責任者は評価結果のフィードバックシートというのを作成して、まず経営幹部のほうに提出します。

そして、最後にフィードバックシートを決裁後、各職員へ面接と共に結果とそのフィードバックシートを渡すような方法で実際やっております。

全工程、職務の合間を活用しながら、2ヶ月間程度の期間を要しているところです。

もちろん、職務の合間ですので、2ヶ月間じゃなくて、実際はそんなに時間はかかりませんが、そういった状況をやっています。

人事評価にこのような時間をかけることは非常に面倒かと思えますけれども、1次評価と評価結果のフィードバックに個別面談を取り入れることにより、人材育成と上司と部下の信頼関係につながるものというふうに思います。

キャリアパス評価システムは、もちろん元はコンサルから提供されたものですが、評価項目等の内容はオリジナルに作成したものです。

評価のフローと評価シート等のベースがありますので、ぜひ評価項目を行政用に変更して、運用方法を取得できたらと思います。

人事評価の見える化、職員のモチベーションアップ、人材育成につながるこのキャリアパス制度導入について、是非前向きな検討を提案したいと思います。非常に時間がかかるように思いますが、あくまでも仕事の合間に評価するのであって、そして1次評価については、その責任者、例えば課長クラスと直接面談しながら最終的な評価を決めていくことになります。そしてそれを基に、各担当部署の責任者は評価シートをつくり、それで、評価シートについては9項目のほうにまとめられます。そして、全て点数化して、点数の範囲内でABCのランクづけをするということになります。

実際、民間事業所でやっていますけれども、何で民間事業所がこのキャリアパスをするかといいますと、実は、民間事業所、介護事業所ですけれども、介護事業所は、実は、介護処遇改善加算、これらの全額給付を受けるためにはこの制度の導入が必須科目となっていますので、介護事業所はほとんどこのキャリアパスという制度を導入しているところです。

実際やってみて、今話す中では非常に時間がかかるように思いますが、あくまでも仕事の合間でやっていることなので、実質はそんなに時間はかからないと思います。

そして、被評価者、受ける側も、評価をする側もお互い面談という時間を設けていますので、その中で十分納得しながらですね、点数をつけていくという形になります。

最後に、常務の決裁を頂いて、フィードバックシートといまして、その評価の内容とかですね、そういった評価の理由とかをやっぱり面談して伝えると、その面談が上司と部下の信頼関係づくりということになりますので、そういった形でやっています。

これをぜひ、行政版にアレンジすれば、それぞれの、モチベーションアップといえますか、そういったことにもつながることと思います。

そしてまた、いろんなこの評価の中で業務提案書というのがありますね、それを常々そういった意欲のある人は業務改善提案書を出して決裁に基づいて、決裁が通ったらそれを制度化するということもできますし、もちろん職員のモチベーションアップには、実際、今やっている現場ではですね、モチベーションアップには必ずつながっていますので、是非、前向きにですね、検討いただければなということだと思います。その中でいろんな職員のアイデアを生み出す力といえますか、そういったこともついてきますので、是非前向きに検討をお願いしたいと思います。

あくまでも提案ですので、その辺についても、私の提案に対してどうかということですね、最後に返答いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

人事評価の目標も、職員の能力向上と、そういった最終的には業務提案から業務が改善できれば、町民の方のサービス向上にもつながるということで、参考にさせていただければと思っております。

以上で終わります。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） キャリアパス、行政ではなかなか聞き慣れない言葉だったと思いますけども、もう少

し中身を詰められて、是非こういった制度を採用されてですね、先々には人材育成にもつながるし、人材育成、そしてモチベーションアップにつながるし、それぞれ職員がキャリアアップしたならば、組織全体も必ずキャリアアップしますので、実際、自分の経験からの話なんですけども、是非前向きに検討されることをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原誠二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時40分から開議します。

午後2時23分休憩

午後2時40分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

4番、早田和彦議員の一般質問を許可します。4番。

○議員（4番 早田 和彦君） 皆様、こんにちは。4番議員、早田和彦でございます。

ただいま議長より質問の許可を頂きましたので、令和5年第2回錦町議会定例会一般質問を行います。

さて、今回の通告では、町長のマニフェストの中から、産婦人科医院の誘致について、そして、教職員不足解消のための提案についての3つの事項を通告しております。

それでは、これより通告事項に基づきまして、質問席より行います。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 質問事項1、町長のマニフェストの中からについて質問をいたします。

要旨1、不妊治療、個人負担分の支援について質問をいたします。

不妊治療については、以前私も質問をしておりますが、令和4年4月1日以降に開始される治療より、基本的な治療は全て保険適用となりましたが、治療の内容によっては保険適用外の治療もあります。マニフェストの中には、個人負担分の助成をしますとあります。これはオプション治療、つまり保険適用外、先進医療部分についての助成ということなのかをお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森山健康増進課長。

○健康増進課長（森山 毅宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

本町の不妊治療に係る助成は、一般不妊治療に対する助成事業と、体外受精や顕微受精の費用の一部を助成する不妊治療費助成事業により行っていますが、いずれも保険適用の対象となる医療行為が助成対象となっております。

東京都などで行われている先進医療に係る費用の一部助成につきましては、体外受精及び顕微受精を行う際に、保険適用された治療と併用して実施され、医療行為として認められた先進医療に係る費用の一部を助成しているようです。

この助成は、少子化対策として一つの有効な支援事業だと思いますが、先進医療の技術の評価や施設基準など、審議されている部分や厳しい基準などもあるようですので、今後の国・県の取組などを見て判断させていただければと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） 今の答弁の中で、先進医療に係る費用の助成の実施の予定はないということですが、確かに本町単独では厳しい部分もあるかとは思いますが、しかしながら、先ほど課長のほうも答弁の中で言われましたけれども、少子化対策として有効な支援事業と考えます。熊本県全体で取り組んでいく施策として、提案をお願いしたいと考えます。事実、中国地方のある県では、キャッチフレーズがありまして、「小さな支えが大きな安心〇〇県」というようなキャッチコピーをつけまして、県全体で支援をしているところも事実あります。これにつきましては、先進医療部分に対して5万円ということで助成をしております。

町単独では厳しいかと思いますが、こういった県全体を含めて実施している県も実際ございますので、ここで町長へお尋ねしたいと思います。管内の首長さんたちも含めてですけれども、ぜひ、このような先進医療部分についての助成を県に働きかけていただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 錦町においては、平成2年からございましたですかね、不妊治療の助成をやってきておりまして、私は不妊治療について助成をしてきてよかったなと思っております。といいますのが、ある方が、この不妊治療のおかげで子供ができた、赤ちゃんが生まれたという話をよくしてください。或いはせんだってばぎりぎりの方というんですか、女性の皆さんにとっては、赤ちゃんを生むという年齢においてはですね。そういう方が赤ちゃんができたということで、不妊治療によってはですね。よかったなとつくづく思っております。

今、御質問の先進という名前があるわけですが、担当に聞きますと、その判定というんですか、なかなか厳しいものがあるという話で、もう少し県と国の動向を見なければならぬかなという話を今しているところでございます。

御指摘もありましたように、そういうことによって子供さんが授かるということであれば、国、県のほうにもまた呼びかけを、或いは要望をしていこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） 今、町長の答弁もありましたけれども、やはり女性の方は、この不妊治療に関しては非常に関心も高く、私も聞いたところでは、特に錦町はよくしていただいているというようなことをよく耳にしております。ただ、この部分については、まだこの自治体のほうも、なかなか手が届かないということでもありますので、ぜひ国、県に呼びかけていただきまして、こういった部分の支援を厚くしていただくように、ぜひ要望をお願いしたいと、そのように思います。

続きまして、質問の要旨の２、シニアスポーツの支援についてを質問いたします。

町内では、高齢者も含めましてグラウンドゴルフ等が盛んに行われておりまして、話を聞きますと、非常に認知症予防に効果があると。数字を数えながら申告をするというような部分で、認知症予防に効果があるんじゃないかというふうにおっしゃっておられました。

そこで、スポーツ支援について、町の主催の大会などを増やしていくのか、また、或いは軽スポーツを別に推進して、シニアスポーツの支援をしていく方向になるのかをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

シニアスポーツの支援に関しましては、町が主催の分館対抗グラウンドゴルフ大会のほかにも実施しているものは特にありません。

今後においては、誰でもできるスポーツ、軽スポーツの普及を行ってまいりたいと考えているところです。

昨年度において、軽スポーツ普及のための道具を購入し、今年度から各地区に普及に回りたいと考えており、できますれば、各分館ごとにおいて健康づくりの会として実施していただければというふうに考えております。競技名はモルックという競技です。木の棒を投げて、ピンを倒して得点を競うもので、ボーリング競技の屋外版というようなものです。ヨーロッパでは既に人気の競技となっております。

また、今6月補正予算においても卓球台を3台購入する予算をお願いしておりますけれども、コミュニティセンターや青年会館で利用できるよう、準備を進めてまいります。やりたい方、或いはやってみたい方への普及も行っていければと考えているところです。

御質問がありましたグラウンドゴルフ大会の町主催の開催を増やすという御質問に関してですけれども、既にグラウンドゴルフの競技自体が多くの方に広まっており、錦町においても協会員として組織も存在しています。定期的に協会主催による大会も開催されていますので、一定の普及効果は達成できているものと理解しているところです。そのことから、町主催の大会の開催は分館対抗グラウンドゴルフ大会のみで考えております。追加しての開催は予定しておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） ありがとうございます。一応、協会、愛好者の方からのお声ということで今回は拾わせていただきまして、質問事項にも入れさせていただいたわけですが、今回、卓球台の3台購入する予算を入れていただいておりますが、この卓球台を使用したいというときになった場合に、道具を自分が持ち込んだらすぐできたりとか、例えば、教育委員会のほうに届出を出して利用すると。どのような形で利用、申請になるのか、申請しなくてもいいのか、その辺ちょっと予定をお伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

卓球台につきましては、西と木上のコミュニティセンター、それから青年会館ということで配置を予定しておりますけれども、各施設とも施錠しての管理施設になっております。ということから、実施したいということであれば、教育委員会のほうにお申し出いただく必要が出てくるかと思えます。

用具に関しましては、まだ手配はできていませんけど、ラケットとボール程度は準備できるかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） ラケットぐらいは、自分でもされる方は用意されるかなと思えますけれども、オリンピック以降、卓球関係は非常に人気もありますので、そういったところを観点から申しますと、非常に利用しやすいのかなという感じはいたします。

そしてまた、新しい競技のモルックという競技の普及も今年度から始められるということなので、私も1回デモプレイを見ましたけれども、ボーリングの屋外版ということであっても、なかなか難しい部分もあるのかなと思えますが、せっかく準備もできておりますので、ぜひ普及のほうをしっかりとやっていただければと思います。

それでは、質問の要旨の3、地元企業への就職者支援についてを伺います。

これについては、今後、生産年齢人口の減少により、人手不足が本町も含め全業種、業態、全国的に深刻化するお

それがあることは既に予想されていることであります。

また、特に地方においては若年層の都市圏への流出、とりわけ本県においては、私もよく知りませんでしたが、他地域への人材供給県というふうになっておりまして、5本の指に入っているということでもあります。

また、高校卒業者の地元への就職が64%ぐらい、これはもう最下位ということで、熊本県自体は非常に労働人口が流れやすい県だということになっておるようです。

この若年層の流出を抑えていくためにはということ、どこの行政、自治体もあの手この手ということで手を尽くしておるわけですが、やはり行政が中心となって、若年層への就職施策を取るべき時期にあるのではないかと考えます。

3月定例会でも、管内企業への高卒就職率が1割ほどですよということでお話をさせていただきましたけれども、そのとき、私は就職率のアップと若者の定着率を図るために、就職奨励金制度をどうですかということで提案をさせていただきました。地元へ就職する方への支援策としてということで提案させていただきましたが、町長のマニフェストにもそのようなことでうたっていましたので、この支援策はどのような内容で考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この件につきましては、質問議員おっしゃいましたとおり、3月定例会時に御提案を受けたところですが、その際、奨励金制度も含めて何らかの就職支援策を講じることは、貴重な人材が人吉球磨管外に出ていかれる割合を減らす効果は期待できると考えますと答弁いたしました。町長のマニフェストにも、ふるさとに若者を残すため、地元企業に勤める方を支援しますとございます。

それを受けまして、管内の高等学校に、令和2年度から令和4年度の3年分の就職先調査を実施しましたところ、町内を含む人吉球磨管内に就職された方は、令和2年度が卒業生691人中46人、6.7%です。令和3年度卒業生635人中59人、9.3%です。令和4年度卒業生670人中61人、9.1%ということで、地元に残られる方は1割にも満たない状況です。

このような状況を少しでも軽減できますよう、現在、課内で協議をしているところです。まず、支援の期間、あと支援の金額、あと支援の要件等をしっかりと精査し、より効果が得られるような制度設計に努めてまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） そうですね、ぜひこの支援策は完成させていただきたいと思うんですが、早速、先日の夕刊記事には、人吉のほうでは、商工会議所等に加入されている地元企業なんかも労働力不足が顕著であるということで、何とかしてほしいということで、商工会が中心になってやっておられますし、また、誘致企業でありますルネサスにおかれましては、せんだって南陵高校生を20人ほど招かれまして、工場見学会等も早速やられておるようです。つまりは、地元企業におかれても、とにかく人材が欲しいというのはもう顕著に表れておるわけでありまして。

仮に、本町が先行していったとしても、なかなか予算面、資金面というようなことで厳しい部分もあろうかとは思いますが、これはぜひ先行して、錦町のよさを表に出していただきまして、何とか人口流出、若者の定着率を図るためにも、ぜひ施策としてやっていただきたいと思っております。

仮に、この施策、支援策が完成した場合に、公務員、団体職員、地元企業、商工会会員事業所等々もありますけれども、線引き、あとは業種によって職種、業種分けなど、そういった考えが完成される前に考えはあらわれるのかどう

か、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、そのようなことも含めまして検討中ではございますけれども、人口減少、また少子化対策という問題は喫緊の課題であります点を鑑みますと、できる限り、多くの方に支援が行き渡るような制度設計にしなければならないと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 先ほどもちょっと申しましたけれども、地場企業の採用意欲は非常に旺盛と思われます。どこに行っても東京一極集中、大阪辺りでも若干労働力が減ってきているというような状況でありますので、簡単に言いますと、労働力の奪い合いというような状況が、今後も続いていくのかなというようには感じております。意欲も旺盛ということでもありますし、例えば、地元企業におかれましては、学校関係に出前講座等も計画していただきまして、大いに企業PRの授業をしていただくと。そしてまた、充実した内容で、今後のこの支援策の制度化をぜひお願いしたいと思いますが、ここで町長に、この支援策について、町長のお考えをちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先ほど担当課長が話しましたように、人吉球磨で高校生が、卒業生が650から700名近く出るわけですが、そんな中で地元に残るのは令和4年度に至っては、先ほど言いました61人しか残らない。そのうち、錦町には13人が来ているという話でございます。

今朝からも話ございましたけれども、いわゆる農業の担い手、後継者につきましては、年間75万円を後継者育成ということで、5年間やっております。それから、商業者につきましても、後継者ということで2万円、年間、農業者には75万円ですね、商業者には22万円をやっております。

地元に残るためには、お勤めの方については、引き止め策も含めてしていかないと、地元に残ってくれないという思いもありまして、今回マニフェストにも掲げておきました。

今後につきましては、それをどう制度設計するかということで、担当のほうに指示をしておりますので、それをしっかりとしていこうと思っております。

私、選挙戦を通じて言われましたのが、若い方がこの錦町に残って、そして、その若い方が一度、例えばアパートで一人暮らしをしたいという話があって、そういう自立性というんですか、そしてちょっと楽しみたいというんですか、独身というんですか、親から離れて。そういう話がございます、ああ若い人たちはそういうこともあるのかなと思ったところも、今回のその一点でもございました。

今後については、先ほど言いましたように、しっかりと制度設計をつくって、そしてそれを進めていこうと思っております。

ただ、いずれにしても、これ、財源がどこからつけるかということでございます。財源をしっかりと見つけていかなければならないと思っております。令和4年度の実質収支が2億4,600万円程度でございまして、既にそれについても、5年度の財源に充ててしまっていて、あと1億7,000万円ほどしか残っておりませんので、しっかりと取捨選択しながら進めていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） もう、ぜひ制度化していただきたい。しっかりと我々も応援してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

続きまして、質問の要旨の４、これも就職関連ということではございますけれども、企業と学校との連携についてを質問いたします。

３月定例会では、地元企業見学会の開催を提案させていただきまして、中学校では仕事の体験とかの授業とかありますけれども、見学会のほうが身になるのではないかとということで提案をさせていただきまして、先ほども申しましたが、ルネサスにおかれましては、早速動きが出ているということでもあります。

この企業と学校との連携について、どのような内容で連携を図られていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

企業と学校の連携に関しては、３月議会の折、質問議員から御提案を頂きました。

私ども教育委員会としても、企画観光課を通じて、誘致企業２社の工場増産体制の強化や新規創業の話を伺っておりましたので、今年の１月４日に実施しました二十歳を祝う会、令和４年度の成人式ですけれども、その際に２社のパンフレットを同封し、式典終了後に成人者に説明を行って、地元企業における地元の方の採用を優先されていることをPRしたところです。

また、ルネサスエレクトロニクス株式会社錦工場様からは、地元の中高校生等の工場見学を進めていきたいとの申出を受け、３月中旬に錦中学校生の見学会を計画したところですが、企業様との日程が折り合わず中止した経緯もございます。

そのことから、今年度からは実施できるよう準備を進めているところです。状況としましては、毎月実施する校長会において、学校側に工場見学の提案を行い、各学校の社会科見学や総合的学習の中でのカリキュラムに組み込んでもらうよう伝えており、既に中学校において工場見学を予定されております。企業様との日程調整を今後行っていくこととしているところです。

また、今年からは本町に赴任することとなった新任教職員の研修の際にも、地域理解研修として工場見学を実施することとし、７月２１日に実施する予定としております。

以上のように、児童生徒のみならず、学校教職員の研修にも利用できればと考えているところです。

今後におきましては、より積極的に誘致企業の方々との連携を取り、地元企業のよさを理解頂けるよう、また地元に残りたいという子供たちが一人でも多くなるよう、取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） 今、答弁の中で、新任教職員の研修の際にも利用したいということで、まさしくこの研修に関しては、非常にいい内容になるのかなと思います。

先ほども申しましたが、やはり出前講座とか、新しいことに取り組むということは非常にいいことだと思いますので、ぜひ今度からも、学校と企業との連携を密にしていけるような施策も必要かと思っておりますので、ぜひやっていただきたいと、そのように思います。

それでは、質問の要旨の５、奨学金制度の見直しについてを質問いたします。

奨学金制度については、軽減、充実させるということですが、まず最初に、今の奨学金制度の内容について、ちょっとお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本町の奨学金の概要を御説明します。まず、貸与金額になりますけれども、貸与月額は高等学校が2万円、大学が5万円、各種専門学校が4万円となっております。大学生は年間60万円、4年間にすると240万円の貸与額となります。専門学校は年間48万円、2年間ですと96万円の貸与額となります。高等学校は年間24万円、3年間で72万円の貸与額となります。

それに対して、償還期間ですけれども、償還期間は、卒業後1年を経過した後、借入期間の3倍以内の期間での償還となっております。大学生は12年、高等学校は9年以内での償還をお願いすることとなります。

また、本町の奨学金の特徴として、卒業後に帰省し、本町に居住した場合には、8年間の居住条件はありますが、返済額の半額を免除するという制度がございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 詳しく今御説明頂きましたが、この現制度を軽減、充実をしていくということですが、実は、他県でも専門分野の人材が不足しているために、それぞれ細分化された奨学金をつくられたところもあります。例えば、薬剤師育成奨学金、薬剤師が全て、県内で養成しても、県内大学を卒業したら都会のほうにほとんど流れていってしまうというのを防ぐために、その県では10年間勤務していただいたら返済不要というような、非常に具体的に人材が流出するための奨学金制度をつくられるところもございます。

また、以前教育長とも話をさせていただく機会がありました折に、教員養成奨学金制度の提案もちょっと話をさせていただきまして、これには教育長も関心を持たれまして、管内教育長会でも前向きに提案をしていただきたいというふうに話されたのを、私はまた記憶しておるところでございます。

今後の奨学金制度は、所得制限もさることながら、地域に根づく人材育成のための専門分野専用の新設も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

奨学金制度の見直しに関しましては、今年度において審議会の中で検討協議することとしております。そのため、予算を今6月補正予算に追加計上したところですが、今現在は、制度の内容についてどのようにするのか決定したわけではございません。町長のマニフェストにも制度の見直しを掲げてありますので、しっかりと協議検討を行いたいと思います。

御提案の専門分野対応の制度新設なども、その協議検討の場の中に入ってくるのかなというふう感じたところです。

併せて、本町の役場職員に関しましては、保健師ですとか社会福祉士の募集を行っても、なかなか募集に対しての希望がないというような状況もございますので、そういった専門分野の方への新たな制度新設というの、ぜひ検討できればというふうに思っております。既存の制度の緩和や充実も含め、あらゆることに関して、今回審議会の中で検討をしていただきたいというふうに考えておりますので、委員の皆様にご説明をして、意見を頂いた上で、参酌した上で決定してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ぜひ、専門性も含めまして、軽減、充実を図っていただくような奨学金制度をつくっていただきたいと、そのように思います。

続きまして、質問の要旨の６、防犯カメラの増設について伺います。

近年、防犯カメラは、犯罪の未然防止、或いは検挙につながる重要なアイテムとなっているのは皆様御承知のとおりだと思います。しかしながら、町内では表に出ないような軽犯罪に近いものが発生しているのも事実であります。中には、大切に育てた植物を鉢ごと盗まれたりとか、そういう事案も耳にしております。道沿いによく見えるようにと飾っておったのが、翌朝見たらもうなかったと、そういうことが多々あっているようですので、やはり防犯カメラ等につきましては、増設は私も重要だと思っております。その防犯カメラの設置場所の選定、台数、それから設置することに関する問題点等について、ちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町では、防犯カメラにつきましては、平成２８年度から設置をしております、現在２５台設置をしております。内訳としましては、地区別に西地区が７ヶ所、一武地区が１１ヶ所、木上地区が７ヶ所となっております。一武地区が多いのは、体育館や武道館、保健センターや道の駅など、公共施設が多いためとなっております。

設置場所につきましては、公共施設周辺が１１ヶ所、道路交差点周辺が１４ヶ所となっております。

また、落雷によるカメラの故障など、長期間不具合の状態のままのカメラも実際に存在しておりましたので、今年度から定期的なカメラ動作点検や故障対応など、専門の事業者へ委託のほうをしております。

先日、人吉地区の防犯協会連合会の総会に出席をいたしましたけれども、その中で、人吉警察署のほうからは、防犯カメラは確かに犯罪抑止や刑法犯罪の検挙には非常に有効ではあるが、一方、撮られたくない方の肖像権への配慮が非常に重要ということで、設置基準や映像利用基準など、きちんと要綱で定めた上で、警察など関係機関と十分協議した上で設置をしてほしいということでございました。

町におきましても、防犯カメラ設置運用要綱を定めておまして、要綱では、画像情報の適切な取扱いや記録保管、目的外利用や外部提供の制限を規定をしております。また、カメラの設置台数や撮影範囲も必要最小限にすることとしておりますので、防犯カメラの増設につきましては、その必要性や設置場所など、警察庁など関係機関と十分協議の上、必要な箇所には設置をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） そうですね、防犯カメラはそういった犯罪抑止等にも十分期待できるものでありますけれども、やはり情報開示、目的外利用等に十分留意をされまして設置していただきたいなと思います。これは学校等にもついておりましたけれども、今ではもう重要な防犯アイテムとなっておりますので、慎重にまた設置のほう、台数のほう検討していただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、質問事項２、産婦人科医院の誘致についてをお尋ねをいたします。

産婦人科につきましては、管内では２件ありまして、やはり全体的に見ましても、高齢化が進んでいるということであり、県境の隣県を見ますと、産婦人科医院に至ってはゼロ件ということで、人吉市内のほうに皆さん来られて出産をされるというようなケースが非常に多くて、人吉市内の産婦人科の駐車場に行きますと、他県ナンバーがやはり多いようでございまして、貴重な存在であります。

また、熊本県の医師確保計画の概要によりますと、本県における医師の地域偏差は長年の課題であり、より実効的

な医師確保対策を進めるために医師確保計画を策定すると、その期間が今年度までというふうになっておりまして、特に医師の6割が熊本市内に集中して、地域は非常に少なく高齡化が進んでいるという問題でもあります。

ただ、今までの流れからいきますと、若者の定着率等を図っていくならば、やはりどうしても避けて通れない問題は、この産婦人科医院の、または産婦人科医師の問題だろうと思いますが、この点について、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森山健康増進課長。

○健康増進課長（森山 毅宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

管内で産婦人科医院の誘致の動きがあるのかについてですが、産婦人科医院の誘致運動はありませんが、今年に入り、産婦人科医師の確保に向けた活動が始まっております。これは、令和4年2月以降、人吉医療センターの産婦人科医師が不在となったため、分娩受入れが停止となって、人吉市内の産婦人科医院2ヶ所のみで分娩受入れの状況となり、人吉球磨圏域における産婦人科医師の不足が深刻な問題となったためです。

また、救急対応が必要とされるハイリスク妊婦等については、八代市や熊本市など、これまでより遠方の対応可能な産婦人科医院へ搬送しなければならなくなりました。これは、これまで人吉医療センターを利用されてきた、えびの市や伊佐市の妊婦さんにも同様に深刻な問題となりました。

このようなことから、人吉球磨定住自立圏共生ビジョン懇談会におきまして、第2次共生ビジョンに地域医療体制の充実を目的として、産婦人科医師の確保の項目が追加、了承されました。

さらに、隣接する宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市にも、この産科医師確保の運動の取組について呼びかけがなされまして、協議会への参加となり、今年、令和5年1月12日に南九州中部地域医療連携協議会の設立総会を経て、産科医師確保への取組が始まりました。

今年度の取組につきましては、昨年度に引き続き、熊本県、宮崎県、鹿児島県の医師会及び熊本大学、宮崎大学、鹿児島大学等の産科婦人科学教室へ要望書の提出が行われます。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 産婦人科医師は、全国的にも不足ぎみであるかと思いますが、ぜひこの産婦人科医師の誘致は非常にハードルが高いかも分かりませんが、ぜひとも女性の方のことを考えますと非常に重要な部分でございますので、この協議会のほうで、続けて強く要望書のほうを提出していただきたいと、そのように考えております。これも人吉市と伊佐市、えびの市での市議会議員の中でも出ているようですので、ぜひ誘致のほうをお願いしたいと思います。

それでは、質問事項3、教職員不足解消のための提言について、質問の要旨の1、教職員人材バンク制度の提案について質問をさせていただきます。

せんだって、一武小学校の丸つけボランティアに伺いまして、先生方の補助といいますか、丸つけをさせていただきましたけれども、やはり現場を見ますと、非常に過酷なような状況だと思います。丸をつけるだけでも40分間ぐらい丸つけするんですけども、それでも非常にありがたかったというような声が非常に多かった。やはり、ここでも教職員不足を感じたわけでありまして、また、地域を含めて学校行事、学校を支えていけないといけないうふうにつくづく感じたわけです。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。私としましては、県校長会等を巻き込んで、教職員の人材バンクの制度を提案したいと、そのように考えておりますが、教育長のお考えをお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただいまの御質問にお答えします。

全県的に見まして、教職員の不足に関する状況は非常に厳しい深刻な状況があります。特に、教師を志望する若者の減少というのは非常に深刻で、先日も新聞等で教職員採用試験の期日の前倒し等について報道がなされましたが、私、個人的には、学校にいろんな形でマンパワーを呼び込むためには、大学と連携した大きな制度改革がなされない限り、状況の改善が難しいのではないかとこのように思っているところです。

県も、今年度末から定年延長に伴う暫定再任用制度というのを行いまして、一定数の確保を見込んでいるようですが、採用段階での希望者の減少は、昨年度に増して今年度も厳しい状況です。

質問議員提案の校長会等での人材バンクの提案ですが、実は、私も今年、県の退職校長会のほうに、同様の人材バンクをつくっていただくような提案をしたところでした。県教委の人事課のほうも、教職員の未配置の解消のために、退職された先生方に重ねてお願いされているところですけども、それぞれに、例えば、本人の健康不安とか、親の介護などの理由で、現場、現状をよく知られる先生方は、教職員としての復帰にはちょっと難色を示されているような状況があります。

私が要望した人材バンクにつきましては、教職員としてもさることながら、先ほどおっしゃいましたように、例えば、学校の授業をサポートできる学習支援ボランティアも含めた人材バンク、錦町で取り組んでおります学校支援ボランティア、そういうような形の人材を、町内に限らず広く集められるような、募集できるようなことがもしできたら、多様な教育活動や個別指導の充実、それから教職員の負担軽減につながるのではないかと考えておりますので、今後とも機会を捉えまして、人材バンク制度の具体化に向けた提言を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 学校支援ボランティアは、非常に重要な役割を今後も示していくのかなと思います。

議員の中でも、私と5番議員が登録しておりますので、議員の皆さん各位におかれましても各校区で登録していただくと、教職員の先生方も非常に助かられると思いますので、前向きに教育委員会に行つて名前を記入していただければなど、そのように思っております。

残り時間も僅かになりましたので、第2回定例会の一般質問をこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田和彦議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後3時40分から開議します。

午後3時28分休憩

午後3時40分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

6番、石松まゆ子議員の一般質問を許可します。

○議員（6番 石松まゆ子君） 皆様、こんにちは。6番議員の石松まゆ子でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中にあいねっと放送をお聞きの皆様方に心より御礼申し上げます。

私は令和5年4月23日に行われました議会議員の選挙におきまして、町民の皆様方の温かい御支援を頂き、引き

続き議員として務めさせていただくことになりました。皆様方から寄せていただいた期待と負託に身の引き締まる思いであります。

農業の振興、商工業の振興と共に女性の声を大切にして、一つ一つ行政につなぐ、これを基に町政に取り組んでまいります。

そして、錦町の発展のため微力ながら一生懸命頑張っていく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告書には、福祉・整備・農林に関わる3項目を掲げております。

1つ、民生委員の役割となり手不足の課題について。2つ、高齢者の支援について。3つ、その後の対応と進捗状況はということで、過去の質問より3点。

1、小中学校の女子トイレに生理用品の設置について。2、深刻な物価高騰から農家を守る取組は。3、子どもたちの通学路の安全確保は、について質問をさせていただきます。

まず、登壇席より1項目めを質疑し、ほかは質問席より順次質疑させていただきます。

事項1、民生委員の役割となり手不足の課題について、お尋ねをいたします。今回の選挙の中で感じたことの中に、空き家が多いことと、高齢者の1人から2人暮らしが多く、足腰が悪い人が多く、孤独・孤立に陥る厳しさを肌で感じましたし、私が考えている以上に高齢化が進んでいると思ったところがございます。

高齢者の見守りにも力を入れていかなければならないのではないかと思います。現在、核家族化、高齢化社会、地域社会の人とのつながりの希薄化が叫ばれております。

そのような中、地域福祉のつなぎ役として、高齢者や障がい者、子育て中の皆様が地域で安心して暮らせるようボランティアでサポート支援の手を差し伸べていただいているのが、民生委員の皆様でございます。

民生委員の役割は、地域の人々の相談相手となるばかりでなく、介護、子どもたちの貧困、ひきこもりや単身高齢者の増加に伴う活動など、業務量が多くなっております。特に近年は、振り込め詐欺や高齢者の家への強盗、虐待など深刻なニュースが多く、見守り活動は必要性が高く重要と考えます。

担い手不足が各地で共通の悩みと、令和5年1月の新聞にもありましたが、今、民生委員のなり手不足が問題となっております。私たちの分館でも担い手を確保するために苦労されていると聞いておりますし、1期で辞められた人に話を聞きますと、「本当に0歳から100歳よ。業務量が多く精神的に大変だ」と言われました。錦町の民生委員の任用の仕組みと活動状況について、まずお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 質問事項、民生委員の役割となり手不足の課題について、質問の要旨①、民生委員の任用の仕組みと活動状況はについてお答えいたします。

民生委員は厚生労働大臣の委嘱で任期は3年間です。市町村長から推薦された人が、推薦委員会の審査を通過して任命されます。委員は地域住民の身近な相談役となり、専門機関へのつなぎ役として家庭訪問や支援などに携わっていただいております。令和4年度の年間活動日数は、30人で2,795日となっており、1人平均年間93日、1週間当たりにしますと、1日から2日の活動となっております。

活動日数の多い方は、年間245日であり、1週間当たり4日から5日の活動をされている方もおられます。

活動内容は、高齢者・子どもに関する相談、支援、行事・事業への参加協力、地域福祉活動や研修となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） ありがとうございます。今、答弁の中にもありましたけれども、年間245日というところで、本当に大変御苦労されているなど思ったところでございます。

民生委員制度は、制度がスタートしてから100年を超えた今も、特別職の非常勤地方公務員として、地元根差し住民の課題を受け止めて、行政につないでいただいております。

答弁にもありましたように、支援を必要とする方と行政や専門機関との連携や協力など、色々な様々な地域福祉の活動をされているようでございますが、私は活動の複雑化、業務量の増大に伴い、無報酬で引き受けるには負担が大きいのではないかと思います。

民生委員の活動費はどのようになっておりますかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えします。

活動費は、国費から1人当たり年間6万200円が支給されております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） ありがとうございます。報酬を払えばよいという問題ではないかと思いますが、今の活動費を聞きまして、交通費、連絡通信費など、今、非常にガソリンも上がってきております。そして、1回だけじゃなくて、問題があった場合には、何回も何回も足を運ばなければならないと聞きます。実際に係る費用と比較すると、必ずしも十分な水準ではないんじゃないかなと、私は思っております。町としても、活動費の補助というのは考えないのかということが1点と、錦町で令和5年1月に高齢者相談員を廃止されました。世帯数が多い地区や高齢者が多い地区などの分館では置かれております。必要だから置かれると思うんですけども、高齢者相談員の廃止の理由と、民生委員のなり手不足している現状を、町としてはどのように考えているのか、対策なども含めてこの3点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

まず、町から民生委員協議会に補助金として、令和4年度には197万1,000円を支出しております。1人当たり6万5,700円となっております。

次に、高齢者相談員廃止につきましては、仕事や家庭の事情で引き受け手がないこと、相談件数が減り安否確認が主な業務となっているため、地区社会福祉協議会での見守りに移行するというところで廃止となっております。

民生委員のなり手不足の問題は全国的な問題であり、定年の延長や労働力人口が減少し続けていることから、高齢になっても働き続けている方が増えていること、活動に見合う活動費が支給されないなど、民生委員制度が時代の変化に合わせて変化していないことが一因であると考えます。

毎年、球磨郡町村会から厚生労働大臣宛に、活動の環境整備、担い手不足に対する対策、活動費予算の増額を要望しておりますが改善されていないのが現状です。

今回の改選では、欠員は生じておりませんが、今後も制度改革を要望し町民の方々の御協力を頂きながら、地域と一体となって住民福祉の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） ありがとうございます。今、民生委員の仕事というのも一つ、高齢化が急速に進む中、地域福祉のキーパーソンとしても、非常に重要な役割を担っていると思っております。今の答弁の中で活動に見合う活動費が支給されていないということで、国の制度が改善されていないという答弁でございましたけれども、要望していくということでございますので、本当にそれも必要かと思っておりますので、国のほうにも要望を問いかけていただきたいと思っております。

また、町からの補助金も6万5,700円出されているようでございますが、これは協議会に入っているということで、できればこれから少しでも活動費として支給していただければ助かるんじゃないかなと思っております。

今そういう中で、民生委員の負担軽減をしようということで、地域のみんなで声をかけたり訪問したりすることで安心した日常ができるということで、地域福祉に取り組んでおられる分館があります。日頃から近所との関係づくりが大切ということでされているようでございますが、一つ例を挙げますとこの命のバトンというのを冷蔵庫の中に、これは11分館の取組なんですけれども、区長会との意見交換会の際に知りまして、私もちょっと詳しく聞きに行ったところなんですけれども、これを冷蔵庫に貼っておくんですね。それをして、これの中にはいろんな守秘義務が書いてありますけれども、どこの病院にかかっているか、薬は何を飲んでいるのか、また治療中の病気はあるかとか、もしも自分がどうにか倒れたり何かしたときに連絡先などを書いてあります。そうすることによって、倒れて救急隊が来られたときに、それをすぐにこれが貼ってあるなということで、これを取り出してやることによって、的確な対応ができるということを書いてもらっていました。

それも、私は地域福祉ということで、分館長、そして主事、民生委員、健康相談員、高齢者相談員、それと班長さん、そして女性の方ということで、皆さんで自分たちの近くの高齢者の方を見守っていこうということで、この活動をされております。

そして1ヶ月に1回会議をして、どうしても民生委員に伝えなければならないことは、民生委員に伝えられているようでございます。これをすることによって、民生委員の負担軽減にもなると思いますし、地域の活性化にもなるんじゃないかなと思っております。是非、こういう活動をする体制づくりということも、町でも支援を進める必要があるのではないかと、私は思っております。

また新聞の中に民生委員のなり手不足というところに、民生委員の認知度が低いというのが書いてありました。私は、老いても安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、民生委員制度の理解というのを促進を進めて、民生委員のなり手不足を少しでも補えるように、引受けやすい環境づくりというのも一つの方法だと思いますので、これは言われましたけれども、100円ショップで買ってあるそうです。お金もかかりません。どうぞ、こういう取組というのを、是非町でも支援をしていただければと思っております。

次に、高齢者支援についてお尋ねいたします。2021年の国民生活基礎調査によれば、全世帯に占める高齢者、65歳以上なんですけれども、単独世帯は742万世帯あり年々増加していて、2021年は過去最多となっているそうです。

まず、錦町の65歳以上の独り暮らしの高齢者世帯と、高齢者のみの世帯の現状をお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

高齢者世帯の数は、令和5年3月末で1,278世帯となっており、全世帯の32%となっております。そのうち一人世帯714世帯、高齢者のみの世帯564世帯という状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） ありがとうございます。高齢者世帯が32%ということで、非常に高齢化も進んでいるなど思っております。高齢者対策には色々な対策をしていただいておりますけれども、一つに移動困難な町民の移動手段として、8番議員の質問の中にもありましたけれども、錦町総合計画の中にあります公共交通の整備として、乗り合いタクシーそして高齢者タクシー助成の事業に取り組んでいただいております。

今回、森本町長は5期目のまちづくりのかじ取りをされますが、町長のマニフェストの中でも、現行の乗り合いタクシー制度とタクシー券の助成事業を見直すとしてされておりますが、経済的負担の軽減と移動手段の確保のために、どのような制度に見直されるのか町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 乗り合いタクシーに関しましては、停留所が9ヶ所ございますので、もう少し停留所の位置を追加したいということが一つでございます。

それからタクシー券の話ですけれども、今500円で24枚をやっておりますけれども、結局タクシー料金が値上げされて、500円ではどこにも行けないなという思いもございまして、それを単価を上げるのか或いは枚数を上げるのかというのを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） ありがとうございます。8番議員の質問の中では、乗り合いタクシーの利用状況を聞こうと思ったんですけれども、言われましたのでタクシー料金の助成の利用状況というのが分かりましたらお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

高齢者タクシー利用券の利用状況につきましては、まず65歳以上であることが前提となります。その上で、第1に町民税非課税世帯であること、第2に自家用車を保有していないこと、第3に町税等の滞納がないことの3つの条件を全て満たしていることが必要となります。なお、タクシー券の利用期間は7月から翌年6月までとなっております。令和4年7月から令和5年6月まで利用できるタクシー券の発行者数は127人となっております。令和3年7月から令和4年6月までは105人、令和2年7月から令和3年6月までは96人に発行しており、年々利用者数が増えている状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） ありがとうございます。6月7日の新聞にも載っておりましたけれども、南阿蘇村で住民要望で廃止が一転継続へということが載っておりましたけれども、やはり非常に使い勝手もよくて高齢者の移動手段としては非常によいのではないかと考えています。これを6月議会に予算を計上されると載っておりました。錦町でも私も交通機関として目的地までの移動手段として、また運転をしない高齢者の移動手段として、非常にすばらしい取組ではないかと考えております。今、経済財政諮問会議の中では、社会保障の安定に向け、国は平均寿命ではなく健康寿命の延伸を促し、高齢者の就労、社会参加を進められております。

この国の考えの中、私はそこに少しだけ視点を変えて、電動カートへの助成を考えていただけないかと思っております。今、高齢者の方は移動手段として電動カートを利用する人が多くなっていると聞いております。電動カートは

危ないと言われる方もおられますが、高齢者になっても自分で自由に行動することにより、毎日を楽しく過ごすことができるのではないかと思います。そうすることによって、認知症の予防にもつながるのではないかと考えております。

私も農業をしておりますけれども、農業というのは体と頭を動かし、認知症になりにくい職業の一つだと言われておりますが、私の友達の中に足と腰を悪くして、イチゴを栽培していたのですけれども、その人が収穫ができない、働けないなど思っていたところを、電動カートを利用して高設栽培をされておりますので、収穫作業ができて仕事ができて本当によかったと言われますし、私の隣の集落の友達は果樹を営んでおりますが、果樹農家に行くまで、畑に行くまでが移動手段として本当にこの電動カートは助かると。「畑とか梨園に行きしゃかすれば仕事ができるもんね」と言われますので、私は今健康保険とか介護保険などが上がっておりますので、本当に高齢者就労を進めながら高齢者が充実した毎日を過ごすためにも、この電動カートの助成をと私は考えておりますけれども、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

電動カート、いわゆるシニアカーと呼ばれているものですが、法律上運転免許は必要なく公道を時速6キロ程度の速さで走ることができるものです。まず、新品購入の場合には10万円台から40万円台と幅広く30万円前後が相場のようなようです。

次に、中古品購入の場合には、10万円から30万円弱が相場となっているようです。

最後にレンタルの場合には、月額2万円程度で借りることができるようです。全国の自治体には、シニアカーの購入費補助や自治体がシニアカーを保有しレンタルしている事例もありますので、公共交通機関が発達していない本町のようなところでは、マイカーは日常生活に欠かせないものとなっており、高齢者の運転免許証返納の促進とあわせて、歩行が困難になり日常的な外出がままならなくなり自宅にひきこもりがちになるのを防ぎ、社会参加へのアシストをする上でも、他の自治体の取組を参考にしながらしっかりと検討していくべき課題であると認識をしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） ありがとうございます。先ほども言われましたけれども、認知症の基本法が昨日制定されました。本当にみんなが元気に明るく一人も残さないで社会を楽しく過ごすということが基本のようでございますので、できれば高齢者の一つの支援として電動カートの助成を是非考えていただきたいなと思っております。平均寿命でなく健康寿命の延伸のためにもよろしくお願ひいたします。

次の質問に入ります。その後の対応と進捗状況についてお尋ねをいたします。過去の質問でも質問させていただきました3点について確認としっかり取り組んでいく私の決意を含めて再度質問させていただきます。

まず、小中学校の女子トイレの生理用品の設置についてお尋ねします。この質問については、2回ほど質問させていただきました。

前回教育長の答弁の中に、生理用品を保健室に置き、児童生徒は養護教諭に伝えて使用する方で、今のところこれを変えてほしいという要望はない。また、保健室に常備することによって、子どもたちの体の悩み、成長・発達の状況を把握することができ意味があるという答弁でございました。私もこれは、本当に考え方としては一理あるなと思っております。

また、課長の答弁の中では、今後、養護教諭による部会の意見を参考にしながら検討するというところでございませ

た。

また、災害用の備蓄物資の利活用についても、できればローリングストックという方法もありますので、少しでも新しい備蓄物資を活用していただけるように提案として、災害用備蓄物資を利活用し、生理用品の対応はできないかということを質問したところでありますが、その後の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和4年9月、12月議会の一般質問において、質問議員から御質問を頂き、答弁として今後検討すると申し上げておりました。その後の検討内容、状況についてお答えいたします。

各学校に所属する養護教諭との協議の中で、検討結果としては現行のまま保健室に常備配置の上、必要な人が利用する方法が望ましいという結果でした。

理由につきましては、先ほど質問議員もおっしゃられたとおり、やはり児童生徒の健康状態の観察、会話をすることによるその児童生徒の心理面の状況を見ることができるとするのは、非常に大事なことという養護教諭の意見でございます。

しかしながら、その後の本町の災害備蓄品の中に生理用品が大量に在庫として存在することが判明したため、学校での利用に問題はないか確認をしたところ、問題はないとの結果から、今年の1月末に各小学校に約700枚、中学校に約2,900枚を配布し、利用させていただくこととしました。

その結果、西小学校と錦中学校においてはトイレに数枚ずつ設置して自由に利用できるようになっております。

錦中学校は、設置場所を3ヶ所、多目的室トイレ、屋外トイレ、体育館トイレに限定して設置してあります。一武小と木上小学校は、保健室に常備配置となっております。それぞれの学校において設置に関し対応が分かれておりますが、各学校の判断の下、実施がなされているという状況です。

西小学校では、共同利用の場であるトイレでのマナーの徹底とトイレットペーパーと同じく、なくなったらありませんと自ら言える子どもになってほしいという校長先生の意図の下、設置がなされており、周りとの共同生活の中で身につけてほしい力を養うためにも、そのような教育も必要と判断されて実施されている状況にあります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） ありがとうございます。県立高校は全校生理用品の無償設置がされておりますし、球磨郡でも小中学校への取組が加速している状況であります。

私は現場の声を聞きに行きました。高校、錦中学校、西小学校と行ってまいりました。高校では県の体育保健課から、トイレに生理用品を常備するように通知が来て設置したということでしたが、養護の先生にメリットとデメリットはどういうことですかというふうに聞きまして、メリットとしては父子家庭で生理用品を買うお金を父親に言うのがなかなか難しい子どもたちが保健室に来ていましたけれども、その子たちは今トイレに置いてありますので精神的にも安心して使用することができるのではないかと聞かれましたし、デメリットとしては初めのころより生理用品がなくなるスピードが早くなったということで、本当に趣旨を生徒に伝えながら対応しているということでした。

また、錦中学校では今の課長の答弁とは少し違いますが、私が聞いたのはこの頃5月なんですけれども、トイレに置いていただくのは大変うれしいことであり女性の一人として理解しているなと感じたところでもあります。

また、西小学校では校長先生が対応していただきました。置くことは反対されませんでした。先ほど課長の答弁に

もありましたが、子どもたちがいろんなことに対して自分から声を上げる教育の観点から生理用品のことを聞くことができ、設置するにしても立場や見方でより有効的活用になると思ったところであります。

答弁の中で、備蓄物資の活用の中で置いていただいているようで本当にありがたいなと思っております。しかし、やはり備蓄物資の対応では更新があるときとないときがあると思います。しっかりとした予算を取ってと思っておりますので町としての考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今回、災害備蓄品を御提供いただいたことで、必要な予算措置はなくなったわけですが、今後において必要であれば予算措置も含めしっかりと対応してまいりたいと考えております。

また、現在も各学校に学校維持管理のための予算として、約200万円ほどの消耗品費の予算を計上しておりますので、既存の予算の中でも十分対応できるのではないかと判断をしているところです。必要に応じてそれぞれ判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） ありがとうございます。非常に前向きな答弁をいただきました。本当にありがとうございます。子育て世代が抱えるニーズというのは表面化しにくい面もあります。子どもが幸せと感じられる社会というのは、誰にとっても生きやすい社会だと思っております。是非、小さなことでございますが、救い上げていただきますようお願い、この質問を終わります。

次に、深刻な物価高騰から農家を守る取組についてお尋ねをいたします。

前回、深刻な物価高騰から農家を守る取組について質問をさせていただきました。農家の経営は、ウクライナ情勢や円安などにより、1次産業を営んでいく上で必要な経費は全て価格が高騰し、深刻な状況が続いております。

森本町長は町の基幹産業である農家に対し、農業の振興の支援として燃料費高騰支援や畜産経営継続支援など、今回の農業情勢の中、少しでも農業への影響が緩和されるように対策を取ってこられました。依然として物価高騰は続いております。

今回、地方創生臨時交付金として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が町に交付されておりますが、町としてはどのような支援として活用されるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

質問議員がおっしゃいます交付金につきましては、令和5年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。その限度額につきましては、事業者支援・生活者支援分として4,927万円、価格高騰重点支援分として2,500万2,000円、合計の7,427万2,000円となっております。

今回の6月定例会補正予算におきまして、歳入予算ですけれども、事業者支援・生活者支援分につきましては学校給食費補助に3,000万円、くま川鉄道補助金に68万円、プレミアム付き商品券事業に500万円を計上しており、残額は1,359万円となっております。

また、価格高騰重点支援分につきましては、低所得世帯向けの価格高騰緊急支援給付金事業に2,500万2,000円全額を計上しておりますので、残はないところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） ありがとうございます。いろんな支援として活用されているようでございますが、私は前回農家を守る取組として、畜産農家への継続的な支援とたばこ共同乾燥組合の燃油代、特に電気代が非常に高く厳しいというたばこ耕作者からの声が上がっております。共同乾燥施設への支援はできないかと町の考えを尋ねましたところ、財源の見通しがついたら何らかの支援ができるように準備をしたり、国へ対しても早急な支援を要望していくとされましたが、電力・ガス・食料品等、価格高騰重点支援地方交付金を活用して、少しでもたばこ共同乾燥組合への支援はできないかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

物価高騰対策に関しましては、国において予備費を活用した配合飼料、素飼料の高騰対策が発表され、補填額の増加に結びつく拡充がなされており、あわせて電力・ガス・食料品等、価格高騰重点支援地方交付金が増額して措置しており、町においても農業者への支援にも活用するべく準備をしているところです。

熊本県においても詳細についてはまだ公表されておませんが、この交付金等を活用した肥料価格高騰や資材価格高騰対策に係る補正予算が、今議会に提案されております。

また、たばこ共同乾燥組合の電気料・燃料の高騰分につきましては、国の助成も申請中であるとのことですので、全体を見ながら効果的な支援ができればと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） ありがとうございます。ここにたばこ耕作組合より森本町長宛に要望書もございません。電気代などの支援の要望も出されているようでございます。

共同利用される施設への支援というのは、農業振興には非常に私は有効と考えます。国の助成もあるということでございますが、国の助成と併せて是非支援していただきますようお願いいたします。次の質問に移ります。

次に、子どもたちの通学路の安全確保についてお尋ねをいたします。

子どもたちの通学路の安全確保のための提案については、何回も質問をさせていただいております。特に町道松里永野線は近年の車社会の変化に伴い、鉄工所、畜産、建設業、製材所等の事業所もあり非常に大型車の交通量が多く、子どもたちの通学路の安全と高齢者の安全確保のためにも、黒辺田野橋の改良及び歩道橋の設置、有田牧場から橋までの道路拡幅の改良など、非常に緊急性が高いので是非考えてほしいと質問したところではありますが、実務設計業務に着手し、黒辺田野橋の地質調査をされたようでございますが、進捗状況とこれからの改良計画をお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

通学路となっております町道松里永野線の歩道設置を含めた道路改良については、質問議員をはじめほかの議員の方々、また地元からの要望が以前よりあったところですが、前課長が答弁しましたように町道下大鶴線の道路改良事業のめどがつかまりましたので、昨年度より事業を開始しております。

有田牧場から黒辺田野橋を含めた国道219号までの永野工区については、昨年度橋梁架け替えのための基礎資料とするため、黒辺田野橋付近のボーリング調査を実施しております。

今年度においては、当初予算に計上しておりました橋梁架け替えの検討及び実施設計業務、内容としては橋梁延長30メートル、前後の取付け道路右岸・左岸それぞれ延長50メートルを既に発注しておまして、今後においては

その他の道路改良区間の測量設計及び用地測量を実施しまして、令和6年度には橋台条件護岸施工に取りかかり、令和7年度には上部工、令和8年度に既設橋梁を撤去し完了する予定としております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） 答弁の中で、橋梁の架け替えをはじめ道路改良を進めていただいているようでございます。本当にありがとうございます。一日も早く安心した子どもたちの通学路につながるように願っております。

次に、県の事業ではありますけれども、国道219号線のJAスタンド前の交差点改良事業がすすんでおりますが、用地買収を含めどのような進捗状況か、また、町でも町道下大鶴線改良工事は進行しておりますが、今後の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

国道219号JAスタンド前の交差点改良については、質問議員言われましたように熊本県が実施主体となりますが、令和4年度に人吉方面からの右折レーンの設置のために、歩道及び用排水路を付け替える道路南側の改良工事が終了し、その後の工事については一時中断しているという状況です。

現在、交差点改良に係る用地について、町も一緒になって交渉を行っておりまして、7件中、難航しておりました2件のうち1件は先日契約が完了し、残り1件については近日中に契約できる見込みとなっております。その後は、南側残り2件の用地交渉が進めば、南側残りの部分、あさぎり町方面への交差点改良工事を年度内に発注する予定となっているようでございます。

町が施工しております下大鶴線については、今年度で完了するということになっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） 県の事業でありますのでなかなか難しいんですけども、2分館、3分館、4分館、5分館のほうからも要望書も出ておりますので、なるべく早くこの交差点の改良が進むように願っているところであります。

次に、JAスタンド横から馬場自転車までの町道松里永野線の道路整備、また合流部の変則T字交差点の改良でございますが、この前答弁の中で、用地取得や建物移転補償など多額の経費となるが予算化していくという答弁があっておりますが、その後の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

町道松里永野線のJAスタンドから馬場自転車までの松里工区については、昨年の12月定例会でも答弁いたしましたが、昨年度実施設計業務に着手し地元説明会を経て、その後、建物・工作物補償業務及び用地測量業務に取りかかり、現在事業を今年度へ繰り越しまして一部の対象者と交渉を進めているところです。

今のところ交渉は順調に進んでおりまして、7月中には建物移転を伴う土地について契約できるものと考えております。その後は、残りの用地の交渉を行いまして、契約した建物・工作物の移転・解体が終了しましたら、令和6年度には改良工事に着手できるのではないかと予定しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） ありがとうございます。着実に予算化を進めていただいているようでございますので、本当に安心したところでございます。子どもたちが安心して通学できるように、1日も早く完成するように願っているところであります。

次に、町長にお尋ねをいたします。大変厳しい予算の中でございますが、前回森本町長の答弁の中で、町道松里永野線は、町道松里線合流部を起点として永野まで主要道路として利用されておりますので、今後においては錦南部線まで合流させる整備計画を進めていくと答弁されております。これからどのように取り組む計画をされているのか、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

今、馬場自転車からの進捗状況を、担当課長から説明申し上げました。いずれにしても、長年の懸案事項でございまして、部分的ではございますけれども、少しずつ改良工事を進めているところでございます。最終的には令和6年、7年、8年に完成するのは、黒辺田野橋と有田牧場付近まででございます。橋の部分につきましては、今、球磨村から仮設住宅が建っておりますので仮設住宅も撤去しなければなりませんし、今からしなければならぬ時間というのは相当ありますので少しでも前向きに進める。その後につきましては、いわゆる今山に下っていく橋、あそこまではしっかりと改良をしていこうと思っております。それから以降につきましては、全体人口減少も見ながら踏まえながら、今の路線というのは最後は整備をしていくということでございますので、それから先の優先順位につきましてはしばらく待っていただきたいと思っております。ただ、計画的にはずっと最後までしていくということでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子君） 計画的に南部農道までは進めていくという前向きな答弁を頂きました。本当にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、皆様方に、今田植えが非常にあっております。農繁期とあって大変毎日お忙しい農家の方はされていると思います。トラクター、田植え機など、農耕者の事故が多発しております。けががないよう、熱中症に気をつけながら農家の皆さん方、頑張ってくださいと思っております。

また、新型コロナウイルスも5月8日には5類に移行になりましたが、高い感染力があるため感染対策は行いながら日常生活を送ってほしいと願っております。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松まゆ子議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和5年第2回錦町議会定例会4日目の会議を散会します。

午後4時33分散会

令和5年 第2回 錦町議会定例会議録 (第3号)

招集年月日	令和5年6月12日		招集の場所	錦町議会議場	
開閉会日時及び宣告	開議 閉会	令和5年6月16日 令和5年6月16日		午前10時00分 午後 1時48分	
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名		議席 番号	氏 名
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也		10	出 金 山 民 幸
欠席議員 0名	2	" 丸小野 聖 一		11	" 高 田 孝 徳
	3	" 梶 原 誠 二		12	" 荒 川 孝 一
凡例	4	" 早 田 和 彦			
出 出席	5	" 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	" 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	" 竹 田 農利人			
	8	" 岡 田 武 志			
	9	" 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	3	梶 原 誠 二		4	早 田 和 彦
職務のため議場に出席した者の職、氏名			議会事務局長 蓑 田 和 也		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	山 園 琢 磨	農林振興課長	有 瀬 耕 二
副町長		保険政策課長	吉 田 誠 二	地域整備課長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課長	森 山 毅 宏	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

議事日程

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案第43号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第3号）
 - 日程第3 議案第44号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第4 議案第45号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第5 議案第46号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第6 議案第47号 錦町子宝祝い金支給条例
 - 日程第7 議員派遣の件について
 - 日程第8 委員会の閉会中の継続調査申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案第43号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第3号）
 - 日程第3 議案第44号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第4 議案第45号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第5 議案第46号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第6 議案第47号 錦町子宝祝い金支給条例
 - 日程第7 議員派遣の件について
 - 日程第8 委員会の閉会中の継続調査申し出について
-

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第2回錦町議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

本日は、5番、吉田眞二議員、10番、金山民幸議員の予定です。

5番、吉田眞二議員の一般質問を許可します。5番。

○議員（5番 吉田 眞二君） 皆様、おはようございます。3番議員の吉田眞二です。ただ今、議長の許可を頂きましたので、令和5年6月議会定例会の一般質問をさせていただきます。

あいねっと放送をお聞きの皆様には、梅雨入りしましたが、健康に留意され、自分の体の許す範囲での運動に頑張ってくださいというふうに思っております。

また、本町の基幹産業でもあります農業の中の水田の作付、水田の準備も大まかな終盤を迎えようとしております。機械操作に十二分に注意をいただき、秋の収穫を災害がないように迎えられることをお祈りいたしております。

さて、今回は3つの質問事項を上げさせていただいております。通告書に従って質問席より質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 今回、3つの質問事項を取り上げさせていただいております。

質問事項1としまして、農業の振興と企業誘致について、質問事項2としまして、子育て世代支援と高齢者への支援について、質問事項3、住民の安心安全と防災について、以上3つの質問事項を上げておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、質問事項1の質問の要旨1、これ3月議会でも一般質問で取り上げさせていただいておりますけども、たばこ共同乾燥組合の電気代、燃油代、そして酪農家、畜産農家へのさらなる支援の考えはについて、先ほども申し上げましたように3月議会での一般質問でも取り上げておりますけども、よろしくお願いたします。農業全体での資材、光熱費の高騰もありますけども、もちろん商工業の方々も同じく厳しい環境だとは理解しておりますけども、今回も葉たばこ農家、そして畜産農家、また酪農家支援についての要望でございます。その中で3月議会の終了後、国へ要望するとのことだったんですけども、成果としてはについてお尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

昨日の6番議員への答弁と重複する部分もありますが、よろしくお願いたします。物価高騰対策に関しましては、国の経済対策等の動向を見ながら、財源の見通しがつき次第、効果的な支援を行っていくと答弁しているところです。

3月議会終了後、飼料価格高騰に対する支援制度の継続・拡充、動力光熱費に係るコスト上昇分の激変緩和措置などを趣旨として、農林水産大臣政務官、県選出国會議員、国会の農林水産委員会所属の議員の方々などへ町長から要望書が提出されております。

3月末には予備費を活用した配合飼料・粗飼料の高騰対策の継続が発表され、さらに補填発動の基準価格の算定を直前1年間から2年半に延長するなど補填額の増加に結びつく拡充がなされており、別枠で行われる補填単価もトン当たり6,750円から8,500円へ増額されております。また、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金も増額して措置してあり、町においても農業者への支援に活用するために準備をしているところです。

現在会期中の熊本県議会におきましても、詳細についてはまだ公表されておませんが、この交付金を活用した肥料価格高騰や資材価格高騰対策に係る補正予算が計上されており、また、たばこ共同乾燥組合の電気料、燃料の高騰分につきましては国の助成も申請中であるとのことですので、全体を見ながら効果的な支援ができればと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。今言われたように、昨日6番議員からも質問があつておりますので、中身について再度突っ込んだ質問は控えさせていただこうかなというふうに思っておりますけども、これは3月議会のときにもお話ししました。葉たばこ農家は国へ助成を申請してあるということですけども、肥料代の高騰も全農家でございますけどもある中で、ほかの農産物に比べて、電気・燃油等を使用する農産物ではないかなというふうに考えておりますので、どうか支援のほうを、3月議会でも言いましたように雇用もありますので、どうか支援のほうをよろしくお願したいと思っております。

その中で例えば葉たばこは共同乾燥室に把で10キロから14キロぐらいの把数で持ち込みますので、その把数に応じた支援というのでもいいんじゃないかなというふうに、たばこ耕作をされている方とお話ししたこともありますので、そういう点も考慮頂ければというふうに思っております。

また、畜産農家と酪農家の支援というのを、町長の所信表明の中にもありましたけど、本当に厳しいというふうによく言われます。新聞紙上でも、飼料・肥料は高騰は続いているというふうにも書いてありますし、秋肥の値下げは、今後春ぐらいになるんじゃないかなというような話も聞いております。

これも農業新聞なんですけど、酪農家の倒産が過去10年で最多というふうにあります。本当大変なことじゃないかなというふうに感じているわけです。

なぜそういうことを言うかという、一般的に、これも新聞に載っていたんですけども、米の作付が前年度よりも大分減ってきているということのを伺っているわけです。熊本も1%超の減反と。3月議会で、水稲とWCS飼料稲、あまり変わらなくなってきたということなんですけども、今年は逆転するんじゃないかなというふうに思っておりますので、この飼料稲をつくれるというのも、畜産農家、酪農家がいらっしゃるから、頑張っておられるからというふうに思っております。

それと、もしもWCS等ができなくなった場合は、耕作放棄地が増えてくるんじゃないかなと。昨日の8番議員から赤い鹿がいたというような話も、猿もいたというようなお話もありましたので、そういうところも考えて耕作放棄地にならないように、そういうのを抑えられるように、どうか頑張っておられるような支援ということで、畜産農家、酪農家への支援ということで本当によろしくお願ひしたいというふうに思っております。経費がかかって大変だと思いますけども、国、県のほうも精いっぱい支援は頂けるんじゃないかなというふうに思っておりますので、町のほうからの支援もよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、要旨2のほうに移らせていただきます。これも農業関係でございますけども、栗の栽培面積拡大と6次産業化支援で、鬼皮・渋皮むき機の補助はできないかというふうな質問でございます。

J Aのほうも栽培を推進され、本町の意欲ある農家支援、今後の栽培計画をされている農家のためにも、鬼皮・渋皮むき機の補助の計画はないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

球磨栗につきましては、地域団体商標登録がされてから各方面からの引き合いが強く、菓子用としても需要が伸びており、錦町においても生産量、単価共に大きく伸びて、今後も期待できる作物となってきました。

このような状況の中、昨年末に栗部会から栗のイガむき機の購入の助成の要望があり、これを受けて果樹高品質化施設導入事業補助金の対象施設として追加し、併せて、これまでも要望がありました乗用モアにつきましても、検討の結果、対象施設に追加することとし、今回予算提案しているところです。その際、皮むき機につきましては要望とございますか、話がありませんでしたので予算化の検討も行っておりませんが、その後この話を受けまして、県を交えて生産者と協議を行っております。

その中で部会で取り組むにしても、そのままの栗の価格が高い、現在は賛同される農家があるのかどうか。また、通年供給するための冷凍保存に関しましても、県の農業研究センターで冷凍方法での品質の違いを研究したり、売り先や必要量等を煮詰めていく期間を考慮し、まずは試作品としてスタートして、それから導入機械の規模等を検討してはどうかとの結論に至っております。

今後、県の6次産業担当者も含めて進めていく事項としておりますので、研究費等県の支援も活用できる可能性もありますので、機械導入に係る助成につきましても併せて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。答弁のように、今栗が本当高いということで、昨年ぐらいからですかね、本当に栗つくってよかったなという農家の方がいらっしゃいます。お話を聞くと、先ほど言われたイガ栗をむく機械の補助はあるんだけど、鬼皮・渋皮をむく機械も実際あるそうです。そういうのを入れて6次産業化のために頑張りたいと。

今、栗が高いというふうな話をしましたけども、いつ下がるか分かりません。そのときに加工して売ったら高いんだけどというような話が出たときよりも、今意欲ある農家の方がいらっしゃるならば、そういう鬼皮・渋皮むく機械というのを導入していただければというふうに思っております。協議を行っていただいているということです、もしもやりたいなという方がいらっしゃったら手を挙げていただけるんじゃないかなと思っておりますので、そのときは支援のほどをよろしくお願ひいたしまして、次の質問要旨に移りたいと思います。

要旨3といたしまして、木上地区ですけれども、積極的な企業誘致の考えはについてお尋ねいたします。

木上地区の方々、本当によく言われるのが、どうしても木上のほうが寂れていると。これは木上地区の方が言われるんですけども、そういうふうに使われています。よその、これはあさぎりの方も言われたんですけども、あさぎりとなって、どうしても深田、須恵のほうがちょっと遅れるというようなお話もされることもあります。でも、私どもはそんなにはないと思うんですけども、木上地区は農業地帯でございますので、企業のほうもなかなか入りづらいところもあるんですけども、今回、木上地区の知敷原、バイオマス発電ができますし、ゼンカイミートも来ますので、積極的な誘致ができないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

昨日の2番議員の御質問に対する答弁と重複する部分がございますが、木質バイオマス発電所、今建築中ですね、に関しましては今のところ順調に施工されておりまして、秋頃までには操業開始する見込みとなっております。また、令和2年7月豪雨で被災されましたゼンカイミート株式会社におかれましては、同時期頃には稼働開始される見込みです。

御質問の木上知敷原地区に企業誘致の考えはでございますが、今のところ具体的な予定はございません。今後、2事業所が稼働開始されることで、その周辺の環境がどのように変化するのかなど、しばらくは様子を見ながら、この地区の発展に貢献できるような、また町民の皆様にご理解頂けるような整備を検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。なかなか難しいところもあるというふうには思っております。木上地区の方々、どうかせつかくバイオマス発電所ができ、ゼンカイミートができる、そのところにほかの企業が、これは企業が判断されることだとは思いますが、私さっきの中に、この地区の発展に貢献できる或いは地域の町民の皆様にとあります。知敷原は農業ですので、酪農家の方もありますので、そういうところも理解が頂ける、それがこの答弁に現れているんじゃないかなというふうに思っております。なかなか難しいとは思いますが、聞くと、バイオマスから出る温水ですかね、あれも活用してその隣ぐらいいこハウスを持ってきてやるのも一つの、希望者がおられればですけども、それもできるんじゃないかなというふうなお話も伺っておりますし、その地域で、先ほども言いますように農業をされている方もありますので、そここのところの理解も頂きながらというふうになろうかと思っておりますけども、できるだけ雇用或いは働く場ということでできればなど。大きな工場じゃなくても、数名の

企業からでもいいと思いますので、どうかそういうところも検討頂いてお願いしたいというふうに思っております。
町長、何かありますか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 質問議員のおっしゃる分はよく分かります。錦町全体を考えたときに工業地帯とか農業地帯とか色々分けていったときに、私は、木上のほうについては農業のほうで振興していったほうがいいなとも思っております。まして企業を誘致するスペースも、木上地区のほうにはそうありませんし、実際、木上地区の農業者の方が、私が今回バイオマス発電等、それからゼンカイミートをあそこに移転、移設、そして誘致をしました。そして、その前に森林組合を誘致しております。言われたのが、もういろんなもんは誘致しないでください、農業ができませんということをはっきり言われておりますので、私はあそこはあの程度でいいのかなと。ほかにもまた持ってこようと思えば、あそこ付近は農業はできないと思っております。全体的に木上地区には、先ほどのバイオマス、それから森林組合、ゼンカイミート、そして、今度木上に多用途のキャンプ場といいますか、温泉も含めた施設もでき上がりつつございます。そして、ひみつ基地ミュージアムもあります。そして、平川の奥にはサバイバルゲームをする施設もございます。私は、将来はあの地域を含めたところが観光ルートの一つの、そういう考えの中で木上地区の開発は進めていこうと思っております。

今、農地はしっかり守っていかなければなりませんし、今度、来週の月曜日から遊水地の説明会が入ります。その遊水地の説明会の対象として、木上地区の右岸側は全て遊水地なんです。そうすると一武、西地区の左岸側、これも遊水地の候補地なんです。そうしたとき農地も限られてきますので、やはりしっかりと、農地を守っていく、優良農地を守っていく。そういう面では企業誘致というのは、ある程度限界があるのかなと思っております。質問議員がおっしゃった中規模の企業というのは、それは十分可能だと思いますけれども、大きな誘致というのは、面積を要するような誘致というのはちょっとどうかという考えを持っているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。私に御相談された方の御意見を言ったまでです。今町長が言われたように、民間のほうも温泉を掘ったり、色々されているようでございます。そこの社長さんともお話ししたことがあるんですけども、民間は民間でミュージアムとかそういうバイオマスができれば、その周りも応援していきたいというようなお話も聞いたことがありますので、そういう活用していった。

私、以前も企業じゃなくて、あそこに放牧したり、色々なそういうのもどうですかと。ミュージアムに来られた方が、お子様連れがそれを見たりとか、そういうのも考えられるんじゃないでしょうかというようなお話もしたことがあるかと思えます。先ほども言いましたように、あそこは畜産農家が飼料をつくっておられますので、大切な農地ということは十二分に分かっておりますけれども、以前私が一般質問の中で言った、町に来ていただいた、錦に行ってよかったというようなのお持ちいただくためには、是非、教育長が栽培されておりますコキアという栽培も是非検討して、一角が真っ赤に染まるというようなのも楽しいんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのところも計画頂ければというふうに思っております。

次に、質問事項2といたしまして、子育て世代支援と高齢者の支援についてお尋ねいたします。

質問要旨1といたしまして、学校給食費の無償化の考えはについてということでお尋ねいたします。これは無償化ということでお話が進んでいるし、昨日の8番議員の中からもありましたので、深くは質問をいたしませんけれども、私が思うところを後ほど述べさせていただきますので、この考え方はについて答弁をお願いできますでしょうか。

考えということでありますけども、この給食費無償化、無償化と私ども本当言っているわけなんですけども、財源が必要なのは十二分に分かっているわけでございます。

そこで提案なんですけども、子どもたちに給食、今、米飯給食のほうが多く準備されているということなんですけども、1週間分が300キロから310キロぐらい使われるということですので、本当にそのお米を耕作放棄地であったり、錦町にはいい面で一武、西、木上というふうにありますので、そういうところを地域でやってやろうと、子どもたちに米をそんなにたくさんじゃないけども年に数回ぐらい、各地区1反か2反ぐらいをつくっていただいて、子どもたちや孫に自分たちがつくった米を食べさせようじゃないか。そういう運動ができればなというふうに個人的に思っているわけなんですけども。

そこで、そういうのが可能か、或いはそうした場合、苗も要りますし、肥料関係も必要かと思うんですけども、苗代の補助ぐらいができないかなというのも考えておるんですけども、そういうのもひっくるめてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、給食費につきましては、昨日8番議員の質問でお答えしたとおり、6月補正予算において今後の状況、対応分として予算計上しております。全額補助、無償化ということでお願いをしているところでございます。

それから御提案がありました、耕作放棄地を利用しての農家の方のお米を提供できないか、西、一武、木上地区ということでの御提案かと思いますが、それに関しましては、今給食における米の納入は学校給食会から納入を頂いております。人吉球磨産の米を限定して納入を頂いている状況です。10キロ袋詰めのお米を毎週納入頂いております、年に12トン、年額で約360万円分ほど利用をしているという状況がございます。そういった状況もございまして、御提案頂いたとおり、農家の皆様が自らつくった米の年に数回程度ということであれば、ある程度の量が確保できるということであれば、そういったことも検討できることは可能だというふうに思っておりますので、そういったところも含め、今後協議検討が必要ではないかというふうに思っております。

一昨日は農政サイドのほうからも有機栽培をされている農家10名ぐらいの団体の方からもやはり地産地消の推進のための農産物の提供をしたいという御意向があられるという話を私どものほうに提供頂いておりますので、そういったことも含めて検討できればというふうに思っております。

それから、苗代の補助ということでの支援はということですが、その件に関しては、学校給食費の予算からというふうな形の支出というのはちょっと不適合かなというふうに私個人的には考えております。その辺のところも含め農政サイドとしっかり協議して、農業の振興策としての一環としてやるということであれば、農政サイドと協力して支援をするとかいう方法は取れないかなということを今後検討協議する必要はあるかと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。今言われたように、1週間分300キロから310キロぐらいということでございます。1反に5俵取れたときに300キロぐらいいくかなというふうに思っております。これを3地区に分けたときに3週間分ぐらいはできるのかなと。苗代と言いましたけども、子どもたちのために自分たちがつくった米を食べてくれればと、苗代ぐらいは自分のほうでしたいというような方もいらっしゃると思います。そこで、後からそぎゃんとはできんだろうかというような話を聞くよりも、その前にお尋ねしといたほうがいいのかというふうに思いましたのでお尋ねしたわけでございます。

私も給食費ただにしてくれ、無償化してくれというのを何回も言っているわけなんですけども、それには財源が要ると

いうことを周りの方たちにも知らしめるというか、いいチャンスじゃないかなというふうに思っておりますので、そういう提案をしたわけでございます。

どうかそういう方たちがいらっしゃれば、私、それをやるからPTAの方々にやってくれとか、そういうのは決して頭の中にはないわけでございますけども、本当に高齢者の方が水田を1反、2反つくっておられるのをよく耳にするわけでございますけども、孫に食べさせるんだとか、子どもに送ってやるんだとか、本当買ったほうが安いんじゃないかなというような思いでもあるんですけども、そういう思いの方がいらっしゃいますので、お聞きすれば、そぎゃん安うしてくれ、安うしてくれ、無償化してくれというばかりじゃ分かってきや、やっぱり何かそのためにはこぎゃんしたがよかとじゃなかという次元の話もしていかなと駄目なんじゃないかというような町民の方からのお話も聞きますので、今回そういう提案をしたわけでございますので、もしそういう方々が本当に錦町の中は、一武、西、木上というふうにありますので、いい意味での競っていただいて、自分たちの地区の米が一番うまいというようなところを競っていただいて、食味でも測っていただいて、その年はこの米が一番うまかったというようなのも、子どもたちにも教えられる一つの手段じゃないかなという思いで質問いたしました。どうか検討のほうをよろしく願いたいというふうに思っております。

それでは、要旨2の子どもたちの国語力向上に図書館の新築の考えはについてお尋ねをいたします。

物価高による学習・教育支出に関し、これ一応新聞に載っていたわけなんですけども、「減らした」「今後減らす可能性がある」というのが86.7%を占めたということが載っております。削減対象は、学習塾など学校外学習費が81.4%。これはチャンス・フォー・チルドレンというところの調査でございます。

とある町の中学生の英語、本町の英語塾、これは本当に私も大賛成で本当いい支援だなというふうに思っております。先ほどの調べの中で、次に削減するのは何ですかというような質問の中に、参考書や問題集、辞書の購入費とあります。子どもたちの国語力のためにも、また少子、子育て支援のためにも、そして文武両面での教育の振興に図書館だけでなく複合施設的な建物の建設はできないかということでお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

図書館の新築の考えはということですが、今現在、担当課として検討しているところでございます。既に実施した耐震調査では、不適格建物としての判断がなされておりますので、早急に対応すべき案件と考えているところでございます。

御指摘のありました複合施設的な図書館の建設に関しては、私ども担当課としても検討しているところであり、図書館の利用者のみならず地域の住民の皆様が憩える場所としての集会所や、例えば学校に行けない子どもたちの居場所づくりとしての学習スペースや体験施設、親子連れでゆっくりとした時間を過ごせる居場所としての子ども館など、様々な目的に利用できるスペースを一体化した複合型の図書館として整備できないかと検討をしているところでございます。

人吉球磨管内において、雨の日に子どもを連れてゆっくりできるスペースがないということも過疎化の原因になっているのではないかと考えられますので、その辺もしっかりと、今後協議、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 検討していただいているということで、大変ありがたいなというふうに思っているわけですが、しかし、これは財源が必要になってきますので、難しいところもあるかと思っておりますけども、先ほど課長のほうから言われたように、子どもたちのために願いたいというふうに思っております。

熊本県もこども図書館というのが来春オープンということも聞いておりますし、町民の方々、団体の方々がよく視察に行かれるという話を聞きます。どここの図書館は本立派なものがあった。錦町もああいうのできんとですかねというようなお話をよく聞くわけでございますけれども、財源がですねというようなお話もしているわけなんですけれども、先ほど耐震関係もあるし色々来ているということでございます。

7番議員、商工会のほうなんですけれども、商工会が入ったりとか、色々そういうのも入ってもいいんじゃないのというようなお話も伺っておりますし、私個人的ですけれども、消防東分署関係も建て替えの時期に来ているということなんですけれども、できるだけ上球磨のほうになるのかなという考えはあるんですけれども、できれば私個人的には下のほうに消防署が来ていただいて、上に図書館或いはそこに子どもたちが集える場所、そういうのもいいんじゃないかなというふうに思っているわけでございます。消防署関係については私の個人的な考えでございますので、お許し頂きたいというふうに思っております。

先ほど課長が言われたように、子どもが集まる、そういう親子で集めるような場所がないというようなお話でございますけれども、これも熊日でございますけれども、図書館を相互に利用していくというような考えを持った町村もあります。うちだけでやるのもいいんですけども、隣のあさぎり町或いは人吉市と交えて、人吉市で借りた物を錦町で返すとか、そのような交互の利用というのも考えられるんじゃないかなと、垣根を越えた図書館の利用というのもできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうところも検討頂いて、子どもたちの居場所のためにもなるし、そして、昨日6番議員と8番議員からもありましたけれども、電動カート。免許返納されて、その方たちが本当危ないかもしれませんけれども、図書館に電動カートで来られるというようなこともできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そここのところも検討頂ければなというふうに思っております。町長、何かありますか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 図書館につきましては、いずれ改築をしなければならないという考えはございます。ただ、今まで図書館もリフォームしながら、そしてリフォームも従来よりも子どもが遊ぶスペース、子どもが来て読むスペース、それから学習もできるスペースということで、部屋の数も大きくしながらやってきているところでございます。それに加えてまた移動図書もしながら、そして移動図書車も新しく今回入れ替えてきております。そうすることによって、これは貸出冊数のデータでございましたけれども、平成23年のリニューアルする前には利用者が4,000人台でございましたけれども、リニューアル後、平成24年からは7,000人程度の利用者があっております。もちろんコロナのときには下回っておりますけれども、コロナのときには逆に今度は移動図書つくしいばら含、それ以前は利用者が平均の二百四、五十人台でありましたけれども、コロナ後は利用者が800人から増えております。ですので、私は乳児・幼児の話は別として、利用者がこれだけ毎々に増えてきているというのは、全体的な図書に対するサービスは、私は十分できているんじゃないかなと思っております。

今後、そのような観点の中でどのように図書館をつくっていくかということになろうかと思えます。今後、これにつきましてはしっかりと検討していく必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。私はそういう充実していないとかそういうことを申し上げているわけじゃなくて、古くなったからそういうのもいいんじゃないでしょうか。移動図書も充実して運行されているというふうに思っております。私の知り合いの中に国語を教えておられる方が、そういうふうに図書館関係も言われるんですけれども、定年されたら図書館の館長にどぎゃんでしょうかなというようなお話もさせてもらっているわけな

んですけども、前向きに検討していただければ、国語をそこで教えていただくというのもできるんじゃないかなというふうな思いもありますので、図書館の建設をお願いしたいというふうをお願いしたわけでございます。

続きまして、要旨3といたしまして、遠距離通学の子どもたちのために通学路に時計とトイレの設置の考えはについてお尋ねをいたします。

学校近くの子どもさんたちはそんなにはないと思うんですけども、私が住むところのような遠いところから来る子どもたち、朝7時前には家を出る子どもたち、多数錦町の中にはあろうかと思えます。その子どもたちのために時間の確認のためと、どうしてもトイレが必要になってくることもあろうかと思えます。ちなみに私の地区の子どもたちの話を聞くと、錦こども園のほうにお世話になっているというようなお話も聞きますし、大変ありがたいというふうに思っているんですけども、あそこが移転をされると、あとどうなるかは今のところ分からないんですけども、親御さんも、子どももどうなるのかなというような心配もされているわけでございます。これは錦の遠いところから来る子どもたちは本当にそういうふうに思っているんじゃないかなと思います。

時計については、学年が上がるにつれて分かってくるというふうには思いますが、1年生新学期が始まるとすぐは、なかなか1年生が思うように歩いてもらえないということで遅刻をして泣いているという、これもちょっと保護者から聞いたわけでございますけども、そういうので、時計があったら便利じゃないかなというようにお話も聞きますので、これも通学路全体に時計とかそういうのを置いてくれというようにお願いをしているわけじゃなくて、聞いていただいて、ここには必要があるというようにお話があれば、設置のほうをお願いしたいというふうに思っております。よろしくお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

通学路に時計とトイレの設置の考えはということですが、今現在、私どもにそのような要望事項が上がっておりませんでしたので検討もしておりませんし、計画も今のところはしておりません。通学路は西、一武、木上地区に様々な通学路があるため、時計やトイレの設置は、現実的には厳しいというふうに思っております。

トイレにつきましては、通学路の周辺に子ども110番の家が設定されており、基本的にはその世帯の皆様にお世話になっている状況があるようです。

また、時計に関しては、各地区の登校班での登校であるため、通学距離に合わせた出発時間が設定され、子どもたちは学校にきちんと登校できていることから、時間の把握が必要なかどうかも含め調査する必要はあるかと思えますが、その辺のところを今後対応していければというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。私に相談されたとき、そういうふうに御相談がありましたのでおつなぎしたわけでございます。子ども110番の家、うちもなっていたわけなんですけども、なかなか来てもらえないというのがありますし、なかなか言いきれないというところもあるというようなお話も聞いておりますので、できればそういう要望等が上がってきたときには検討のほうをお願いしたいというふうに思っております。

次に、要旨4に入らせていただきます。年金は減額、生活用品も上昇、高齢者も厳しいと聞く。支援についてということでお尋ねいたします。

子育て世代も厳しいが、高齢者の方々も厳しいというふうに聞いております。老老介護の方も厳しいと言われております。支援の考えについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に係る住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を令和4年3月、947世帯に1世帯当たり10万円を支給しております。また、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を住民税非課税世帯に令和4年12月、968世帯に1世帯当たり5万円を支給しております。さらに、今回の補正で1世帯当たり3万円を支給予定です。令和5年3月末の高齢者のみの世帯は1,278世帯であり、そのうち住民税非課税世帯の683世帯には支給をしている状況です。支給をしていない595世帯は住民税課税世帯であり、御苦労されている世帯もあると思われませんが、高齢者の方への全員の支援は財政的にも厳しい状況であります。

令和4年度には全世帯への商品券の支給をしておりますので、今後、国・県の政策も考慮しながら生活者支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。今説明がありました。住民税非課税世帯に支援があるというようにことですが、同居の高齢者の方々が一緒に若い方と住んでおられる、そういうところもあると聞かれますが、どれくらいあるか、分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えします。

今お尋ね頂いた同居の方の高齢者の人数というのは把握しておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） あるかないかは分かりますでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 議員おっしゃいます、同居していらっしゃる高齢の方はいらっしゃると思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。高齢者の方が高齢者の方を介護されている、お世話をしておられるという世帯もあると思います。金銭面、若い方も厳しいとは思いますが、高齢者の方も本当に厳しいんだよというようなお話を聞きます。町長が言われる、老いても安心して暮らせる町ともありますので、是非何か高齢者の方々が本当によかったと、楽しい町と本当に思っていたら一つになればという思いもありますので、検討のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

時間も迫っておりますので、質問事項3といたしまして、住民の安心安全と防災についてということで質問させていただきます。

要旨1としまして、一武地区慰霊塔にトイレと街灯の設置はできないかについてお尋ねします。写真をお願いいたします。

これ慰霊塔でございますけれども、私も祖父が戦争で亡くなっております。議員をさせていただいて慰霊祭のほうに出席をさせていただくようになってから、この慰霊塔も行って見たんですけども、高齢者の方が本当あそこは大事にしてくれよというようなお話をされるわけでございます。行ってみてその中で言えることが、先ほどのトイレので

すね、トイレばかり言うというようなことではありませんけれども、ここに行って高齢者の方々がお参りしてきたときにトイレがないというようなお話をお聞きます。トイレと街灯、夜暗くなるにつれて私たち足が弱いので、そんな夜は行かれないと思うんですけども、そういうことも検討はできないだろうかというようなお話も聞いておりますので、そこのところをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、一武地区慰霊塔におけるトイレの設置でございますが、一武地区には近くの道の駅や町民グラウンド、国体球場などに公共トイレのほうが多く設置をしております。

また、一般社団法人の日本トイレ協会という組織があるようですけれども、そちらの調査によりますと、人口規模別に見た公共トイレの箇所数について、本町の公共トイレの数は比較的多い結果となっております。そのため今のところ必要性があるとは認識しておりませんので、設置する計画はございません。街灯についてですが、慰霊塔前の標柱が立っております道路側に街灯はついておりますし、こちらについても今のところ設置の計画はない状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 設置の予定はないということで、道の駅等を使ってくださいということですけども、先ほど言ったように、あそこに来られる方というのは高齢者が非常に多くて足が不自由な方等もいらっしゃいますので、ないということですけども、そういう住民の声があるということもお耳に入れていただければなというふうに思っております。

次に、要旨2といたしまして、一武東方の町道、速度超過の車両が多いと住民の方から聞くわけでございますけども、安全対策はについてお尋ねいたします。写真をお願いしてよろしいでしょうか。これは原田川のほうから東方方面に向かう道路でございます。カーブになるところに減速の標示等ができないかということで住民の方から要望がありまして、現地に行って見たわけですけども、これを見て左側にも木が生えているちょっと先のほうに、申し訳ないぐらいの看板が出ております。これも全然やっておられないというようなわけではないんですけども、できれば住民の方が、カーブになってもものすごいスピードで来られるというお話しされたわけですけども、本当にこういう箇所は錦町、日本全国どこにでもあるんですけども、どこにでもありますよというようなお返事はできませんので、お伝えしておきますというふうにしたわけでございます。

令和2年の3月と6月議会で、車線が狭く見える、私、トリックアートの施工、そしてアスファルトに直接この先カーブとか、そういう線を引く施工ができないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

一武東方線につきましては、一武小学校児童や錦中学校生徒らが通学路として通行しておりまして、特に子どもたちが通学する朝夕の時間帯においても、制限速度を超過して通行している車両もあるとのことですので、注意喚起の看板などを設置していければと思っております。

また、議員が言われるポイント周辺には速度標識もございませんので、たしか前方にカーブありの標識はあるかと思っておりますが、速度標識については設置をしていただけないかどうかを県の公安委員会に要望したいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 私からはトリックアートの施工及び道路路面へのこの先急カーブの標示についてお答えいたします。

トリックアートの施工については、今モニターにありますようにイメージハンプと呼ばれておりまして、物理的な凹凸を設置することなく、舗装の色や素材を変えて立体に見せる路面標示のことで、全国的に実証実験を行ったり、通学路、住宅地などの生活道路において既に採用されている自治体もございます。危険な交差点や通学路の横断歩道手前などでドライバーの注意喚起のために設置する事例が多いようです。

このことにつきまして公安委員会にお尋ねしましたところ、設置については道路管理者、いわゆる町のほうで可能とのことではありますが、設置するに当たりましては、種類や場所なども含め事故を誘発する危険性も考えられることから、公安委員会との事前協議が必要とのことでした。この先急カーブの道路標示についても同様とのことです。

いずれにしても、路面標示については設置後の維持管理も伴いますので、経済性やその効果を考慮しながら試験的な運用も含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。経費もかかるということでございます。色々要望で道路改良をしてくださいますかという要望がたくさんあるかと思っておりますけれども、道路改良をする前に、ちょっと金額的に安価で済むんじゃないかなと思っておりますので、何よりも子どもの安全ということが一番を考えていただいて、今写真を出していただきましたようなことを検討頂ければなというふうに思っております。

時間もございませんので、次に入らせていただきます。要旨3といたしまして、熊本県が整備した大王原公園仮設団地の今後についてということでお尋ねいたします。

令和6年度より熊本県より錦町で無償譲渡されるというような予定ということをお聞きしますが、譲渡後は錦町の所有施設になると思われる町営住宅での利用が一番というふうに考えておりますけれども、今自然災害もいどこで災害が発生するかまだ予測がつかない状況であります。予算的にも難しいかもしれません。全部とは決して言うわけじゃございません。数戸でいいんじゃないかなと思っております。災害が発生したときにすぐに入っていただけるような住宅としての確保はできないかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

今年3月の定例会においても答弁しておりますが、プロジェクトチームの答申を受けて検討することとしておりまして、先般5月26日にプロジェクトチームより答申書の提出があったところです。

今後、その他の職員等意見を取り入れながら、また先ほどの議員の意見も取り入れながら利活用案を策定していきたいと思っております。

また、来年の4月には仮設団地入居者が全て退去される予定となっております。解体工事については県で施行してもらう必要があることから、早い段階で利活用案を策定したいと思っております。利活用案の策定後は、議員の皆様へお示ししまして、御意見等を伺いたいと思っております。その際はよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。解体については県のほうでやっていただくと。経費がかからないようにとの思いと申しますが、できるならば数戸でいいかなというふうに思っております。令和2年のような豪雨災害或いは火災等が発生した場合の、親戚、知人のところに住むというのもいいことだと思うんですけども、遠慮しないでいいようなそういうところがあればなというふうに思っているわけでございます。そういうところを配慮していただいて、昨日の6番議員の道路の関係で町長のほうから、あそこ壊すというようなお話もありましたけども、全部壊されるんだというふうな思いもしたわけですが、できるならばそういう検討会をしていただくということですので、数戸でも残していただいて、災害があったらすぐ災害に強い町じゃないですけども、すぐに入れる、準備は万端であるというようなところを示していただいて、安心して暮らせる町というのをやっていただけないかなという思いがありまして、この質問をしたわけでございます。時間もないわけでございますけども、町長、何かありますか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 球磨村の仮設住宅につきましては、担当課長が話しましたように、今計画を練っているところでございます。今おっしゃった災害時に使う住宅というのもいい考えであると思っておりますので、そういうのをしっかりと取り入れていこうと思っております。

先ほど私が6番議員に言いましたのは、町道の改良にちょうど橋がかかってきて、その橋を仮設橋というんですね、仮設を本橋を架けるのに、どうしても今のある住宅が2棟か3棟ほど邪魔といいますか、ちょうどかかるもんですから、それは取り壊す。それは県のほうで早く言わないと、県のほうもしてくれませんので、そういう計画で、そのかかる部分については取り壊すということでございます。全部をとということじゃありません。ただ、先ほど言いましたように、計画をちゃんと持って、県のほうにこの分は取り壊してください、この分は町で使いますというようなやり方をしていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。私の勘違いというか、早とちりでのことだったかというふうに思っておりますので、先ほど検討していただくということですので、是非災害に強い優しい町という一面もあるかと思っておりますので、是非検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけども、あいねっと放送でもありましたが、農業者として球磨川を守る活動の一環として、あいねっと放送の中で流れておりました、水田作業の流れの中での泥水、そして枯れ草の排水溝への流出を最小限に取り組んでいただき、環境保全による農業の推進に取り組んでいただければというふうに思っておりますので、どうかあいねっと放送をお聞きの皆様で農業をされている方は、常にそのことを考えていただければというふうに思っております。地域で農地を守ることの重要性、地域の農地は地域で守る、地域は農業が守るとの思いで、環境保全に対する取組がますます重要じゃないかなというふうに考えております。

最後になりますけども、今回も住民の方々からの御意見、御要望を頂いての一般質問でございました。国であったり、また県のことであったりという質問があったかと思っておりますけども、そしてまた、お忙しい中に調査いただき丁寧な答弁を頂いたことに感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田眞二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は11時10分から開議します。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

10番、金山民幸議員の一般質問を許可します。10番。

○議員（10番 金山 民幸君） 皆さん、こんにちは。10番議員の金山民幸です。議長の許可を頂きましたので、ただ今から令和5年第2回議会定例会一般質問を行います。

今回の質問は、質問事項1、少子高齢化進行における財政運営について、質問事項2、交通安全対策についてを通告しております。

まず、質問事項1、少子高齢化進行における財政運営について、質問要旨①一般及び各特別会計への影響と財源確保について質問します。

町長におかれましては、人の輪を大切に、老いても安心して暮らせる町、若人に夢と希望が持てるまちづくりの実現を目指し、第6期錦町総合計画、基本構想、人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略や行財政改革等を推進され、特に行政運営の基盤であります財政運営につきましては、厳しい財政状況の中にあつて、住民サービスを低下させることなく健全財政の保持に努力されておられます。このことは、令和3年度各会計決算書をはじめ、監査委員の各会計決算審査意見書と町の主要な施策の成果等から、財政運営の健全性を示す経常収支比率をはじめ各財政指数から健全な財政運営をうかがうことができます。

一方、少子高齢化の進行により、現在人口は約1万人で、今後人口減少により、12年後の2035年には7,700人まで減少すると予測されております。特に、高齢者の増加と生産年齢人口の減少により、今後、一般及び特別会計への影響はどのようなことが予測されるのか、また影響を受ける財源確保はどのような対応が考えられるのか、総務課長にお尋ねします。

あとは、質問席で行います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

少子高齢化の進行により、2040年頃には全国のおよそ4分の1の自治体で、人口は現在の半分程度になるとされております。高齢者人口がピークを迎える一方で、若年労働者の絶対数は減少し、労働力不足が深刻化すると考えられます。

また、日常生活に必要な各種サービスは一定の人口規模で成り立つものであり、人口減少により地方圏の雇用の6割以上を占める第3次産業の撤退も想定され、そうなることさらなる人口減少を招くこととなります。

町においては、人口減少による地域経済、産業活動の縮小により税収入も減少が見込まれる一方、高齢化の進行から社会保障費の増加や老朽化したインフラ整備もあり、厳しい財政運営が想定されます。それまで受けられていた行政サービスも廃止、またはサービス継続のために有料化する場合も考えられます。

財源確保については、受益者負担の見直しや基金の確保、税金等の収納率向上、未利用財産の売却やふるさと納税による寄附金が挙げられます。

特別会計ですが、国民健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険については、高齢化による医療費、療養費、各種介護サービス費、基盤安定負担金等の増、一方、歳入については、少子高齢化の振興による生産年齢人口の減少による保険税等の収入減の影響が大きいと想定をされます。

財源確保については、歳出削減の面から健康づくりや介護予防の取組、歳入面からは保険税等の見直しになるかと思ひます。

インフラ整備と連動した下水道事業や水道事業については、それぞれ処理人口や給水人口が設定をしておりますので、運営していく上で影響が大きいと考えております。上下水道施設の老朽化に伴う施設の更新や修繕料の増加の一方、人口減少に伴い使用料も減少すると思ひます。財源確保については、未加入者に対する加入促進、適正な施設の稼働を行うことによる施設・設備の長寿命化に取り組むほか、定期的な使用料の見直しになるかと考えております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。一般及び特別会計への影響と財源確保について、ただ今答弁ありましたが、今後の人口減少により、先ほど言われましたように、特に生産年齢の人口減少は地域経済や産業活動に大きな影響を与え、税等の減収が見込まれる一方、高齢化による扶助費等の社会保障費や医療、介護費用の増加や、さらに老朽化した公共施設や道路、橋梁、上下水道等のインフラ施設の改修を控え、一般及び各特別会計の財政運営が厳しくなることが分かりました。

また、財源の確保につきましても、使用料、手数料等の見直しや経常経費の削減、ふるさと納税の増額や健康づくり、或いは介護予防推進による費用の抑止や、上下水道加入者促進による使用料の増額等に努めるとの答弁がありました。

私は、特にこのたびの台湾の半導体関連企業の県央への進出による労働年齢階層の流出が心配される所です。ここ五、六年ぐらいから、さらに財政状況が厳しくなるのではないかと思っている所です。

それで、ただ今様々な財源確保の考えがある中で、早期の財源確保としてふるさと納税寄附金が浮かぶわけですが、寄附額の増額を図るための返礼品開発等は現在も進められておると思ひますが、企画観光課長にその状況についてお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税に関しましては、本年度よりポータルサイトの数を10社から11社に増やし、より幅広く寄附窓口を展開しております。

また、寄附者に送る返礼品につきましても、さらなる充実を図るため、本年4月以降19品目を新たに掲載している所です。6月8日時点での返礼品の総数は398となっております。

さらに、広告業務におきましては、60万円の投資額に対しまして544万2,000円の寄附を獲得しており、返礼品を通して本町の魅力発信や商工業の振興に努めている所です。

今後におきましても、担当者のみならず、係内及び課内で情報を共有し、引き続き魅力的な返礼品の設定を進めると共に、ターゲットを明確化した効果的な広告業務に努めてまいります。

また、ふるさと納税の業務委託事業者であるレッドホースコーポレーション株式会社が、本町のサテライトオフィスに入居予定であり、さらなる連携強化はもちろんです。新たな返礼品の開発などにも取り組んでいく予定でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。分かりました。

ちょっと余談になりますが、実は、このふるさと納税制度が始まった最初の平成20年頃には、全国で寄附金総額が180億円だったそうでございます。今日、全国には市町村数が約1,700ありますが、令和3年度のふるさと納税寄附総額は6,724億円で、1自治体の平均をしますと4億円となります、計算上。本町の令和3年度のふるさと納税額は4億1,500万円で、平均を結果的には若干上回っているようであります。本町の場合、このふるさと納税寄附金から、制度上、どこの町村もそうでしょうけど、必要経費を控除した約2億円が、民生費をはじめ衛生費、農林業費、商工費、土木費、教育費の人口減少対策や子育て支援等の経費に充当され、貴重な財源になっております。今後も、人口減少対策として様々な支援施策等を計画されておられますが、それらの財政需要に対処するために、これから以降、大変と思いますが、増額に向けての努力を要望しておきます。

次に、同じく財源確保に関係することですが、今後、近い時期に、数年の間に、例えば戸籍手数料等や国保税、介護保険料、或いは上下水道使用料の改定の計画があるか、予定があるか、お尋ねしたいと思います。これ、総務課長にお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

具体的な改定の計画については、見直しが検討されている税、使用料等はございません。

ただ、国民健康保険税については毎年、介護保険料については3年に一度見直すことになっております。

今後、国民健康保険税については、令和9年度から県内の税率を統一する方向で進められておまして、令和9年度から納付金標準保険料率で算定された保険料となるとのことです。その後、令和12年度からは、実際の保険料率ベースでの保険料となる予定で、これは県内全ての市町村で所得が同じで世帯構成員が同じであれば同じ保険料になるということでございます。

介護保険料特別会計については、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画では、基準額の月額保険料は5,600円でしたが、介護給付費などの伸びを見ますと、第9期介護保険事業計画、令和6年度から令和8年度になりますけれども、それでは据置きは厳しいというふうに思われております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。今後の使用料等々の改正については分かりました。

それで、近々、国保税と介護保険料の改定が予定されているようですが、改定に当たっては十分な説明等により臨んでいただきたいと思っております。

そこで、町長に伺いますが、昨年はコロナの関係で校区単位で行政座談会が開催されたところではありますが、先ほどの国保税或いは介護保険料等々も関係しますが、本年も健康づくりや介護予防等に関する行政座談会を実施していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） その前に、今、質問議員、色々質問していただきました。財政の運営の面から色々質問していただきました。

私が平成19年に町長になりましたときには、財政調整基金は3,500万円しかありませんでしたから、それを見てみますと、今、財調が予算づけをしているところからすれば13億円程度になっておりますので、その面については財政運営もよくなってきたかなと思っております。

令和4年度を締めて、今から中身を精査するわけですけども、実質収支も2億4,400万円程度、一昨年が

1億9,000万円ほどでしたので、5,000万円ほど実質収支も伸びてきております。

ただ、やはり最終的には、実質単年度収支が私が一番気になるところでございまして、それがどう動くかということをしかりと決算書を見ながら、今後検討していく必要があると思っております。

人口減少も、先ほど質問議員言われましたけれども、平成26年でございましたけれども、まち・ひと・しごと創生法というのが制定されまして、そのときに総合計画をつくっておりますけれども、その総合計画の中で錦町の人口ビジョンというのをつくっております。人口ビジョンの中で、社人研が想定する人口と創生会議が想定する人口、それから町独自で頑張ればこの範囲まで人口がどうにか抑えられますよという将来人口の予測をしたところでございます。

質問議員、最初言われました2060年、35年後ですけれども、この人口は、今のままでいけば、私はどうにか町独自の方法で算出した推計人口に落ち着くんじゃないかなと思っております。今、策定から、平成15年ですので7年ほどたっておりますけれども、せんだっての人吉新聞の人吉市、球磨郡の人口の1年間の減少率というのが発表されております。これは、住基に基づくところの表でございましたけれども、ほかの町村は年間で2%或いは1%台の減少率でございましたけれども、錦町においては0.8程度の、もう1%にも満たない減少率でございました。この減少率を、先ほど言いました創生会議がつくった人口と合わせていきますと、我々がつくった人口と合わせていきますと、その1%も満たない今のところ減少率でありますので、今までやってきた部分が私は間違いじゃなかったなと思っております。

要は、合計特殊出生率も、その当時は2.1程度でいくということをしてございましたけれども、今は2.2まで合計特殊出生率も上がってきておりますし、或いは子育て支援も、皆さん方のおかげで、理解のおかげで、そういうふうな貴重な財源を使わせていただいておりますので、そういう面については、先ほど言いますような当初予測した人口減少の中に来ているかなと思っております。

令和4年度の今後、先ほど言いますように、財政状況がどういくかというのは決算を見ながら眺めていき、そして決算を見ながら、また5年度の財政をちゃんと運営していかなければ本当に厳しいなと思っております。

今、質問議員おっしゃいましたように、今後、手数料等も改正せにやいかんときも来るかもしれません。これは分かりませんから。いわゆる負担と給付のバランスというのは、これは絶対必要でございますので、やはり負担もしていかなければならないと思っております。その負担が、一つとして税の徴収等でございます。

本年度におきましては、トータル的には決算ベースで14億7,000万円、前年度は13億7,000万円、ちょうど1億円ほど収入が上がっております。その大きな原因というのが、法人町民税です。あとの、徴収率は、町民税にしても、国保にしても、固定資産税にしても、軽自動車にしても、その徴収率というのは落ちております。私は、こういうところが一番心配するわけです。皆さん、よく、ああしてください、こうしてくださいと言われますけれども、徴収そのものは落ちとるわけですから、ここをやっぱり町民の方にも分かってほしいと思っている。

先ほど言いますように、法人町民税があったからこそ、或いはふるさと納税があったからこそ、このサービスができるわけですが、これがなくてはもうできないというのが現実でございます。

今後、そういうのを含めて町政座談会をするかどうかというのを検討していこうと思っております。一つとして、やっぱり日程がどうしても合わないというのがあって、選挙もあった関係で、やっぱりするにしても明けてからになるかなと思っております。

今おっしゃった介護の話も、当然、町民の皆さん方にはお願いを、負担が上がりますので、これは当然上がります。

今5,600円ですけれども、それではとても賄い切れません。国保につきましては、諮問をしましたが、答申がっておりますので、どうか今のままでいけるんじゃないかなという答申案でございますので、その答申を尊重はしたいと思っております。基金が少しありますので、その基金を使って、基金がなければ当然もう負担をお願いせいかんわけですけれども、基金があるということでもありますので、それを調整しながら、今年はどうにか見送ってもいいんじゃないかなと思っております。ただ、介護につきましては、上げさせていただくということになるかと思っております。

そういうのを含めて、災害が、状況が今年なければいいんですけれども、そういうのを含めて、ちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。ただ今、町長より財政状況等いろんな分野も含めて御答弁頂きました。

最後にしますが、座談会につきましては、昨年したことではありますもんで、今すぐとは言いませんけども、こういう類の説明はやっぱ繰り返し繰り返しすることが私は肝要かなと思いましたが、こういった提案をしたわけでございます。日程等の都合もありますので、今後検討されて、来年にかけてもいいですので、早い時期に座談会の開催を希望しておきます。

よろしくお願ひします。

それでは、質問要旨②財政調整基金及び特定目的基金についてですが。

これは、私が令和3年度の金額では申し上げておりますのは、まだ令和4年度は議会でも認定しておりませんもんで、一応令和3年度の数字を使わせていただいております。

町には、令和3年度末で一般会計の年度間の財源の調整や大規模な災害等や大幅な税収減等に充当するための財政調整基金約16億円と、特定の事業等に運用します12の特定目的基金約9億4,300万円の合計約35億4,300万円の基金、つまり貯金がありますが、先ほどの町長の答弁と若干重複する部分がありますが、基金の額や用途について、以前色々な意見等が交わせたことがありますが、球磨郡9町村で本町だけが過疎地域の指定が受けられず、財政面の優遇措置がない中で、先ほど言いましたように住民サービスを低下させることなく、町民の皆様の御理解を得て、今日の基金が積み立てることができた経緯等につきましては、町民の皆様御承知のとおりと思います。

改めて、ここで、総務課長に、人吉市を除く管内9町村、これはもう令和3年度の比較になりますが、それぞれ状況は違いますが、特定目的基金を除いた財政調整基金の1人当たりの金額は比較してどうなのか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

管内9町村の財政調整基金の積立て状況ですが、住民1人当たりに換算しますと、一番多いところで1人当たり69万2,000円、次に44万3,000円、38万7,000円と続きまして、最も少ないところで11万9,000円となっております。

本町は、管内9町村中8番目の1人当たり15万4,000円で、管内9町村の平均は25万6,000円、1人当たりとなっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。今説明頂きましたが、3年度末関係で、本町の基金額の状況は1人当たり15万4,000円で下位にあることが分かりました。現在は、基金の総額も変わっておりますので、その辺の移動はあっているかと思えます。

そこで、先ほども話しましたように、今後の財政運営や財政需要に備えるためにはある程度の基金が必要と思えます。今後の基金の取組についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

基金の今後の取組状況でございますけども、まず財政調整基金につきましては、現状を維持しながらしていきたいと思っております。

減債基金、あと公共施設整備基金などそれらの目的基金などにつきましては、それぞれの趣旨、目的に応じまして、今後の起債状況や公共施設整備に係る所要額などを勘案して積み増しを行っていかねばと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。今、基金まで一応答弁を頂いたわけですが、先ほど町長から財政運営についても答弁頂きましたが、基金等を含めたところも、今後少子高齢化進行における財政運営について、先ほどもう所見を述べていただきましたけれども、もし補足点がありましたらお伺いしたいと思います。なかったらもうこれでいいと思えます。先ほどは基金のほうを今答弁頂きましたので、お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 質問議員、今、令和3年度の、ほかの町村が決算が3年度までしかできておりませんので、話されました。

令和4年度、それからもう既に令和5年度が始まっておりまして、令和5年度の今回の補正を組みまして予算をしておりますけれども、現在高では、総務課長が予算のとき説明しましたように13億800万円が財調の残高でございます。それは、減債基金が5億2,100万円、財調を積み増しております。これは、今、錦町の起債残高が55億円でしたかね、借金が増えてきておりますので、その償還に充てるということでこの基金を積み増して5億2,100万円ほどになっております。

そして、目的基金を含めたところの全体的な基金の高というのは、令和4年度では、仮決算になっておりますけれども、37億1,400万円余ありました。現在、取り崩しまして、現在は30億7,200万円です。6億円ほど取り崩して、今回の補正の中でやっております。

この中でやっぱり大きなウエートとは、目的基金でありますふるさと納税、ふるさと錦ゆかり基金、もうこれが大きなお金でございます。基金残高が3億4,200万円ほどあるということでございます。

やはり質問議員おっしゃいましたように、このふるさと納税をいかにしていただくかということに今のところ尽きると思っております。そうしないと錦町には財源という財源はありません。大きな企業があるものでもないし、そういうことを鑑みながら、しっかりと住民のサービスに努めていこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。答弁、ありがとうございました。

次に、質問事項2、交通安全対策についてですが。

実は、先ほど、私は町の今後の財政状況のことについて、辛抱せんばいかん、頑張らんばいかんとは、今訴えたところですが。

ですが、そうはいいながら、今回は出してもらって質問に変わるわけです。そこに、今朝まで心の葛藤がありましたけれども、私は議員としての責務として質問しますので、どうか積極的に聞いていただきたいと思います。

実は、まず1番目の、町道松里線速度規制についてですが、これについては町のお金は要りませんので、県のほうが幾らかお金が要るかなという関係ですが、について質問します。

この件につきましては、これまで何回となく要望等がなされていることはもう御承知のとおりであります。今日、特に朝、夕の交通量が増加している状況で、御承知のとおり、球磨中央高校前の交差点改良工事によって、人吉、相良、山江の方たちが木綿葉大橋を渡り、そしてもう直接行かずに手前のほうから左折されて、朝7時から8時までの間に来られるわけです、通勤で。そういう関係で、途中の交差点で約400台通行するそうです。

加えて、この区間には錦中と西小があり、児童生徒の通学路にもなっており、交通安全対策が必要と思いいいますか、また質問するわけです。

ちなみに、聞いてください。一武小前の町道は、一武の下原から原まであります。そこは、歩道がありませんが、30キロで以前からなっております。そうすると、木上小前の県道は、これは県道ですので、山下信号機から荒田地区までが40キロです。それ以外は50キロ。その場合は全部歩道がついております。そういう状況でございます、よその学校の子じゃなくて、同じ町内の小学校を取り巻く交通環境の状況はということで、今説明しておるわけです。

ですが、西小があるところは、先ほど言いましたように、広いところはあるんですが、狭いところもある関係で、そういうことで今40キロを30キロにというお願いでございます。

実情を把握されまして、県公安委員会へその規制の要望をしていただきたく質問するわけでございます。答弁を求めます。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

町道松里線につきましては、小中学生の通学路として、また地域の方はもちろん多くの方が利用され、路線バスも通行する主要道路となっておりますが、主要道路ゆえに自動車の通行も多く、これまで路側帯のカラーラインや交差点のカラー舗装など、関係課と連携し安全対策を実施してきておりまして、昨年度も薄くなってきたカラーラインの再設置を行ったところでございます。

30キロ規制の件につきましては、以前、区長会と協議をいたしました。が、なかなか理解が得られず断念した経緯がございます。

一方、議員おっしゃいますように、一武小学校前は、12区から11区を通り16区まで30キロ規制となっております。規制に係る県公安委員会への要望の件につきましては、まずは地元区長さんや小中学校、警察署など関係機関との意見交換の場、また協議の場をまずは設けたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。分かりました。とにかく、現状等々をよく把握されまして、関係機関等との協議を是非お願いしたいと思っております。

この質問に際しまして、私もただ言うだけじゃありませんで、区間内の15名の各層の方々に意見を聞いたところ

です。私が聞いた全員の方が、できればそのようにしてほしいという意見でしたので、申し添えておきたいと思いません。

次に、これから先が少し、そういう多額のお金じゃございませんから、経費のかかるお話をさせていただきます。実は、町道久保昭和線及び町道三丁指杉線の側溝改良についてでございます。

この件につきましては、以前、両方の区からも要望書を提出されたと聞いておりますが、御承知のとおり、近隣の大形店舗や医院等利用者の電動車、高齢者の電動車を含む車両の通行量増加により、側溝蓋がないので、落下事故防止等のため側溝改修ができないかを、実はこの議会前に通告しておったところでございますが、私にとりましてはうれしいことに、今回この件につきましては、一部分であります、久保昭和線につきましては、側溝改修等の予算措置をされ実施していただくということですが。

私は、計画してあるのはもう計画してあると思いますので、それ以外の今後の計画についてお尋ねしたいと思いません。地域整備課長、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えいたします。

まず、町道久保昭和線についてですが、久保昭和線に敷設されております側溝につきましては農地保全事業で実施されたもので、側溝蓋が設置されていない状況です。これまでの地元からの要望等を受けまして、今回6月補正予算の側溝改修事業において、国道219号交差点部の集水ます設置を含む道路側溝改修と兼田美容室前の側溝改修、延長にして110メートルの2件を計上しております。

また、舗装復旧事業として、先ほどの兼田美容室前の舗装復旧についても、今回の6月補正予算に計上させていただいたところです。

いずれの事業につきましても、起債事業であります公共施設等適正管理推進事業債、いわゆる公適債を活用する予定としておりまして、錦町における道路小規模構造物個別施設計画を策定しまして、残りの箇所についても計画的に進めていきたいと考えております。

続いて、町道三丁指杉線です。当該箇所につきまして現場を確認しましたが、道路幅員は4メートル前後、側溝については現場打ち側溝で、側溝の外側が路面より低く、隣接する住宅への乗り入れのためにはその外側部分をかさ上げして側溝蓋を設置されている状況でございました。

また、要望書につきましても、平成23年と平成27年の2回提出されておりました、その当時の回答としては、現場の状況から側溝の改修には多額の工事費がかかること、その他の地域からの要望も多く、緊急性、危険性を勘案して実施する旨、回答しているところです。

また、質問議員におかれましても、平成29年に一般質問され同様の答弁をしているところです。その頃から比べますと住宅が増え、車などの通行も増えており、また松里線から国道219号までの区間においては側溝敷設及び舗装工事が完了していることから、先ほどの町道久保昭和線同様、公適債の活用を検討しながら、計画的に段階を踏んで取り組みたいと思いません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。ただ今、地域整備課長から答弁ありました。

まず、久保昭和線につきましては、今後におきましても、継続した整備ができますことをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、三丁指杉線の側溝改良につきまして、ただ今、当時の答弁からすれば本当に前向きな答弁を頂きました。恐らく、何も、地域の方も来年、再来年の話ということじゃないということで考えていただいておりますが、他の地域との関係もありますので、今言われましたように、実情を前向きに捉えていただいて、なるべく早い時期に実施していただきますことを要望しておきたいと思っております。

最後の2点につきましては、先ほど言いましたように、お金もかかりますが、そこら辺のところは、ほかの町内のバランスもあると思いますが、場所が場所でございますので、なるべく早い時期の改修をお願いしたいと思っております。

これで、本日私が予定しました質問が終わりましたので、これで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山民幸議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時52分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第2. 議案第43号

日程第3. 議案第44号

日程第4. 議案第45号

日程第5. 議案第46号

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、議案第43号令和5年度錦町一般会計補正予算（第3号）から、日程第5、議案第46号令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第1号）についての4議案を一括議題とします。

本案につきましては、去る12日に提案理由の説明が終わっております。

ただ今から本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。一般会計補正予算の27ページなんですけれども、錦ネット通信事業費2億79万6,000円が組んでおられますけれども、説明があったかと思うんですけれども、財源の確認をさせていただきたいと思うんですけれども。

この中で、9,867万5,000円、国庫支出金についてはデジタル田園都市国家構想の交付金と説明がっておりますし、一般財源、それと繰入金というのは、錦町情報通信施設の整備基金繰越しからの繰入金でよろしいのでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） もし、これが可決された場合には、これを実施されると思うんですけれども、この期間というのは大体どのくらいかかるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

今後のスケジュールなんですけれども、まず補正予算可決後に、速やかにホームページを介してプロポーザルを開始いたします。7月の中旬に公募を締め切りまして、1次審査、7月下旬の週に2次審査、これプレゼン審査になりますけど、こちらを実施いたしまして、8月の中旬に仮契約の運びとなります。

今後、各家庭に設置完了となるのが年度いっぱい、3月いっぱいまでを見込んでおります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 最後ですけれども、これ、前説明があったときに、高齢者世帯には、スマートフォンを持っていない世帯にはタブレットを配布するという説明がっておりますけれども、このタブレットを使用というのがなかなか高齢者には難しいんじゃないかなと思いますけれども、そのところはどうか考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

申し訳ありません。先ほどの御質問に対するちょっと補足をさせていただきます。

8月上旬に仮契約を結びまして、契約が5,000万円以上となりますことから、その時期に臨時会をお願いする予定でございます。

ただ今の御質問に関してなんですけれども、プロポーザルで決定しました業者さんが、ただ今設置しておりますIP告知端末の撤去、タブレットの設置、その際に個別個別に操作方法等の御説明をさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 3番。一般会計の27ページの説明で、町勢要覧のページデザイン制作委託料とありますけれども、これ説明されたかもしれませんけれども、もう一回この内容についてお願いしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

町勢要覧に関しましては、四、五年前に1回発刊しておりまして、今年度が発刊予定の年となっております。その町勢要覧のページごとのデザイン、それを作成する委託業務となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 3番。ということは、ページのいろんなレイアウト、その内容を委託するということですね。分かりました。

○議長（荒川 孝一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。歳出の33ページでちょっとお尋ねします。

これも説明があったかと思うんですが、317、繁殖牛・肥育素牛導入補助金、これは何頭で幾らかを教えてくださいたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

まず、繁殖牛導入補助につきましては、金額は5万円の20頭分。肥育素牛導入補助金につきましては、町内の素牛につきましては5万円の20頭、町外の素牛につきましては3万円の30頭、交雑種につきましては1万5,000円

の40頭で計上しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。聞くところによりますと、来年度から試験的に熊本の市場のほうに出荷をされるということでございますので、血統がよい牛でないと売れないという話を畜産の方から聞きますので、これ、頭数が、希望が増えた場合はまた補正をかけられるのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

頭数につきましては、これまでの実績に基づいて計上しておりますけれども、不足するようであれば補正の予算のほうをお願いしたいと思います。

ただ、1経営体当たりの上限がありますので、その付近を見ながらになるかと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。農林振興課の課長に伺います。

33ページ、290万円の果樹高品質化施設導入の1,210万1,000円ですか。これの機械関係は何台ぐらいのところ計算したのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

主な金額の大きい中身についてお答えさせていただきます。

まず、栗のいがむき機につきましては、補助率が4割としまして4台分。次に、乗用モアにつきましては、同じく補助率が4割で12台分となっております。

また、ロボット草刈り機につきましては、補助率が50%となっております3台分。そのほか、スピードスプレーヤーが、補助率が2割となりまして3台分。

そのほか、果樹の棚等が3件分等となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 7番。今、台数等を伺いましたけれども、乗用モアが前からすると件数が増えているというようなことも非常にいいことだと思いますし、それとロボット草刈り機ですけれども、私も現場で幾度か見させていただきましたけれども、非常に果樹園内もきれいに、病虫害も大分やっぱり減るんじゃないだろうかというふうに考えておりますので、今後こういったものの導入にも補助金等を是非つけていただければと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 答弁よろしいですか。

○議員（7番 竹田農利人君） はい。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。47ページ、中学校の駐輪場新設工事についてお尋ねをいたします。

今、中学校のグラウンド側に仮設的な駐輪場をたしか造られておられますけれども、この新設される場所についてちょっとお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

駐輪場につきましては、今現在、仮設、単管パイプで組んでいる場所がございます。あれが、平成29年度に錦大橋工事が終わった後に移設して置いたものでございまして、波板等が台風のたびに壊れるとか、もう劣化して傷んでいるということもありましたので、今回あの場所に設置をする予定にしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。あそこ、たしか音楽室の下も駐輪場のようになっていたと思いますけど、そこもまだ同じように使用していくということによろしいですかね、併用して。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

本来、駐輪場自体は音楽室下の雨よけのついているところということで利用しておりましたが、あそこではもう足りないということで、今仮設の場所に設置したという経緯がございますので、あそこも併用しつつ利用することになります。

○議長（荒川 孝一君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第43号令和5年度錦町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第44号令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第45号令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第46号令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第47号

○議長（荒川 孝一君） 日程第6、議案第47号錦町子宝祝い金支給条例についてを議題とします。

本案につきましては、去る12日に提案理由の説明が終わっております。

ただ今から本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 2番。せっかくの機会ですので、私の意見というか感想になるかと思うんですが、述べさせていただきます。

本件の子育て祝い金につきましては、反対も何もございません。大賛成でございます。子ども・子育て政策は、これは、町長の所信表明からでございますが、最重要施策として考えていらっしゃると思います。先ほども答弁されましたけど、厳しい財政の中で、ここに大きな割合をひかれているということで、町長の思い、皆様の思いは一枚岩であるというふうに、今回の答弁を聞きまして思いました。

今回のその子育て祝い金、給食費補助、医療費の無償化などについて、トータルで意見、感想などを述べたいというふうに思いました。2点ございます。

1点目は、今回のこの施策について、もう既にやっつけらっしゃるとは思うんですが、いかに町民の方、ひいては熊本県、九州なのかもしれませんが、錦町はこういうことをやっていますというアピールを、是非やっていただきたいというふうに思います。やっぱり、子育て世代のお母様方だったり御家族なんかは、横のつながりが非常に強いということで、これはやっぱりロコミというのが非常に重要じゃないかという思いから、今回のアピールを是非お願いしたい。やっつけらっしゃるとは思うんですが、さらに錦町はこういうことをやっているということ、是非アピールしていただきたいというふうに思います。

もう一つ、2点目なんですけど。

○議長（荒川 孝一君） 丸小野議員、申し上げます。ただ今の発言は、質疑、質問、討論等の範囲を超えています。注意します。質疑としてありますか。

○議員（2番 丸小野聖一君） 質疑としてはございませんので、終わります。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第47号錦町子宝祝い金支給条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議員派遣の件について

○議長（荒川 孝一君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認め、議員派遣の件については、名簿のとおり派遣することに決定しました。

日程第8. 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（荒川 孝一君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和5年第2回錦町議会定例会を閉会します。

午後1時48分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

